

第三編 中世



## 第一章 源頼朝の奥州平泉藤原氏征伐

### 第一節 藤原氏征伐の目的

平安時代末期、武家政権の樹立をめざす源頼朝、木曾義仲、平氏の三つ巴の戦いは、寿永三年（一一八四）一月の義仲の敗死、文治元年（一一八五）屋島・壇の浦の戦による平氏の滅亡によって頼朝の勝利に終わった。

しかし、頼朝が東国に安定した政権を築くためには、源平の対立に当り、中立を維持したとはいふもの、どちらかというとき平氏寄りであり、東北に確固不動の地位を占めている平泉の藤原氏を叩くことが必要であった。

藤原氏を討つということは、頼朝自らが十年間の戦いの結果築きあげた、日本国中のあらゆる在地領主をも指揮統制する軍事権門としての幕府の地位を揺ぎないものにしよとする政治的意図からと、平泉栄華の源である膨大な産金、軍事力の重要要素である陸奥の産馬等をも押えたいという経済的意図の二面から出たものであった。こういった意図を持っていた頼朝に藤原征伐の絶好の口実を与えたのは、頼朝との間に対立関係の生まれてきていた義経を秀衡が庇護したことであった。

文治三年（一一八七）九月、頼朝の要請をいれた後白河法皇は秀衡に対し義経の引渡しを命じたが秀衡はそれに従わなかった。

鎌倉の頼朝の圧力にも京都の朝廷からの命令にも応じない不屈の精神の持主である秀衡も病気には勝てず、翌十月二十九日病死した。

父秀衡ほどの器量のない泰衡は圧力に抗しかねて、翌文治四年（一一八八）閏四月三十日、義経の衣川館を急襲し、その首をとり、これを鎌倉に送った。

泰衡自身、これで平泉は安泰と思ひ、後白河法皇もこれで一件落着とみたが、平泉討伐の意図を持っている頼朝は、文治五年（一一八九）六月二十五日、追討の宣旨を要請し、その到着前の七月七日、二十八万四千騎といわれる大軍を動かし、自らは大手軍を率い、七月十九日千余騎の直臣を従えて鎌倉をたつた。

頼朝が自ら大遠征軍をひきいて鎌倉を出たのは、この平泉征伐だけであるから、頼朝の決意のほども知られよう。

『吾妻鏡』には、この時「鎌倉出御より御供の輩」として頼朝にお供した直臣百四十四名の武将名をあげているが、その中に、南部の祖である南部次郎光行の名が三十四番目にあげられている。

二十九日、何らの抵抗もなしに白河関を越えた頼朝軍は、八月八日、泰衡の異母兄西木戸太郎国衡を大將軍とする阿津賀志山の陣地を攻撃した。

激戦二日、二万の軍を擁した平泉軍は敗れ、敗報を聞いた泰衡は国分原鞭楯（仙台市）の本陣を放棄し、平泉をめざして北上した。

翌々十日、国衡討たれ、十二日には頼朝が多賀国府に到着した。一日休息をした頼朝は、泰衡のいるという玉

造郡多加波々城に向い、二十日これを囲んだが泰衡はすでに逃亡していたので、二十二日、降りつづく雨の中を平泉に突入し、泰衡の館に入った。

この時の泰衡の館の周囲の状況を『吾妻鏡』は無限の感懐をこめて左の如く描写している。

廿二日 己酉 甚雨。申の剋、泰衡が平泉の館に著御。主はすでに逐電し、家はまた烟と化す。数町の縁辺、寂寞として人なし。

累跡の郭内、弥滅びて地あり。ただ颯々たる秋風、幕に入るの響を送るといへども、蕭々たる夜雨、窓を打つのを聞かず。

ただ坤の角に当りて一字の倉粟あり。余焰の難を遁る。

泰衡は頼朝のもとに使者を送り、許しを請うたが許されず、やむなく郎従河田次郎を頼ろうとしたが、後難を恐れた河田のために殺された。時九月三日のことである。

泰衡追討の宣旨（七月十九日付）も九月二十四日に到着、奥州征伐は公の戦と認められるにいたった。

## 第二節 南部光行の糠部拝領説

勝利を得た頼朝は九月二十四日、平泉において論功行賞を行い、千葉常胤・畠山重忠をはじめ多くの武将に所領をあてがった。

南部の史書の多くはこの時光行が戦功によって糠部五郡を拝領したとしている。その一、二を紹介してみよう。

### 聞老遺事

陸奥国阿津加志山国見沢にて戦功ある輩三十六人、公（光行）其一員なり。

頼朝公賞之、奥州を裁て三十六人に賜ふ。

糠部以北公領之玉ふ。

### 奥南旧指録

同月十九日頼朝公奥州に泰衡を御退治として、東国に発向し玉ふ。

此時光行公御先陳に有て阿津樫山国見峠所々に戦功を立玉ふに依て、頼朝公御感浅からず、糠部郡を光行公に給る。

### 南旧祕事記

文治五年、討奥州泰衡公、為前鋒、功冠諸隊、賞諸將、割賜奥州五十四郡、  
公封于三戸・五戸・北郡・鹿角・津輕之五郡。

### 南部史要

文治五年七月二八九頼朝大挙して陸奥の藤原泰衡を討つ、公先陣に従て八月陸奥に入る、泰衡その異母兄にじ西木戸国衡を大将とし、二万騎を率て阿津賀志山福島県伊達郡を守らしむ、公諸將と共に激戦数日にしてこれを陥れ、遂に国衡を斃す、頼朝軍を進めて泰衡を平泉に攻む、公また奮戦して敵の驍將白川太郎及びその弟六郎を斬る(史公國)為に泰衡敗れて糠部ぬかべに走る、頼朝進んで斯波郡に至りしが、時に河田次郎といへるものその主泰衡を殺して頼朝に降る、茲において陸奥悉く平定す、頼朝即ち有功の將士に陸奥の地を分与し、公には糠部五郡を賜う、甲州巨摩郡の所領は元の如しといふ。

糠部五郡の境域については古来議論区々にして未だ一定の確説を見ざるが、南旧秘事記には糠部は総称にして階上はしかみ、北、津輕、九戸、鹿角を糠部五郡といふ、三十世行信公時代階上郡を改めて三戸郡とし、九戸郡の内福岡、一戸を割きて二戸郡を置き六郡となれりと、旧蹟遺聞には今二戸郡に糠部の名残りて糠部の郷といへりと、国郡沿革考には九戸、三戸、北の三郡皆古の糠部の地なり、糠部は北は外ヶ浜に接す、その境界の大なること想ふべしと、南部世譜附録には五郡といへるは糠部、岩手、閉伊、鹿角、津輕なりと、糠部五郡考には五郡といへるは光行公當時のことにあらず後世の称なり、即ち九戸、三戸、

津軽、鹿角、北の五郡を後世糠部五郡と称せるなりと。

しかし、これらの説に対し、近時これを疑問視し、あるいは全く否定する説が相ついでいる。その代表として、『津軽南部の抗争』所載の森嘉兵衛氏の説を掲げよう。

この南部氏が糠部郡を支配するようになったことについては、どうも釈然としないところがある。南部家の所伝では、文治五年（一一八九）の藤原泰衡討伐軍に参加し、その功によって糠部五郡を貰ったといっているけれども、それを証する根本資料は一つもなく、その事件の第一資料である『吾妻鏡』にも、光行が討伐に参加したことは事実であるが、糠部を貰ったかどうかは明らかでない。

根本資料ではっきりしているのは葛西清重が勲功の賞として奥羽総奉行となり、平泉に駐屯したこと、工藤小次郎行光が岩手郡を貰ったことくらいのものである。（同書十三頁）

糠部は当時郡であり、糠部五郡という表示はきわめて曖昧である。

学者は五郡をいろいろ比定するけれども、表現そのものに問題がある。

糠部は牧場政策の立場から九カの部に分けられ、それを、一戸・二戸・三戸・四戸・五戸・六戸・七戸・八戸・九戸とし、一カの部に一牧場を設定し、それに牧士を配し、牧士に牧士田を支給したといわれて

いるから、糠部郡内の五カの部を支給したと解すれば、当時の実情に合うようにも思われる。

その糠部に津軽がはいっていなかったことは、これから話を進める上においてたしかめておいた方がよいと思う。(同書七〇八頁)

これらの点について八戸の石橋勝三氏は『北奥史の謎を探る』の中で、伝記の大半は徳川時代に書かれたものばかりであり、光行の糠部一円知行説がはたして信憑性のあるものかどうか問題であるとし、西村嘉氏は『八戸の歴史』の中で、この話は後世つくられたものとすべきであろう、といっている。

最後に、南部光行が入部して南部藩の基を築いた地とされる三戸町刊行の『三戸町史』では、この点につき、「南部三郎光行が糠部五郡を賜ったというのは後世の説であるらしい。むしろ糠部の地を賜ったと言った方が適当な表現であろう」と云い、また「確証はないとしても、それを否定すべき根拠もない。しかも平泉の合戦には参加していたのであるから、何らかの賞は受けたはずであり、糠部郡全部でないにしても、その一部をもらうことは不思議ではない」と述べている。

このように南部光行の糠部五郡ないしは糠部拝領説に対する所論は不定であり、今の処、帰一する処がないが、これに関する記事が『吾妻鏡』に全くないところから少くとも糠部一円(五郡)を拝領したとする説は大きく後退し、糠部の内五郡または糠部の一部を拝領したのではないか、という説が一部に台頭しつつあると云えよう。

いずれにせよ、この奥州征伐により、古代東北は終焉を告げ、やがて入部してくる鎌倉武士によって中世東北

が切り開かれていくのである。

### 第三節 義経伝説

ところで頼朝の弟の義経が泰衡のため衣川で非業の死をとげた、ということについては古くからこれを否定する伝説があり、青森県内にも数多くの義経伝説が残っている。

その主なるものをあげてみよう。

#### ○三戸郡南郷村、島守 ジュネ畑

島守の虚空蔵山のうしろに岩肌が畑のウネのように見える処がある。ここは義経が平泉から逃れてきて隠れ住んだ時、ジュネ（荏）を植えた処だとの伝えがあり、里人は「義経のジュネ畑」と呼んでいる。

#### ○八戸市、糠塚

義経一行が平泉から逃れ、今の八戸地方に隠れ住んだ頃、三戸方面から購入した粳を精米にしたときの糠を捨てたところを糠塚と呼ぶようになったという。

#### ○八戸市、高館

平泉を逃れた義経が夫人久我氏ならびに家臣とともに八戸へ来り、館を構えたところが高館であり、ここからつれづれに放った矢が馬淵川の向岸につきたち、そこからこんこんと湧きでた泉につけられたのが、大橋の近くにある矢留の泉であるという。

○八戸市、小田八幡の毘沙門天像

この社はもともと源頼義の建立に係るものであるが、のち義経が高館に住したとき、毘沙門天の像を彫み、胎内に八幡神の木像をこめて奉納したという。

○八戸市、霏神社

義経が高館在任中没した夫人久我氏を祀ったのがこれであるという。

○八戸市、三八城公園内義経石・弁慶石

三八城公園内にあったが、今は弁慶石しか残っていない。足型のようなものがついている。

○上北郡六ヶ所村、橋本家

八戸を発った義経一行は、六ヶ所村平沼の橋本家にしばらく逗留したが、その御礼として、外ヶ浜の一画を橋本家の知行地として与えた。それが今の青森市の橋本であるという。

○下北郡大間町く佐井村の材木石

このあたりには、角材を積み重ねたり並べ立てたりしたような形の石があり、材木石と呼ばれている。

とくに佐井の南の牛滝のものが立派であるが、これは義経がここから松前に橋をかけようとし、牛に材木をつけて運ばせてきたとき、牛が例れ、積んでいた材木がのちに石に化してしまったものだという。

そこから牛滝の地名と、材木石の名が生れたという

○下北郡佐井村仏ヶ浦

国の名勝及び天然記念物になっている仏ヶ浦（仏宇多）の巨岩の洞穴に義経が隠れ住んだことがあり、弁慶の墨染の衣で染ったといわれる黒い岩に墨流しの岩という名がつけられている。

ここにはその外に義経の馬のヒツメの跡とか弁慶の足跡、牛滝と同様の由来をもつ牛岩というのものもある。

○下北郡佐井村、原田の腰掛八幡

ここの八幡宮は腰掛八幡ともいわれているが、それは境内に、弁慶が腰を掛けた岩があったからだという。

○下北郡脇野沢村九艘泊の琵琶石

義経がここから蝦夷地に渡る時、弁慶が琵琶を弾じて海上の安全を祈願したというところにある琵琶法師に似た形の石に名づけられたもの。

また同村海辺には、義経の家来常陸坊海尊が主従の無事を祈って水ごりをとったところといわれる常陸石という岩もある。

○下北郡脇野沢村、寄浪の海尊社

秋葉神社であるが海尊の勧請したものだという。

また、海尊は、重病人が村に出れば訪ねてきて、その家の窓から葉を投げこんでくれたものだという話が大畑町には伝わっている。

以上、南部地方に伝わる義経伝説のみを簡単に述べたが、義経伝説は、青森の荒はばき明神、貴船明神、東津軽郡三厩村の厩石、弘前市円明寺の弁慶の笈の伝説をはじめ津軽地方にも沢山伝えられている。

これらのほとんどは、いわゆる、英雄の末路を悲劇で終らせたくないという「判官鼻眞」の所産であると同時に、他の一面では、東北地方の住民にとって、この奥州征伐は頼朝の侵略戦争であり、自分達は被害者である、そして、義経は自分達のために戦ってくれたのである、という心理が心の奥にあるところから生れた伝説ではなからうか。

そして、東北地方の人々をそのような心理に導いた一つの要因に、文治五年十二月に、主君の弔合戦を標榜しておこした、泰衡の郎従大河兼任の反乱があったのではなからうか。

#### 第四節 大河兼任の乱

平泉の藤原氏滅亡後も平泉に心を寄せるものは多かつた。折しもこの年文治五年（一一八九）は農業の出来は不作であった。

戦後の不安と不作により、東北地方の人心は極度に動揺した。

この機に乗じ泰衡の郎従大河兼任が反乱をおこした。

『吾妻鏡』文治五年十二月廿三日の項に次のような記事がある。

奥州の飛脚去夜参じ、申して云はく、（義経）豫州ならびに木曾左典廐の子息、（義仲）および秀衡入道が男等の者ありて、おのおの同心合力せしめ、鎌倉に発向せんと擬するの由、謳歌の説ありと云々。

これが世にいう大河兼任の乱であることは、翌文治六年（一一九〇）正月六日付の左の記事によって明らかである。

奥州の故泰衡が郎従大河次郎兼任以下、去年窮冬より以来、叛逆を企て、あるいは伊豫守義経と号して、出羽国海辺庄に出て、あるいは左馬頭義仲の嫡男朝日冠者と称して、同国山北郡に起ち、おのおの逆党を結び、つひに兼任、嫡子鶴太郎・次男於幾内次郎、ならびに七千余騎の凶徒を相具し、鎌倉の方に向ひ首途せしむ。：

兼任が出羽で挙兵すると、平泉方の武士は続々これに参加し、その勢七千余騎となり、出羽から平泉に出、鎌倉をめざす情勢となったので、幕府は直ちに、小諸太郎光兼・佐々木三郎盛綱以下の越後・信濃の御家人を派遣し、ついで文治五年九月岩手郡を拝領している工藤行光や由利維平らを討伐軍として送った。

しかし、兼任軍の勢力は強く、小鹿島で由利維平を殺し、さらに津軽に進入し、津軽奉行である鎌倉御家人の宇佐美平次実政をも敗死させた。

幕府は翌六年（建久元年）正月、足利義兼を追討使とし、海道大將軍千葉常胤・山道大將軍比企能因を遣わし、御家人結城朝光以下、奥州に所領を有する御家人たちに発向を命じた。

すなわち、二月八日の項には「奥州に所領あるの輩においては、一族等に同道すべきの旨を存せず、面々急ぎ

下向すべきの由、仰せ遣はさると云々。」とあり、また同じく十三日の項には「奥州に所領あるの輩、大略もつて首途すと云々。」とある。

南部光行がこの兼任討伐軍に参加したという記録は全く見当らない。

前述のように、もし南部光行が平泉討伐の功により、糠部地方を拝領したとすれば、それは文治五年九月二十日、平泉で論行賞が行われた時でなければなるまい。

そして、もし光行が糠部を拝領していたとすれば、『吾妻鏡』にあるように文治六年（建久元年）正月八日、十三日の項にある兼任追討への参加命令に従って直ちに奥州に下向しなければならぬはずであるのに、南部の史書の多くは、光行の糠部下向のための鎌倉出発を、兼任の死んだ文治六年（建久元年）三月から一年八ヵ月後の建久二年（一一九一）十月とし、八戸浦への到着を十二月二十八日に行っているのは解せない。

やはり、光行の糠部拝領説は後世の作為のようである。

それはさておき、討伐軍は文治六年二月十二日一万騎にふくれあがった兼任軍を栗原郡一の迫（宮城県）・平泉衣川（岩手県）で破り、北上川を渡って逃亡した同軍を「外カ浜と糠部との間」、「多宇末井」或は「有多宇末井」の梯のあたりでせん滅したという。

兼任自身は、身一つで逐電し、花山・千福・山本等を経て栗原寺に出たところを三月十日樵夫のために殺された。

兼任の死は三月十日であるが、この反乱の実質的終焉は、外が浜と糠部の間、「多宇末井」あるいは「有多宇末

井」の要害における戦闘であつたが、この二つの読み方のある要害の地は、現在の青森市浅虫と久栗坂との間の善知島岬うとこうであるとされているから、平泉から敗走する兼任軍は、今われわれの住んでいる上北都地方を北上したものであると思われる。

源義経あるいは木曾義仲の嫡男を名乗つた兼任の行動が義経伝説を生んだのかもしれない、ということは既に述べた。

この兼任の乱の結果、源頼朝は、奥州における平泉藤原氏の勢力を完全にたたきつぶし、伊沢家景・葛西清重の二人を奥州総奉行に任命し、奥羽二国に対する鎌倉幕府の支配を確立したのである。

## 第二章 平泉藤原氏と青森県

### 第一節 藤原氏の地位

後三年の役が終わり、勝者であったはずの源義家が失意のうちに陸奥の地を去ってしまったあと、陸奥第一の権勢者になったのは、勝った側の清原氏の代表である清原清衡であった。

それは、実父藤原経清の前九年の役における非業の死以来四半世紀におよぶ屈辱の代償として得たものであった。

清衡が直ちに父の氏藤原氏を称したことはいうまでもない。

さて出羽から江刺郡豊田館に凱旋した清衡は十年ほど経て嘉保年間（一〇九四〜九五）、衣川の南の平泉の地に本拠を定め、その地に二十一年間もかけて中尊寺を建立した。

その構想は『吾妻鏡』によれば、およそ左のようなものであった。

#### 一、関山中尊寺の事

寺塔四十余宇、禪坊三百余宇なり。

清衡、六郡を管領するの最初にこれを草創す。まづ白河の関より外の濱に至るまで、廿余ヶ日の行程なり。

その路一町別に笠率都婆を立て、その面に金色の阿弥陀像を図絵し、当国の中心を計りて、山の頂上に一基の塔を立つ。

また寺院の中央に多宝寺あり。釈迦多宝像を左右に安置す。その中間に関路を開き、旅人往還の道となす。

次に釈迦堂に一百余体の金容を安んず。すなはち釈迦像なり。

次に両界堂両部の諸尊は皆木像たり。皆金色なり。

次に二階大堂（大長寿院と号す。高さ五丈。本尊は三丈の金色弥陀像。脇士九体、同じく丈六なり。）

次に金色堂（上下の四壁、内殿皆金色なり。堂内に三壇を構ふ。悉く螺鈿なり。阿弥陀三尊・二天・六地藏、定朝これを造る。）

鎮守はすなはち南方に日吉社を崇敬し、北方に白山宮を勧請す。

このほか宋本の一切経蔵、内外陣の荘嚴、数字の樓閣、注進に違あらず。

およそ清衡在世三十三年の間、わが朝の延暦・園城・東大・興福等の寺より震旦の天台上に至るまで、寺ごとに千僧を供養す。

入滅の年に臨みて、にはかに逆善を修す。

百ヶ日の結願の時に当りて、一病なくして合掌し佛号を唱へ、眠るがごとく閉眼しをはんぬ。

清衡が、このような京都の文化にも劣らぬ豪華けんらんたる大伽藍を建立した趣意は、有名な『中尊寺供養願文』によると、一には、自分の敵味方となり、死んだ者の靈魂を弔い、浄土に導くためであり、二には、俘囚の上頭として、陸奥・出羽二国を治め、しかも聖代に生れ、征戦にも合わず、平和に暮していけるのは天皇の仁恩によるものであるので、その恩に報いるとともに、天下の万民が皆治世を樂み、各々長生を誇ることが出来るよう、祈るため、一口でいうと国家鎮護のためであったが、その心底には清衡をはじめ東北に住む人々が蝦夷として軽蔑され、いわれなく討伐の対象とされてきたことに対する反発心があったことはいうまでもない。

『吾妻鏡』には、清衡の代にはまた、陸奥・出羽両国に一万余の村があったが、清衡はそのすべてに伽藍を建て、仏性燈油田を寄付した、とある。

清衡の身分・地位については諸説があり、あるいは六郡の郡司であるといい、あるいは陸奥押領使であるとい、あるいは俘囚長に過ぎないという説もあり、帰一するところがない。

一方清衡は、陸奥・出羽の実権を握ると、寛治五年（一〇九一）関白藤原実家に馬二頭を獻じ、摂関藤原家との結びつきを計っている。

その後おそらく清衡による私領の摂関家への寄進があり、摂関家の庄園の形成がなされたようで、保安元年（一一二〇）、その庄の年貢にからむ事件がおきたりしている。

平泉藤原氏が、「藤原氏」を称したのは、これらの庄園の奇進を媒介として、その庇護下に入ったためである、との説をたてたのは辻善之助であったが、大石直正は、「平泉藤原氏が藤原氏と称するのは、別に摂関家藤原氏の庇護があつたからではなく、れっきとした秀郷流藤原氏の出身だつたからである。」（『中世奥羽の世界』二七頁）と、これを真向から否定している。

藤原三代秀衡の弟秀栄を以て津軽の遠祖なりとする津軽藤原系図は、大石直正より遙か以前の江戸時代前期、平泉藤原氏を以て、藤原鎌足……藤原秀郷……藤原経清、その子清衡と連なるものとしている。

清衡の実父は元来、巨理権大夫藤原経清であるから、それが秀郷に連なるか否かは分らないが、清衡が摂関家に近づく以前、実父の姓、「藤原氏」を称したと考えるのが自然であろう。

「藤原氏」と称した時代の前後はともかく、清衡は摂関家の奥羽所領の領家の地位にあつたことは確かであろう。

清衡が大治三年（一一二八）に没すると、二代基衡は中尊寺より一回りも大きい毛越寺もつせを建立している。

その堂塔の数は四十余宇、禅房は五百余宇であり、金堂円隆寺の本尊薬師如来を造立するため基衡が仏師運慶に支払った礼物は、円金一〇〇両、鷲羽一〇〇尻しちけんまなかわたりあざらし、七間しちけん間中径まなかわたりの水豹みづいほの皮六十余枚、安達絹一〇〇〇疋、希婦の細布二〇〇〇反、糠部の駿馬五〇匹、白布三〇〇〇端、信夫毛地擢一〇〇〇端、このほかに山海の珍味をそえてもまだ足らず、生美絹すずしのまねおよび練絹をおのおの船三艘分であつた。

この仏像は、それを御覧になつた鳥羽禅定法皇が「さらに比類なし、よつて洛外に出すべからざるの由宣下」

したというほどの見事なものであったという。(『吾妻鏡』)

基衡の礼物の中にある希婦の細布と糠部の駿馬とは、本県にも大きな関連を有するものであるが、これについては後述する。

基衡は、六郡押領使兼出羽押領使であったといわれるが、国衙との関係における基衡の政治力の一面を示す次のような事件があった。

それは、藤原師綱が陸奥国司として着任し、土地の検注を行おうとした時のことである。

基衡の忠臣である信夫郡の地頭大庄司季春がこれを拒み、いざこざとなったとき、基衡は砂金一万両を師綱に贈り、事件をおさめようとしたが果さず、ついで師綱の厳命により季春の首をはねざるを得なかった。

この事件は、基衡が平泉藤原氏二代目の地位についてからちようど十年目頃の事件である。

奥羽の支配者と目されたりしている基衡の、この段階における国衙との力関係ならびに平泉藤原氏の体質をうかがわせる事件として興味深いものがある。

しかし、その後基衡の政治・経済的支配力はさらに上昇し、父清衡の時代をしのぐものとなっていたようである。

そのことは、すでに述べた基衡の毛越寺造立によってもうかがわれるが、その政治力の一端は、仁平三年(一一五三)九月、左大臣藤原頼長が奥羽にある五つの庄園の年貢を上げようとしたとき、その庄園の庄官であった基衡が大巾増徴に反対し、結局基衡案に落着いたことが『台記』にみえていることによってもうかがわれる。

この事件の背景には、平泉藤原氏と鳥羽院との結びつき、摂関家の勢力の衰退等の事情があり、複雑であるが、いずれにせよ、基衡の政治力の上昇を示すものである。

その平泉藤原氏の勢力は、無量光院をつくった三代秀衡の代に至り、極盛期に達する。

秀衡は嘉応二年（一一七〇）鎮守府將軍に任ぜられている。「延喜式」では、当国人をこの職に任じないことにしているから、これは異例の人事である。この人事は、右大臣藤原兼実をして「奥羽夷狄秀衡、鎮守將軍に任ず。乱世の基なり。」と慨歎せしめた。（『玉集』）

公家をして、これほど慨歎せしめるほどの人事をあえて行なわなければならなかった背景には、東北における摂関領庄園の年貢を増徴してほしいという摂関家の期待と、平泉藤原氏に、東国における源氏勢力を、その背後に牽制する役目を果してほしいという太政大臣平清盛の期待とが一致したことが考えられる。

秀衡は、さらに養和元年（一一八一）には陸奥守にも任ぜられた。

兼実はまた「天下の恥、何事かかくの如けんや。悲しむべし。悲しむべし。」と歎いているが、この人事も前の人事と同じく、治承四年（一一八〇）つまり、前年の源頼朝の挙兵に対応したものであった。

この二回の人事により、平泉藤原氏は、名実ともに奥羽の支配者となったという見方が一般的であるが、一面からみれば、平泉藤原氏は従来の俘囚としての立場から、中央政府の支配体制の中へ強く組み入れられ、その一組織として利用されたものであった、ということもできる。

事実陸奥守も、死に至るまでその任にあったのではなく、任期終了とともに藤原宗長と任替されており、何も

特別待遇を受けていたわけではなかった。

## 第二節 藤原氏の財力の源泉

平泉藤原三代は、その集めた莫大な富を以て京都の文化にも匹敵する豪華けんらんたる文化を築きあげたのであるが、その富の源泉は何であつたであらうか。

それは、先の運慶への礼物でわかるように、まことに多種多様な品々であるが、その中心をなすものは、金・糠部の駿馬・布等であつた。

これらのものを、藤原氏は一体どのような権限にもとずいて自己の財力としたであらうか。

第一は、俘囚の上頭としての地位にもとづくものである。藤原氏は、俘囚の上頭として、祖先伝来の地ともいふべき奥六郡を一円領有支配した。

出羽山北三郡の一円領有支配については議論の分れるところであるが、秀衡が鎮守府將軍になる以前から、少くとも俘囚関係の土地については支配力が及んでいたであらうし、奥六郡の奥にある青森県地方にも、なんらかの形の支配力が及んでいたようである。

一円領有支配の確立していた奥六郡の年貢については藤原氏の思いのまゝであつたらう。

第二は、摂関家の庄官としての地位を利用したことにもとづくものである。

先にみたように、基衡は、藤原頼長の五つの庄園の庄官の地位にあつたとき、頼長の年貢増徴案を減額させて

いるが、その減額分は百姓等のふとこころに残らず、減額分、あるいはそれ以上が基衡のふとこころに入っていたものと推察される。

第三に、さらに藤原氏の越権行為は、奥六郡や出羽山北三郡を越え、陸奥・出羽両国全域に及んだのではないかと思われるふしがある。

それは、四代泰衡に係る、文治四年（一一八八）二月廿一日の源義経追討の宣旨に「風聞のごとくば、前民部少輔基成、ならびに秀衡法師が子息泰衡等、かの梟悪に与し、すでに鳳衛を背き、陸羽・出羽の両州を虜掠し、国衙・庄家の使者を追い出す。普天の下、寰海の内、いづれか王土にあらざらん。誰か王民にあらざらん。……」とあり、またそれに関連して、院の庁より陸奥、出羽両国司へ下した下文に「秀衡法師が息子等、責を幽頭に顧みず、ただ事を左右に寄せ、陸奥・出羽両国の吏務を自由に抑留し、使者を追却す。結構の趣かへって疑慮に涉る。事もし実ならば、謀叛の同罪に処せられ、官軍をしてもって征伐せしめん。……」（『吾妻鏡』）とあるのがそれである。

ここでは、一応風聞であるとしながらも、陸奥・出羽両国を虜掠、つまり、かすめとり、国守や庄園主の使者をも追い帰しているということだと述べている。

この宣旨ならびに院の下文は、あるいは義経追討、泰衡牽制のための口実かともみられるが、またそういう風聞ないし事実もあったと見ることも無理ではなからう。

陸奥・出羽両国の政治・経済面におけるこのような実質的支配は、泰衡の代ではなく、鎮守將軍・陸奥守とな

った三代秀衡の代にそのはじまりを求むべきであろう。

以上のごとくみれば藤原氏の繁栄は、必ずしも合法的手段のみによって形成されたものではなかったといえよう。

### 第三節 藤原氏と青森県

『吾妻鏡』によれば、清衡は白河関から外ヶ浜に至る二十余日の行程に、一町ごとに卒都婆をたて里程標とし、その裏面に金色の阿弥陀像を画いたという。

このことは平泉藤原氏の勢力が本県にまで及んでいたことを推測させる一史料であるが、藤原氏の本県支配を裏づける決定的史料は今のところ発見されていない。

しかし、本県と藤原氏との因縁を物語るいくつかの伝承がある。

その第一は西津軽郡深浦町円覚寺薬師堂の厨子である。

この寺は貞観年間（八五九―八七七）円覚法印の開基であるといわれているが、ここにある素木造り、純唐様手法の厨子は、嘉応年中（一一六九―一一七一）藤原基衡の寄進したものであると伝承されている。

その実際の建造年代は室町初〜中期頃と目されるが、本県最古の建造物であるだけでなく、全国的にも貴重な建造物として国の重要文化財に指定されている。

次に、南津軽郡大鰐町大円寺の木造阿弥陀如来坐像（寺伝では大日如来）は、尊容や身体つきに意志的な緊張

感が加わり、衣文の彫りも力強いので、創作年代は鎌倉期に入っていると目されているが、平泉様式を基本とした彫刻であることは確かであるとされている。

また、地方在住仏師の作になる仏像で最古のものとされる上北郡七戸町山屋薬師堂の木像薬師如来ならびに眷属十二神将像は平安時代末期のものであるとされている。

同木像は、かつて山屋部落の東微南一・五kmにある西野部落に祀られていたといわれているが、西野部落は、古代の館址や住居址のある通称「都平」と呼ばれ繁栄したといわれる広大な台地の東端直下にあり、あるいは、『吾妻鏡』に、清衡がその支配した一万余の村のすべてに建立したという伽藍がこの辺にあつたのではないかも推察される。

また、藤原氏が、ことあるごとに贈物等に利用した糠部の駿馬および希婦の細布は、糠部、とくに本県の特産であつた。

馬のことは別記するので、ここでは希婦の細布について簡単にみてみたい。

希婦は狭布とも書かれ、はばの狭い麻の布の意であり、これを産する村を「けふの里」と呼び、そこで織られる布は、「けふ」・「ささふ」・「せばぬの」・「ほそぬの」などの名で呼ばれ、古くから歌枕としても有名である。さて、その「けふの里」はたとえば『東遊雑記』に

大湯より南一里二十町に錦木塚というあり、御巡見所なり。

少しき山にて、方四間余、高さおよそ三尺五寸余にて傍に岩一つあり。

狭布の里といえるのはこの辺すべての惣名とす。

錦木は立ながらこそくちにけれ

けふの細布むねあはずして

とあるように、一般に秋田県鹿角郡地方にあるとされているが、上北郡地方には、古くから天間林村の「さまろう」部落がそれであるとの伝承がある。

現に、筆者所蔵の天保五年刊『大日本輿地便覧』陸奥国四の図中、今の「けふ」に当るヶ所に「ヶフノ里」と明記している。

ちなみに、同五の図には、錦木塚が大湯の西方に明記されているが、「けふの里」は記されていない。

これら本県産の馬や天間林地方の特産である狭布が藤原氏によって利用されていたことも本県が藤原氏の勢力下にあった一証左とも見得よう。

さて、藤原氏と本県とのつながりを示す伝承中最も興味のあるのは、平安時代末期以降十三湊に住した「十三藤原氏」を以て、津軽家の遠祖とする説である。

この説がいつからあったのか、はっきりしたことはわからないが、これを明文化したのは、津軽四代藩主信政の弟である養源院可足権僧正が信政の求めに応じて書いた、いわゆる『可足筆記』であり、『津軽歴代前記』・『前代歴譜』・『前史』・『津軽藤原系図』等、秀栄を以て津軽家の遠祖とする説はいずれもこれから出たものであると

思われるので、まず『可足筆記』をみてみよう。

此間被尋候間認置候返事。

津輕襄祖は左衛門尉藤原秀榮と申候。秀榮は大織冠鎌足八代從四位下鎮守將軍秀郷初田原藤太子孫に候。秀郷

六代陸奥權守經清巨利に居る安倍頼時の娘中一の前を娶り清衡を生候。經清天喜五年安倍頼時の乱に與し被誅

候。中一の前美人の間へ有之、二歳の子清衡を携候而出羽の人荒川太郎清原の武貞の妻と成家衡を生申候。則清衡は異父兄弟に候。清衡をば武貞養候由。武貞死去の後武貞の弟武衡並家衡叛候時、清衡官軍

源義家に屬し候而勲功候に付武衡家衡亡候後武貞の遺領陸奥六郡管領すべき旨にて鎮守將軍に被任候。

子基衡安倍宗任の女を娶り、秀衡秀榮を生候。秀衡は嘉保二年、秀榮は永長元年二月十五日誕生に候。

秀衡を御館太郎殿、秀榮を御館次郎殿と申候。秀衡之壽元欠欠月欠欠欠五十九にて家を嗣候。嘉應二年五月

二十五日八十四にて鎮守府將軍に被任候。此日次郎殿八十一にて左衛門尉に被任候由。次郎殿年若の頃

御父基衡より津輕の内三郡賜り、秀衡代に至り一圓全く賜候而苗字は津輕を名乗候。十三に被居候故十

三の左衛門尉共申候。又十三は奥州の内下の果の地也とて下の郡共申候由。秀衡入道して文治二年九十

二にて果候。其頃左衛門殿も入道し玉ひて法名○○○出家得道殊勝に候。津輕の狄松前の狄にも剃髮の

者も候。同五年八月二十五日秀衡の子伊達次郎泰衡下人に被殺候。左衛門入道殿泰衡を狼狽の所より一

族滅亡候を被歎候而十三の檀林寺にて一族の回向執行候。此時入道殿御子息秀元御代にて候。下略

このあとに出た前記諸書の内容は、これよりも詳しくなり、『前代歴譜』によると、藤原秀衡の弟秀栄は、康治年間（一一四二〜四三）に、津軽六郡のうち、花輪・江流末・平賀の三郡を父基衡より賜わり、さらにそののち、秀衡の代基衡の遺命により、津軽六郡および糠部・卒土ヶ浜・松前三郡を領し、嘉応二年（一一七〇）には従五位下佐衛門尉に、治承五年（一一八一）には従五位上陸奥権守となったが、翌寿永元年に仏門に入り、栄蓮と号し、嫡子秀寿早世のため、孫秀元に家督を譲り、霊鷹山檀林寺に隠居したという。

この『可足筆記』ならびに『前代歴譜』その他についてはもちろん多くの疑問があり、これを否定する説が有力である。

その代表として、荒井清明氏の説をかかげよう。（『新書青森県史1』）

秀衡の弟に秀栄なる人物があったかどうか自体も疑問である。秀栄が陸奥権守になったことも正史にはみえない（このとき秀衡が陸奥守）。秀栄は永長元年（一一九六）に平泉で生まれ、建久四年（一一九三）に九八歳で没したことになるが、父基衡は保元二年（一一五七）または同三年に没しており、その没年令はミイラ化した遺体から五〇〜六〇歳の間と推定されている（『中尊寺と藤原四代』）。とすれば、基衡は長治〜嘉承年間（一一〇四〜〇七）の生れということになり、秀栄は父基衡よりさきに生まれたことになるわけで不合理といわねばならない。

また秀栄の領地が糠部や外ヶ浜・松前にまでおよんだとすることも、にわかには信ずることはできない。

藤原氏を討滅した源頼朝が十三の藤原氏をそのまゝに放置したと考えることは、秀栄が仏門に入つてい  
たとしても納得し難い。

それはとも角、後に述べるように、十三湊は早くから繁栄していたから、その地に豪族がいたことは考  
えられるとしても、十三氏＝津軽氏＝平泉藤原氏（藤原秀郷の後裔）とするのは、のちの津軽氏の作為  
としなければならぬであろう。津軽氏は、近衛家との結びつきの関係もあつて、秀郷流藤原氏まで遡  
つた系譜を必要としたのであろう。

まことにもつともな説といえよう。

この荒井氏の述べた疑問のうち、平泉藤原氏を討伐した源頼朝が、なぜ十三の藤原氏の存在を許したか、とい  
う点については、津軽四代藩主信政のとき、可足等と同じく信政の問いに答えた藩士津軽大蔵為貞は「秀久様（秀  
栄に同じ）泰衡に党し玉はぬを頼朝卿被感候而、安穩に御凌、〇〇郡本領安堵の御教書を給ひ候由、申伝候」と  
述べている。

このような、十三氏＝津軽氏説を否定する有力な見解がある一方、東北古代史の権威である古田良一氏に、十  
三氏＝津軽氏説は一応これを措き、藤原秀栄実在説を容認する左のような見解のあることは注目を要する。

十三湊が枢要な土地であつても、そこを根據として勢力を張る者の起つたのは、かなり後のことであつ

て、恐らく平泉の藤原氏の政權が確立する頃にまで下るであろう。中世に安東氏が十三湊に居ったことは明かであるが、それよりも前に藤原基衡の二男、即ち秀衡の弟である秀榮ひさという人がここに築城したという所傳がある。これは津軽三代藩主信義の二男養源院可足權僧正の書いた可足記という書物によるもので、この書物は信ずるに足らぬといえればそれまでであるが、可足權僧正が勝手に作った話とは思われず、こういう傳えは古くからあったものらしい。豊島勝藏氏の郷土史第二卷豪族闘争篇によれば、慶長八年（一六〇三）に百二歳で死んだ十三湊生れの甚藏という人の書いたものの写本が十三村から発見せられた。題して「十三浦甚藏所持秘書写本」といい、元禄年中の書写らしいという。その中に、基衡の二男秀榮を朝廷に奏して津軽の國守となし、永暦元年（一一六〇）靈鷹山檀林寺を建て、ここで三年間國政を行い、建久四年（一一九三）に九十八歳で死去し、檀林寺に葬ったとある。そうすれば秀榮という人の話は古くからあったもので、江戸時代の始めに作られたのではない。思うに平泉政權の拡大につれて一族を各地に配置したことは当然であり、秀榮のことも無稽の事實とはいえないであろう。そして檀林寺の遺址は今日も十三の南方に残って居り、出土物は十三の湊迎寺に保存せられてあって、中尊寺などの建てられたと同じ時代にここにも大きな寺の造營をせられたのは、京都文化にあこがれた平泉藤原氏の一族がこの地に據ったものと考えられる。豊島氏はこの秀榮の子孫を十三氏と称し、これが津軽家の祖先であるとされる。私は津軽家との関係は暫く措いて、安東氏よりも前に十三湊に豪族が居たとする考え方には賛成であつて、それが平泉藤原氏の血を引く家であるとするとも信じてよいと思う。

(東北大学文学部研究年報(第七号)『津軽十三湊の研究』)

これを要するに、本県が平泉藤原氏の直接の支配下にあつたことを立証するに足る明確な史料は存在しないが、種々の伝承その他からみて、その影響力が本県にもおよんでいたことは間違ないであろう。

### 第三章 南部氏の糠部下向

#### 第一節 南部光行の糠部下向

文治五年（一一八九）南部家の始祖光行が糠部五郡を拝領したという説は後世の創作である、とする説が有力になりつゝあることは既に述べたが、一応旧説の光行下向説をみてみよう。

光行の糠部拝領説となえる者は、光行の糠部への下向を、あるいは建久二年（一一九二）とし、あるいは承久元年（一二二〇）とする。

前者の代表は、『盛風記』・『南部根元記』等であり、後者の代表は『奥南旧指録』・『南栄記』等である。

この両説の相違点は、下向の時期を異にするのみで、その内容については全く同じである。従って、両説のいずれかが、下向の年代を誤認または誤記したものであると思われる。

これに対し『聞老遺事』は「建久六年十二月、公甲斐を発し、由井ヶ浜（相州鎌倉）より纜を解き、長汀曲浦も風波の患無く、廿八日に陸奥国八戸浦に着岸し玉ふ。考公甲州を発し奥州に入玉ふ年号は、盛風記建久二年とす。旧指録・南栄記承久元年となす、是皆非なり。東鑑を考に、建久六年七月十日。今度御上洛之間供奉之御家人等多く身の暇を賜り国に帰る、とあれば、此年の十二月なる事明けし。今年四月迄は公の御名東鑑に見えたる事本文の

如し。旧指録に承久とするは、建の字形相似たるを以て誤るならん。元と六と亦字形相似たり、是皆伝写の誤なるべし。……」と述べ、建久二年説・承久元年説ともに否定し建久六年説が正しいことを主張している。

しかし明治四十四年に刊行され、南部藩の正史と目されている菊池悟朗の『南部史要』も建久二年説を採用し、光行の糠部入部の模様を左のように述べている。

建久二年<sup>二九</sup>十月公新領地糠部に赴かんとし由比浜より乗船す、家臣従僕合せて七十三人六艘に分乗して纜を解く、海上颯風

に遭て十二月二十八日糠部郡八戸浦に着す(後世この地を六艘森といふ)時にこの辺の海岸宿泊すべき人家なきを以て進んで三戸に到り、相

内村観音堂(堂は今も尚三戸郡平良ヶ崎村大字相内にあり正繼山円通寺と称す)に一泊せられたり、この事を聞きたる村民等大に喜んで来り謁し、郷士田子村の田子

丹波といへる者、富裕にして且つ邸宅美なるを以て、村民等公を導て田子丹波の家に入る、尚ほ領主の館一日も非常の備なかるべからずとて、急に人夫に命じて堀を穿たしむ、所謂一夜堀なるものこれなり、時に十二月末にして年内余日なく、年賀の準備整い難きを以って、当年十二月は小の月なりしを仮りに大となし、翌年正月元日を大晦日、二日を元日として新年の賀儀を行ふ、これより世々十二月小の月は翌年正月二日を以て元日とす、これを南部の私大<sup>わたくしだい</sup>といふ、この際新年の祝意を表せんとて村民居猿山<sup>ぬまやま</sup>総左衛門、総米弥左衛門、上砂子喜左衛門等濁酒、餅、雉子、干鱈を献ず、この事また例となり、後世に至るまでこれ等の家よりして元旦に献上物をなし且つ謁を賜ふ。

正月十五日公家臣中の舞伎に巧みなるものを選び、烏帽子直垂の扮装にて武器を携へ、農家稼穡の状を演じて各戸を踊り廻らしむ、後杵を以て武器に代ふ、故にこれを杵摺<sup>きねすり</sup>という(維新後は豊年祭と改称せられ村落今尚ほ盛んに八戸地方を中心として附近のこの遺風行はる)

なお南部氏の系図では、光行の糠部入部を時には建久元年とし、時には承久元年としたりして混乱しているが、一応右のように建久二年説に統一されている。

さて、文治五年（一一八九）の光行の糠部拝領説が否定されれば、当然この光行の建久二年糠部入部説も否定されることになる。

このことを最も論理的に述べたのは石橋勝三氏である。

氏は『北奥史の謎を探る』の中で、この点につき左のように述べている。

もし糠の部が光行の知行するところであったとするならば、この戦後（建久元年二月以降…筆者註）

に於いて事情の許す限り、直ちに現地統治のための処置を講ずるべきであるのに、どのような理由で冬期に入ってから、交通の不便をおして現地に下向したのであるか。……中略…

功臣、肉親ですら呵責なく葬りさる程、家臣の動向に神経質であった頼朝の在世中に、一年の祝賀初めでもある正月をえらんで、光行が鎌倉を留守にし、降雪期に糠の部に下向したとする説には問題がある。

建久元年十二月廿九日頼朝が京より鎌倉に帰着しているが、これには光行も随行していたようである。

建久三年二月十二日には初めて鶴ヶ岡八幡宮の神楽臨時祭が行なわれている。

光行は建久元年、二年、三年の頃には鎌倉、甲斐と往き帰をしていたのではあるまいか。

光行、実光、時実の三代は鎌倉に住むことが多かつたらしく、そのことは吾妻鏡にも散見している。……

中略……

光行及びその子孫が糠の部一円を支配したという確証はみあたらないが、この説に反する史料は若干ある。

その一つの文献として

下 陸奥糠の部五戸地頭代職に補任するの事

左エ門尉平の盛時

右の人彼の職となし、先例を守り、知行せしむべきの状件の如し、以て下す。

寛元四年（一二四六）十二月五日

この文書の袖には五戸地頭としての時頼の花押があり、そしてこの寛元四年は北条時頼執権の頃でもある。

この五戸代官である平の盛時は、先例を守って知行するやうにとの事であるから、五戸代官は盛時以前から置かれていたと思われる。

## 第二節 七戸太郎三郎朝清の七戸入部

七戸および久慈氏の祖とされている七戸太郎三郎朝清は、南部光行の三男とも四男ともあるいは六男ともされ判然としないが、『寛政重修諸家譜』（統群書類従完成会刊）には、何故か光行の子として、実光、行朝、実長、宗朝、行連の名のみをあげ朝清の名をあげていない。

しかし、他の系図類はすべてその名をあげているから朝清は実存の人物とみてよいであろう。

さて、朝清は、『参考諸家系図』によれば、光行の六男として甲斐で生れたが、「建久二年、公（光行）に従つて糠部郡に到る。北部七戸の郷に封ぜられる。以て家号とす。」とあるように、光行入部の際、これと同行し、七戸に封ぜられた、とされているが、『篤焉家訓』所載の南部氏系図では、七戸太郎三郎朝清は久慈三郎とも称し、久慈・七戸の祖となり、糠部内領七戸・久慈に居住した、とされている。

朝清は七戸氏を称したが、朝清を継いだ長男光奥は、はじめの七戸孫三郎と称したがのちに久慈太郎と称し、久慈氏の祖となっている処からみても、朝清は七戸に定住はせず、むしろ久慈居住が多かったと思われる。

この説に対し、『南部史要』は、

承久元年（一二一九）正月鶴ヶ岡別当公暁、將軍実朝を弑し鎌倉大に騒擾す。

公（南部家二代実光）これを避け一門を率て糠部に下向す。

着後諸兄弟に領知を頒ち、行朝を一戸（一戸・野田・長牛・浅石・乳井・中村諸氏の祖）に、朝清を七戸（七戸・久慈諸氏の祖）に、宗朝を四戸（四戸・金田一・櫛引・足沢諸氏の祖）に、行連を九戸（九戸・中野・高田・坂本・小軽米・江刺家諸氏の祖）に置く。

而して実長のみは甲州巨摩郡にありて、館野、三枚橋、破切井の地を領し、破切井を氏とす。（八戸氏の祖）

実長は深く僧日蓮に帰依し、後剃髪して日円と称し、身延山に久遠寺を建立す。……

と、朝清の七戸入部を承久元年としている。

前述したように、南部の始祖光行の文治五年の糠部拝領や、建久二年の糠部入部を後世の演出だとすると、その子七戸太郎三郎朝清の七戸または久慈への入部もあやしいことになるが、『南部系図』は、南部家二世実光は建長六年（一二五四）十二月鎌倉で卒したが、のち三戸村の三光院（今南部町三光寺）に葬った、と記している。

だいたい、南部氏の初期の頃の記録としては、『吾妻鏡』に、光行・実光の名が散見する程度で根本資料を全て欠いているので、その動静は、鎌倉時代末期十代の茂時や、根城南部の師行・政長らが建武の中興時に活躍するまで、ほとんどわからない。

従って、七戸太郎三郎朝清が果して糠部に入部したか、入部したとすればその時期はいつか、糠部に入部してどんな事績をあげたのか皆目わからない、というのが実情である。但し、たとえ朝清が入部しなかったにしても、その子孫が、いつかの時代に七戸に入部したことは確かである。

### 第三節 七戸氏の系譜

実情が判然としないまま『参考諸家系図』によって、七戸氏の系譜を調べると、七戸太郎朝清家は、その子の代に二家にわかれる。

一は久慈氏であり、朝清の長男光奥がこれを継ぎ久慈氏の祖となった。

他の一は七戸氏であり、朝清の二男光継が七戸郷を賜わり、七戸三郎と称し、七戸城に在城した。

この光継系図によれば、後年の天正十九年（一五九一）九戸党にくみして信直に叛し、秀吉の奥州仕置軍に抵抗して亡んだ七戸彦三部家国も、この系統から出ている。

しかし、七戸氏の系譜は複雑を極め、異種の系図が数種あり、家国はまた、南北両朝合体後、七戸に退隠して七戸城に居城した根城南部八世政光の系統にも出てくる。

光継系図と政光系図とは、家国以前の数代が全く同名となっており、混交が甚しい。

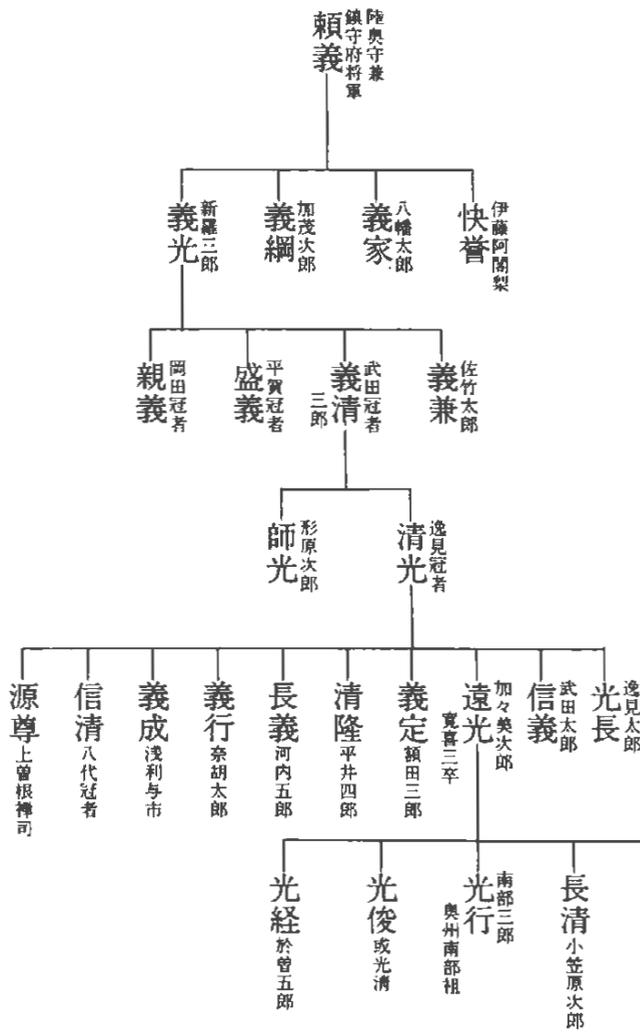
両家のうち、どちらかが他家を吸収し、この両家は一つになったのではないかとも推察されるが、軽々に論ずることはできない。

これと別に横浜氏伝えるところの『七戸太郎三郎朝清系図』があるが、これでは朝清の子は、前記光奥・光継および光治三人とは全く別人の実情・治清の二人となっているのに、後代に入ると、朝慶・慶武・慶則等、光継系図・政光系図と同一人物が登場してくる。

さらに後述するように、天正十九年の九戸党の乱の時、家園らとともに九戸政実に党した者に七戸城主武田伊勢守慶道（七戸伊勢慶道）なる者がいたことになっており、これもまた七戸太郎三郎朝清系といわれているが、いつ、誰からわかれたのか全くわからない。

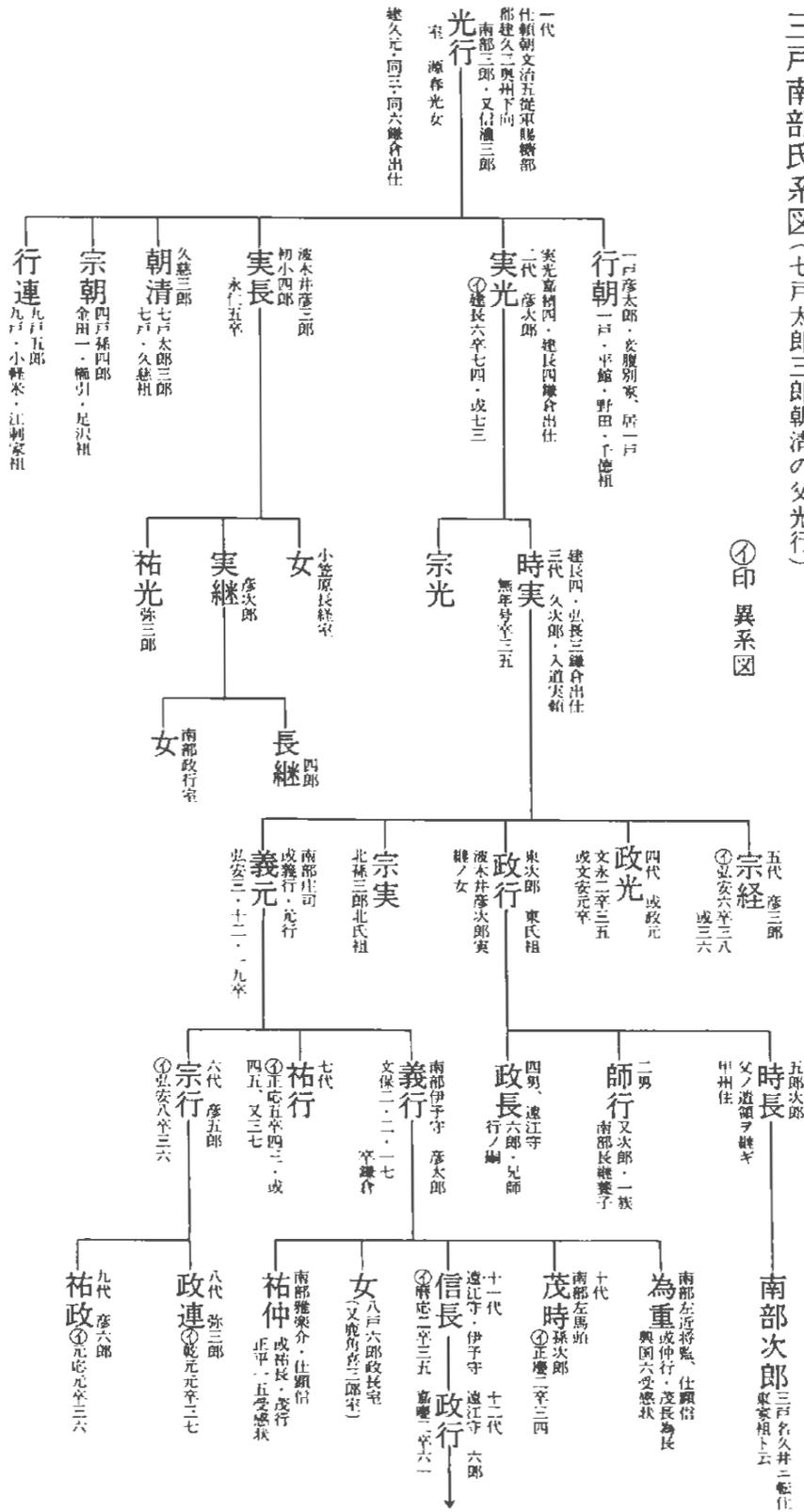
この意味で中世の七戸氏の系譜は全く謎につままれていているといわざるを得ない。  
以下『岩手県史』によって関係系図を掲げよう。

甲州源氏系図（南部光行の祖先）

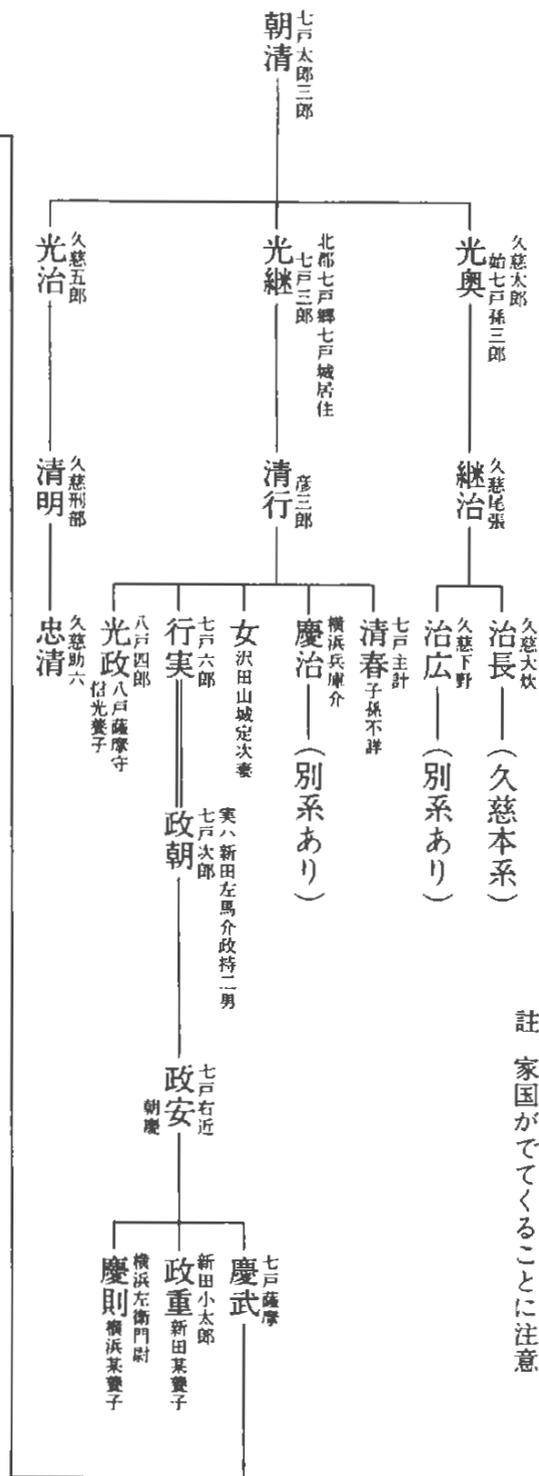


三戸南部氏系図(七戸太郎三郎朝清の父光行)

①印 異系図

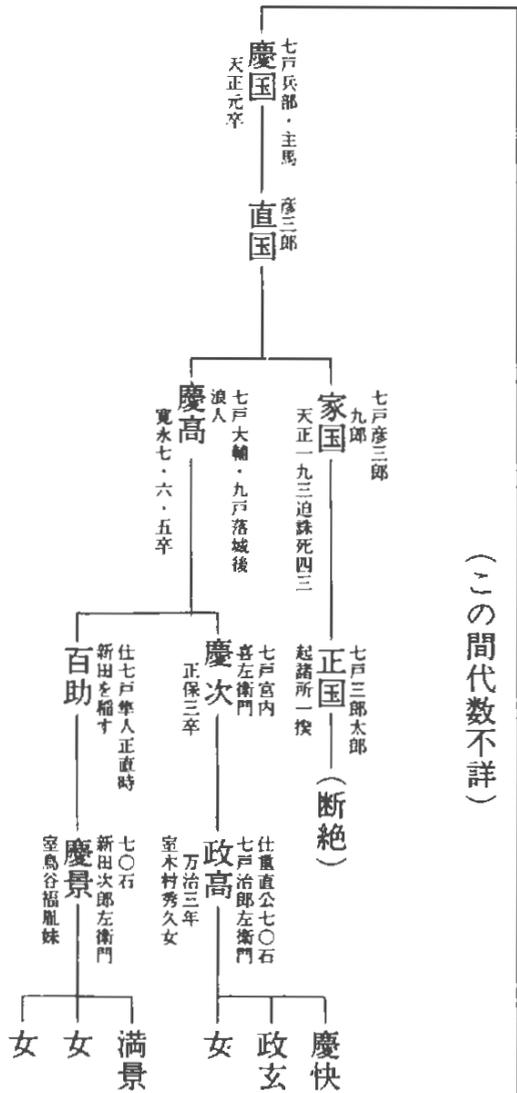


七戸系図その一（朝清の子孫）

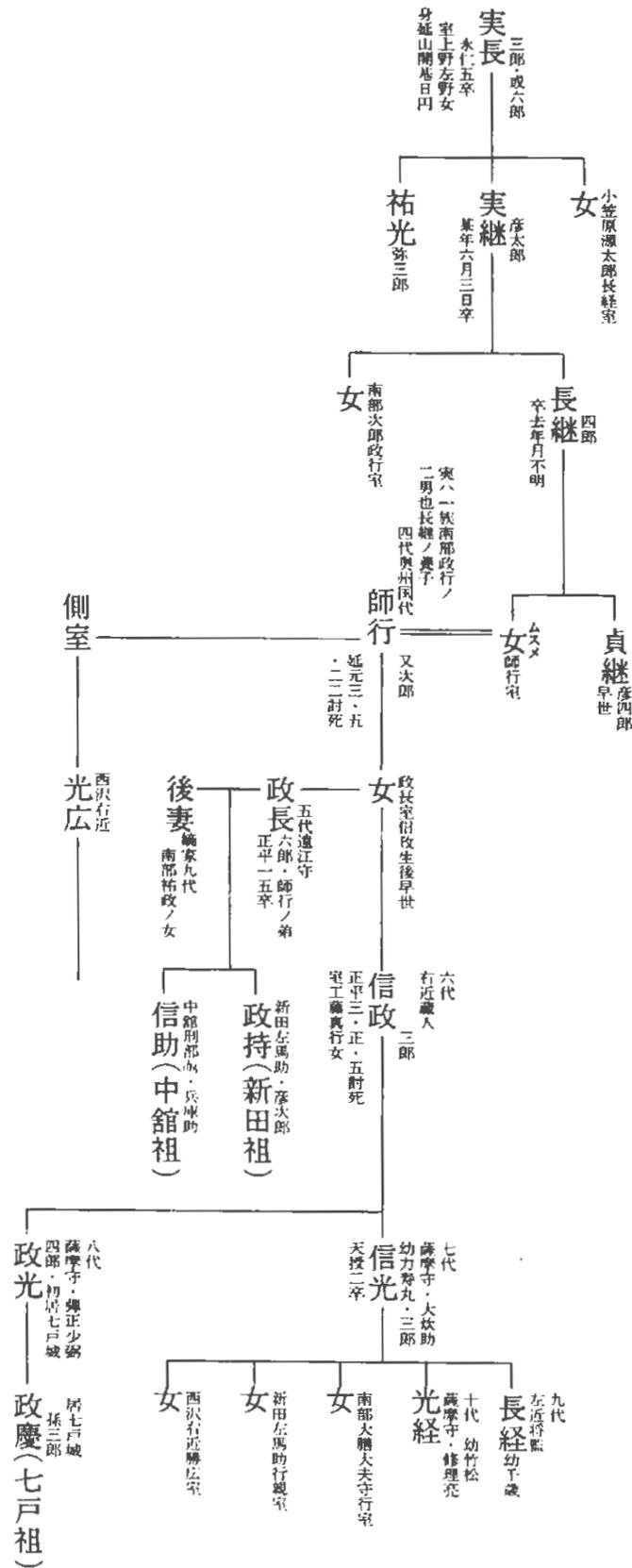


註 家国がでてくることに注意

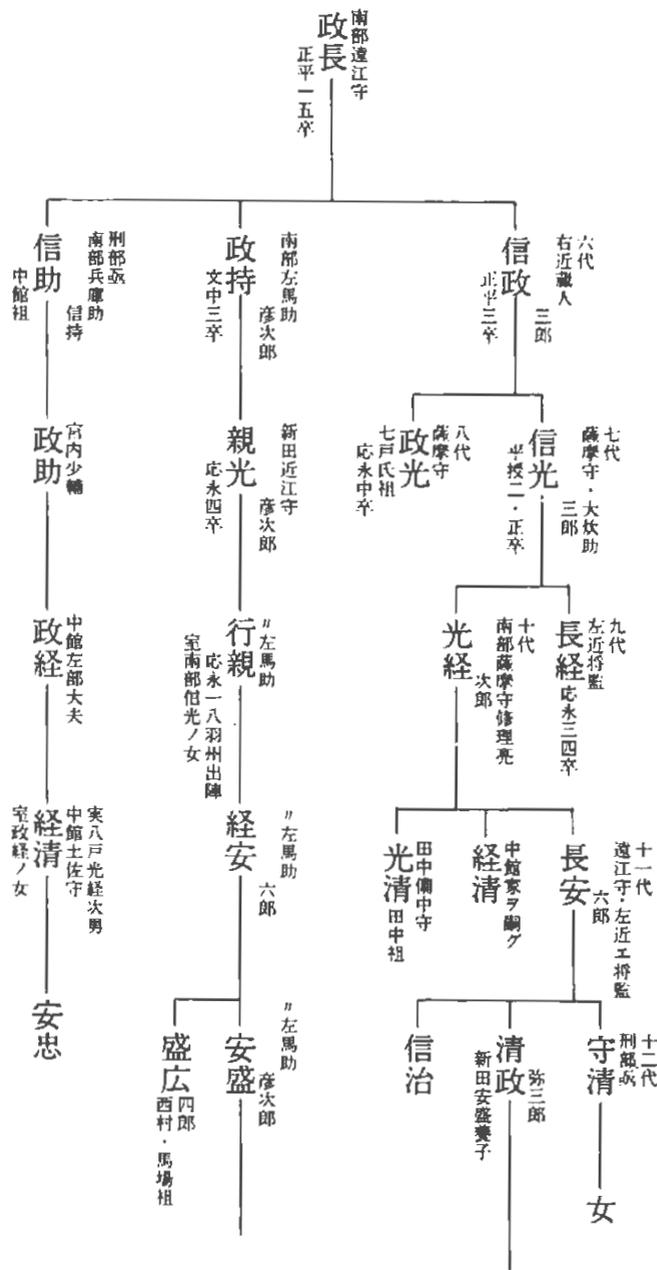
(この間代数不詳)



根城南部氏系図その一(破木井実長の子孫)

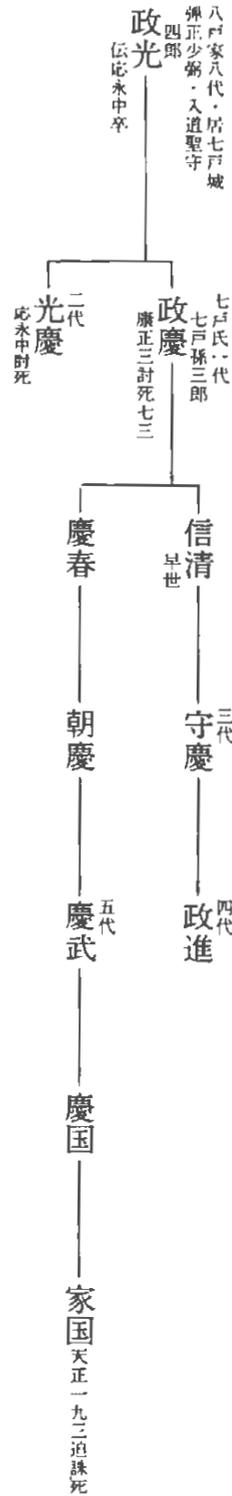


根城南部氏系図その二(七戸政光の祖)

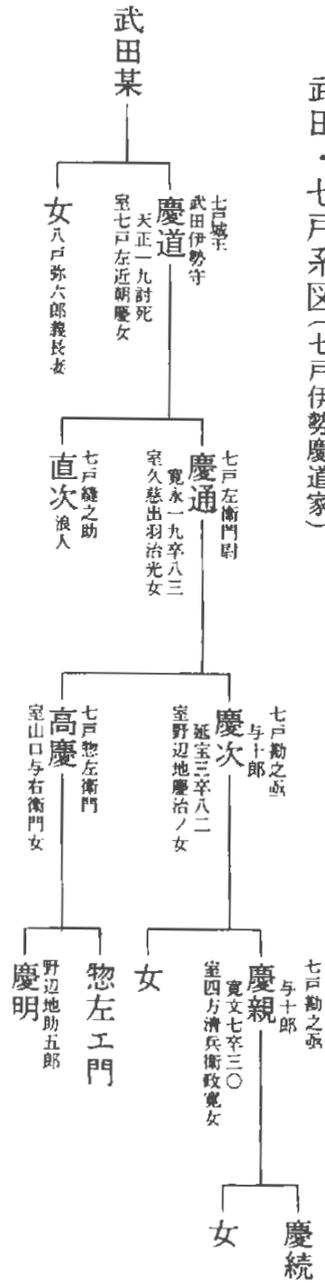


七戸系図その二（政光の子孫）

註 家国がでくる



武田・七戸系図（七戸伊勢慶道家）



## 第四章 南北朝時代の争乱

### 第一節 鎌倉時代末期の糠部の給人

建久二年（一一九一）南部氏の始祖である南部光行および七戸氏の祖である七戸太郎三郎朝清がそれぞれ三戸ならびに七戸へ入部したとする古くからの通説は近時否定されつゝあることは既に述べた。

その後南部氏の名は鎌倉時代末期迄、百数十年の間、糠部の正史に登場してこない。

この空間の期間、奥羽地方には、左のような武士が在住していたことが『吾妻鏡』によつてわかる。

すなわち、承久三年（一二二一）のいわゆる承久の乱のとき、官軍と対抗するために上洛し、鎌倉（北条）軍に加わつた武士の中には

陸奥六郎有時 南条七郎 安東藤内左衛門尉 伊具太郎 横溝五郎 安藤左近将監 阿曾沼次郎親綱

成田五郎 奈良兵衛尉 曾我太郎 阿曾沼六郎太郎 安保刑部丞実光 安東平次兵衛尉

等の奥州在住武士がおり、横溝五郎、成田五郎、曾我太郎、奈良兵衛尉等はそれぞれ敵一人を討ちとり、阿曾沼次郎は戦傷を負い、安保刑部丞、安東平次兵衛尉等が戦死をしている。

これらの武士のほかに、前述したように岩手郡には工藤行光の系統の者が居り、また寛元四年（一二四六）十

二月五日には左衛門尉平盛時が北条時頼から五戸の地頭代に補任されている。

五戸地方は、のち永仁五年（一二九七）には検注もされているから、県南地方では最も古く開発されていたものであろう。

ちなみに同じ頃、津軽では、安東氏、曾我氏、乳井福王寺、源光氏一族等が繁栄していた。

県南地方における史料空白の期間を過ぎ、鎌倉時代末期になると、ようやく、この地方に在住した武士の動向がおぼろげながら分ってくる。

それらの人々の知行地又は預り地、前給人（先の知行主）名、領有権移動の年月日、新給人名等につき、現存する根本資料によってあげてみよう。

鎌倉時代末期青森県南の新旧給人名

地名	前 給 人	移動年月日	新 給 人
三 戸	横溝新五郎入道	建武・元・四・晦日	南部又次郎師行・戸貫 出羽前司・河村又三郎 入道預り
八 戸	工藤三郎兵衛尉	建武・元・四・晦日	
八 戸	工藤左衛門次郎	建武・元・四・晦日	工藤三郎景資
三 戸	会田四郎三郎	建武・元・九・六・十二	
八 戸	工藤孫四郎	建武・元・六・十二	伊達大炊助三郎次郎光助
八 戸	工藤孫次郎	建武・元・六・十二	
五 戸	三浦介入道	建武・元・六・十二	伊達右近大夫将監行朝
八 戸	工藤左衛門次郎	建武・元・七・廿一	
七 戸	工藤右近将監	建武・元・七・廿九	伊達五郎宗政
七 戸	結城七郎左衛門尉朝祐	建武・二・二・三十	
七 戸	三浦介高繼	建武・二・三・十	南部六郎政長
五 戸	安藤宗李	建武・二・九・廿七	
宇 曾 利 郷		建武・二・閏十・廿九	安藤五郎太郎高李

註 『南部家文書』および茨城『宇都宮文書』（東京大学史料編纂所写本）による。

これによって見れば、建武元年以前の県南地方の給人は、横溝、工藤、会田、三浦の諸氏であり、いずれも北条氏系の者ばかりであるが、このことは、県南地方が鎌倉時代末期まで北条氏の支配下にあつたことを物語るも

のであろう。

南部氏が糠部地方の一部の支配者として、その名をはっきりと資料の上にあらわすのは、右の表のように建武二年南部六郎政長としてである。

八戸根城南部の始祖であり、政長の兄である南部又次郎師行の名が南部地方に登場するのは建武元年であるが、それは三戸・八戸・八戸上尻内の横溝・工藤氏等の闕所地の預人としてであり、八戸の給人としてではない。

南部師行が本県内の給人として、その名がでてくるのは翌建武二年三月十日、外浜内摩部郷ならびに泉田・湖方・中沢・真板・佐比内・中目の給人となっているのが最初である。

そして、八戸が南部氏の所領であったことを示す根本資料は左の、正平五年（一三五〇）の『南部政長讓状』が初見である。

端裏書 三郎讓状

讓渡

陸奥国糠部郡内

八戸

右彼ところハ くんこうのしやうたるあひた

政長知行せしむるを 信光に讓あたふる物なり

天間林村史

彼讓状をまほりてはいりやうすへし

正平五年<sup>戊戌</sup>八月十五日

前遠江守源政長（花押）

これは、動功の賞として、八戸の地を政長が拝領していたのを孫の信光に譲ったものであり、相伝の文言がない点からすると政長の先代師行から政長が相伝した所領ではないように思われる。

そうしてみると、根城南部の初代師行は八戸根城の地を拝領しなかつたのであろうか。不思議である。

また、政長が拝領したものであるとしても、いつ拝領したものであろうか。

根城南部家にはこの頃の資料がよく保存されているのに、この根本資料がないのも謎である。

しかし、師行は元弘三年（一一三三）には国司北畠顕家に従い多賀の国府に入り、国代を命ぜられ、翌四年（建武元年）の二月十八日には、久慈郡に信濃前司二階堂行珍の代官を置くようにとの顕家の国宣を受けており、後述のように建武元年以降の糠部における師行の活躍には顕著なものがある。

このような活躍は、糠部に所領がなくてはなし得ないと思われる。また讓状中に相伝の文言がなくても実際は相伝されたものである事例もある。こういうところから、従来の通説は、八戸の根城は建武元年（一一三三）師行によって築城された、としている。

すなわち、根城南部氏研究の先学、森林助氏は『八戸南部氏勤王史の研究』の中で、「建武元年六月比<sup>ひら</sup>、師行は

八戸の内石掛村八森に城を築きて根拠とした。根城はそれである。」とし、根城史研究の権威小井田幸哉氏は『史跡根城』の巻頭に次のように述べている。

史跡 根城 (中略)

一 築 城

建武元年(一二三四) 南部師行の築城である。

中 略

北奥統治の任を帯びた南部師行は、その拠点として糠部郡(ぬかのぶのこおり)八戸を選び、石懸村八森に築城し、居館を構えた。

奥州下向後まもない建武元年、春も早い頃であった。

これらの諸説は、「八戸弥六郎殿家系」・「八戸系図」・「南部五世伝」等、後世の伝記に基づくものであるから、前述の疑問を解消してくれない。

しかも、前掲『鎌倉時代末期青森県南の新旧給人名』でわかるように、建武元年四月以前における八戸の給主は工藤三郎兵衛尉であった。

この工藤氏は北条方であったために南部師行に預けられたのであるが、その工藤氏の居館は何処にあったので

あろうか。名称はともかく、その居館がのちの根城となったのではないか、と考えられないこともない。

さらに不思議なことに、これも前掲給人表に示したように、師行が工藤三郎兵衛尉を預った二カ月余後の建武元年六月の頃、八戸には、工藤孫四郎、同孫次郎の二人が給主として登場している。

すなわち、六月十二日付の北畠頭家の教書に

(前略)

一当郡給主等中参御方輩注進同披露畢

一戸給人横溝孫次郎淺野太郎跡

三戸新給人工藤三郎今田四郎三郎跡

八戸給

主工藤孫四郎 同孫次郎等

名字不見

何様振舞候乎 可被注進候

(後略)

とあり、頭家は八戸の給主工藤孫四郎、同孫次郎の動向を気にかけている。

これらの史料からして、少くとも建武元年に八戸の全部すなわち八戸一円が師行に与えられた、とすることは無理であろう。

この点につき石橋勝三氏は『北奥史の謎を探る』の中で

工藤三郎兵衛尉の闕所地は師行が預っているのであるから、当然その居館も亦没収していたことになる。

この辺の事情と前述の政長の譲り状等から憶測すると師行が管理していた三郎兵衛尉の楯を中心とする

知行地は間もなく、師行の所望により勲功の賞として与えられたのではあるまいか。そしてその工藤氏楯を師行が破却せず利用したと考えられないこともない。

と述べている。

この説を以てしても、師行と工藤孫四郎、同孫次郎の二人の八戸給主との関係は必ずしも明らかでない。

結局、この問題は糠部地方の工藤氏と根城南部氏との関係を徹底的に究明することなしには解くことは出来ないであろう。

## 第二節 建武中興と根城南部氏

平安時代の公家政治が衰え、武家政治の世となったが天皇を中心とする公家側はたえずこれを回復しようとしていた。

鎌倉時代の初期、後鳥羽上皇も政権の回復を志し、將軍源実朝の横死に鎌倉幕府の自壊を期待したが成らなかつたので、第三皇子の順徳上皇と謀って幕府の執権北条義時追討の院宣を発したが、召しに応ずる武士が少なく承久三年（一二二二）ついに敗北し、後鳥羽・順徳・土御門三上皇の遠島と、順徳上皇の第一皇子で当時天皇在位の僅か四歳の仲恭天皇の廃位という惨たんたる結果を招いた。世にいう承久の変である。

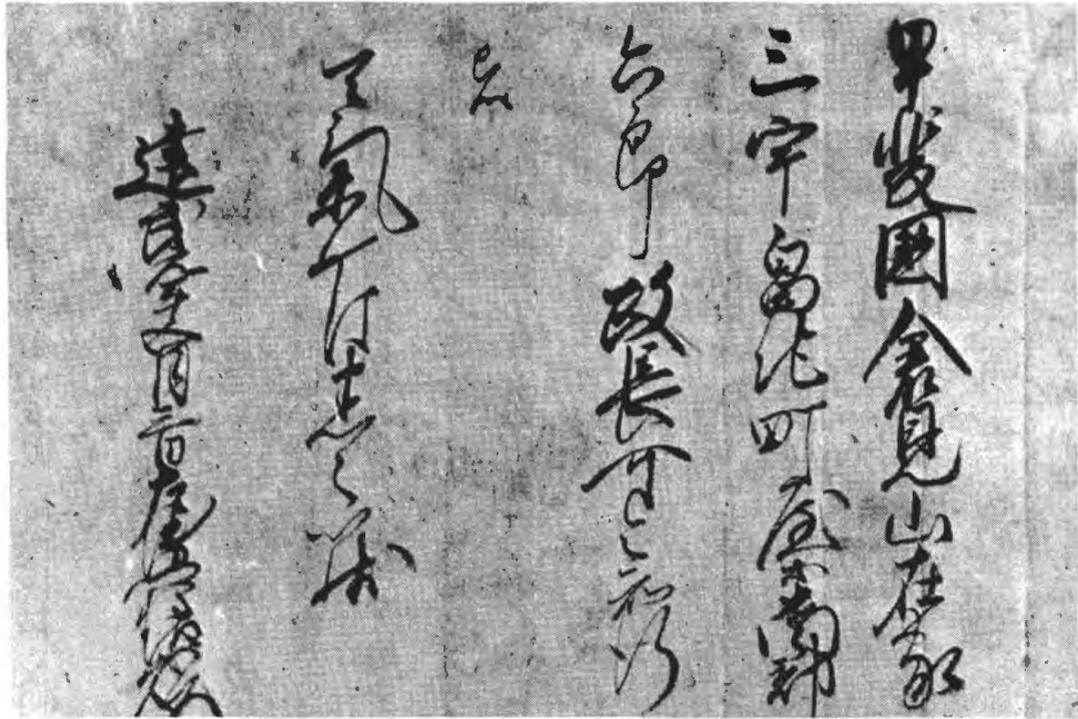
この変における武家方の勝利は鎌倉幕府ならびに執権北条氏の地位を強固なものとした。

しかし、その後も大覚寺統（亀山・後宇多・後二条・後醍醐天皇系）の天皇を中心に討幕の企てが進められた。後醍醐天皇は、宋学の影響を強く受け、道義を重んじ、知行を一にする、という知行合一論によって革新的な精神を持っていたので、正中元年（一三三四）討幕を計画したが、事前に事が漏れ失敗に終わった。

これを正中の変というが、この変の後、嘉暦元年（一三二六）皇太子邦良親王が病死したのを機に、幕府の圧力により、持明院統（後深草・伏見・後伏見・花園天皇系）の後伏見天皇の皇子、量仁親王が皇太子となった。

後醍醐天皇はこれを不満とし、元弘元年（一三三一）再度討幕を企てた。

これも未然に発覚し、天皇は笠置山に南遷したが、翌二年捕えられ、隠岐に流された。



後醍醐天皇綸旨

しかし、この頃ようやく人心は幕府を離れつつあった。幕府の財政は、弘安の役（一二八一）以来極度に窮乏していたが、時の執権北条高時には政を見るの明がなかった。

また、おりしも津軽では元享二年（一二三二）から嘉暦三年（一二三三）にかけて、蝦夷管領職をめぐって安東氏の内紛があり、鎌倉幕府は二度にわたってこれが討伐軍を出し、波木井南部（後の根城南部）の三世長継の参加などもあり、嘉暦三年十月、ようやく和議が成立し、この「津軽大乱」は一応おさまったものの、完全な解決とはならなかった。

執権北条氏の海上権の重大な一翼の担い手である御内人安東氏の内紛を速かに解決し得なかったことは、北条執権による専制体制の弱体化を示すものとして『鎌倉年代記』はこの内紛を「天地の命を革むべき危機の始め」である、と記している。

後醍醐天皇の挙兵、津軽の大乱、北条高時の暗愚等は幕府から人心の離れつゝあつた御家人たちに、これを討幕の機会と見させた。

楠木正成をはじめ、各地の豪族が後醍醐天皇の側に立つた。

波木井南部（後の根城南部）の二世実継も後醍醐天皇の皇子尊良親王に供奉して従軍し、遂に元弘二年（一三三二）十二月京都六条川原において北条氏のために死刑に処せられた。

実継はまさに南部氏の殉忠の最初を飾る人であつた。

その翌元弘三年（一三三三）二月、後醍醐天皇は隠岐を脱出、伯耆に着いた。

同年五月、上州新田の住人新田義貞を中心とし、関東、西国、奥州の諸将がこれに従い鎌倉を攻撃した。

一方足利高氏は六波羅を攻めた。これにより源頼朝以来武家政治の府であつた鎌倉幕府も一朝にして亡び、北条高時は一族郎党とともに自尽した。

この時、波木井南部政長（のちの七戸城主、根城南部五世）が義貞の軍に従い、功績があつたことが、元弘三年十二月の『南部郷以下所領訴訟目安状』に記されている。

南部郷以下所領訴訟目安状

（前略）

政長自「奥州」最前馳参「御方」、自「五月十五日」至「同廿二日」、於「所々」致「合戦」、若党守家討死畢、

巨細被<sup>レ</sup>載<sup>ニ</sup>注進<sup>ニ</sup>歟。

政長が奥州より馳せ参じ、味方となり、五月十五日から廿二日の間、所々の戦闘に参加し、若党に戦死者のあったことを記したものである。

『三翁昔語』には

北条高時、新田、足利、楠が為に滅亡す。

此節師行君官方へ御加勢有て、御子政長君新田義貞に従五月十五日、十六日、廿二日の合戦にて討死の御家士も有之といへとも姓名不知、但壺人名乗<sup>ばかう</sup>斗守家と云者討死の由古記に見へ候事

と記し、なお註記して、「御家系に政長在<sup>ニ</sup>奥州ノ領地<sup>一</sup>、受<sup>ニ</sup>義貞ノ密旨<sup>一</sup>、速かに馳上ると有。右奥州の領地に在て受<sup>ニ</sup>密旨<sup>一</sup>とは不審。」としている。

この点につき、史家は、当政長の領地が奥州にあつたかどうか不明であるが、奥州から馳せ参じたことは目安状の通りであろう、とみている。

政長は建武元年（一三三四）五月三日、後醍醐天皇から甲州倉見山の地を賞賜された。もちろん鎌倉攻めの功績によるものである。

その繪旨は次の通りである。(写真一八一頁)

甲斐国倉見山在家三宇、畠地、町屋等、南部六郎政長可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>者、天氣如<sub>レ</sub>件悉<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>状。

建武元年五月三日 左衛門佐(花押)

鎌倉幕府打倒に成功した後醍醐天皇は、六月京都に還幸、延喜・天曆の治を理想として天皇親政による新政権を樹立、翌年、年号を建武と改めたので、江戸時代以降この新政は建武の中興と呼ばれるようになった。

### 第三節 北畠頭家の下向と根城南部氏

後醍醐天皇は元弘三年隱岐から還幸すると直ちに天皇親政の第一歩をふみ出した。

足利高氏が勢力を有する関東をおさえるためにも、その背後にあり、しかもその面積が日本全土の半分もあるといわれる奥州をしっかりと味方につけることが必要であると見た天皇は、元弘三年(一一三三)十月、北畠親房後見のもと、その子頭家を陸奥守に任じ、第八皇子義良親王(後の後村上天皇)を奉じて奥州に下向させた。

この時、甲州波木井の地頭だった波木井南部四世の師行も供奉して陸奥の国府多賀に着き、えらばれて「国代」すなわち国司である頭家の代官の一人に任ぜられた。

国代の任務は、管内の治安維持、賞賜・国宣・教書等の伝達、闕所地の受託、管内の政情報告、巡検等であつ

たことが文書の上から察せられる。

師行の担当した地域は北奥糠部と津軽とであったが、師行は北奥統治の拠点として糠部郡の八戸を選び、建武元年（一三三四）春、石懸村八森に築城したといわれている。

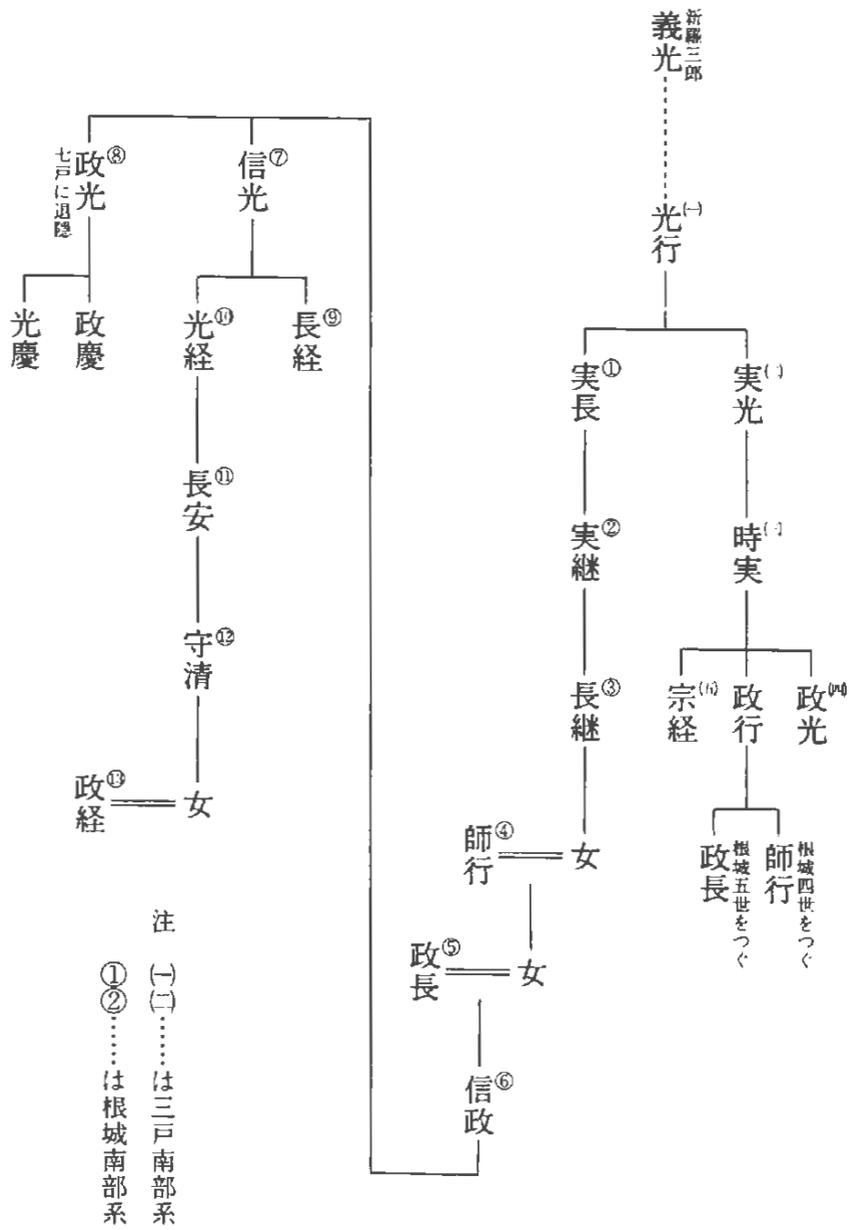
国司顕家はこの築城を祝し、本州蕩平の根本の城である、といういみで「根城」と命名したという。

しかし、『史跡根城』の著者である小井田幸哉氏によれば、「八戸城」が公称であったという。

師行の糠部入部以後、この南部氏（以下根城南部氏という）は、五世政長、六世信政、七世信光と五代にわたって南朝（後醍醐天皇の系統）のために忠節を尽し、後世、南部五世の勤皇と称せられている。

次に叙述の便宜上、三戸・根城両南部氏の関係を示す南部氏略系を掲げる。

南部氏略系



注  
 (-) (一) .....は三戸南部系  
 ① ② .....は根城南部系

建武新政直後の北奥の状況は次のようであった

鎌倉幕府が倒れても、北条氏の勢力が強かった本県地方にはなお北条方の旗色の濃い者も少くなく、津軽の曾我氏や工藤氏は宮方と武家方に分かれ、安東一族は、南部師行の工作もあって宮方についていた。

北条氏一族の残党名越時如・安達高景等が津軽に逃れ津軽の武家方と結び、元弘三年十二月大光寺城によって反旗をひるがえしたのも、こういう状況を反影したものであった。

師行は北畠顕家の命をうけ、これらを討伐するために派遣された多田貞綱等を支援した。

戦場は大光寺城（平賀町）から石川城（弘前市石川）、さらには持寄城（中津軽郡相馬村）へと移り、ようやく建武元年（一三三四）十二月、名越・安達等の降伏で終りを告げた。

一方糠部地方にも工藤氏・横溝氏等、宮方に従わない者がいたが、師行はこれらを平定し、持寄城陥落の半年前の六月十二日、顕家よりその功を賞されている。

この持寄城の戦闘の結果は、建武元年十二月、師行が北畠顕家にあてた報告書『津軽降人交名注進状』に詳しいが、ここには記さない。

別記のように、根城南部氏は、四世師行以下八世政光に至るまで終始宮方たるの立場を堅持したが、当時は宮方につきも武家方につきも、いずれが己れに有利であるかによってきめた武家が多かった。

足利尊氏はさておき、この持寄城の合戦で宮方の主役をなした岩楯の曾我光高（後の貞光）が、恩賞を不満として、後に武家方に回るようになった如き、その一例である。

この合戦で宮方についた工藤貞行・曾我光高・安東高季等はそれぞれ新規領地や旧領の領有を認められ、師行は建武二年三月に、外ヶ浜内摩部郷や泉田・中沢・真板・佐比内・中目などの村々を与えられた。北奥鎮護の使命を担った国代師行の管轄区域は、糠部を中心に、外ヶ浜・津軽郡・閉伊郡・久慈郡・鹿角郡・比内郡に及び、糠部入部の頃の初期の任務は、糠部・津軽等における、いわゆる凶徒（北条方）の討伐のほか、北条方の武家の所領の没収せられたもの、すなわち闕所地を北畠顕家の命によって、あるいはこれを預り、あるいは新しい給人にこれを支給することであった。

この関係の文書は、いわゆる南部家文書中に多数あるが、繁雑なので一々これを記さない。前記鎌倉時代末期青森県南の新旧給人名は、その一部である青森県南の分を記したものである。

#### 第四節 南北朝時代の開幕と根城南部氏

元弘の乱に幕府軍として西上しながら反旗をひるがえして後醍醐天皇の側につき、六波羅探題を滅ぼした功により、新田義貞を抜いて建武新政第一の功臣とされ、天皇の一字を賜わり高氏を尊氏と改めた足利尊氏は以前から源氏再興の志をいだいていた。

一方建武の新政は公家一統の政治を目ざしながらも、新政樹立のために働いた武家の参加を認めざるを得なかった。

これらの武家の間には、恩賞に対する不満もあり、武家政権の再樹立を望むものも少なくなかった。

一方打倒された北条氏の残党も各地に蜂起した。

これらの情勢を機敏につかみ、武家政権の再興に成功したのが足利尊氏である。

建武二年（一三三五）七月、北条高時の遺子時行が鎌倉に打ち入り、「中先代の乱」がおこった。

これを討伐するために鎌倉入りをした足利尊氏は、十月十五日付の天皇の帰京命令にも服さず、自らの勢力の拡張をはかった。

これよりさき、尊氏は斯波家長を奥州管領に任じ、陸奥守と称させ、今の岩手県紫波郡日詰町にある高水寺城にこれを配置した。

これは明らかに北畠顕家の国府政治を無視する、公然たる挑戦であった。

その結果奥州の豪族たちは大きく動揺し、各地に内戦状態がおこった。

天皇は十一月十二日、北畠顕家を鎮守府將軍に任じる一方、十一月十九日、新田義貞をして尊良親王を奉ぜしめ、尊氏追討の軍を東下させた。

尊氏を挾撃する策をとったのである。

これよりさき、顕家はこのことあるを予知し、十月二十四日、師行に国宣を下し、成田六郎泰次と相談して対策をたてるよう指示している。

しかし、新田義貞らは箱根竹下の戦で敗れ、尊氏はこれを追って西上した。

北畠顕家は、十二月二十二日、義良親王を奉じ、父親房・結城宗広・伊達行朝・結城親朝など五万余の奥州軍

を率い、尊氏軍を追って長駆遠征の途に上った。

このとき根城南部氏は、師行が多賀城に入り留守を守る大任に当り、政長は成田泰次とともに津軽の叛徒の備に当り、師行の孫の信政が頭家の軍に従い、その先鋒となり各所で戦功をたてた。

奥州軍は翌延元元年（一三三六）正月十三日には近江に達し、同十六日、京都付近ではじめての主力同志の合戦があり、同二十七日再び京都で尊氏と対戦した。

二十九日から三十日にかけて、奥州軍は大いに尊氏を破ったので、尊氏は丹波路に去り、ついに二月十二日には九州に敗走した。

尊氏の敗走により、奥州軍はやがて帰国の途につく。

一方、師行や政長があとを守っていた津軽地方では、成田泰次と三者で一応津軽の武家方を押えていたが、延元元年（一三三六）正月、かねてから態度あいまいでいた外ヶ浜の安東五郎二郎家季が尊氏の教書を受けて兵をあげた。

さきの持寄城の論功行賞を不満とした官方の曾我貞光（先の光高）も武家方に馳せ参じ、秋田比内郡の浅利六郎四郎清連と呼応し、師行・政長・泰次らのよる藤崎・平内両城を攻め、また正月二十日には船水楯の小笠原孫四郎を、五月二十七日には倉光孫三郎の拠る小栗山館を、さらに六月二十一日には田舎楯城を攻め、その勢力はあなどるべからざるものとなった。

七月に入ると曾我貞光は武家方のために新里・堀越（中津軽郡）楯を築き、これを攻撃してきた官方の倉光孫

三郎とたたかい、また八月一日には貞光の代官が鹿角郡の国代成田小次郎左衛門頼時を大里楯に攻めている。

北奥がこういう状態にいるとき、中央では、いったん敗走した尊氏が九州で多くの武士を味方につけ、勢力を盛りかえし、早くも四月には海陸両面から東上の途につき、五月二十五日の湊川（神戸市）の合戦では楠木正成を自害させ、新田義貞を退け、六月十四日には持明院統の光厳院を奉じて京都に入った。

このため後醍醐天皇は山門に行幸する。

多賀の国府に帰任の途にあった北畠顕家は、五月二十四日、武家方相馬一族の根拠地小高城を陥れ、翌二十五日国府に入って、八月六日、左のような御教書を南部政長に下した。

#### 袖判（顕家）

尊氏・直義等去五月雖<sub>レ</sub>乱<sub>二</sub>入京都<sub>一</sub>、官軍依<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>防戦<sub>一</sub>、尊氏以下数十人、七月十五日自害。

爰当国一二三迫凶徒等襲来之旨、有<sub>二</sub>其間<sub>一</sub>之間、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差<sub>二</sub>遣軍勢<sub>一</sub>也。

定早々可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>静謐<sub>一</sub>欵、糠部軍勢無<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>参府<sub>一</sub>、且可<sub>レ</sub>静<sub>二</sub>謐郡内<sub>一</sub>之由、鎮守大將軍所<sub>レ</sub>仰也。

仍執達如件。

延元元年八月六日 軍監有実奉

南部六郎殿

尊氏以下数十人自殺、というのは全くの誤伝である。

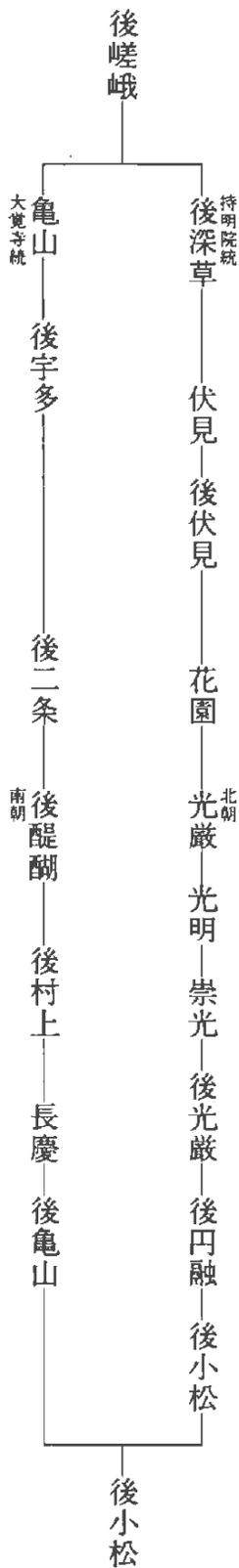
顕家が尊氏自害を信じて、政長に報じたものか、デマと知りつゝ、士気を鼓舞するために流したものが判然としないが、後者とすれば顕家の追いつめられた気持の現われとも見られる。

とにかく、京都方面および多賀方面のことは気にせず、政長は専ら糠部郡内の治安の維持に心がけるよう指示したものである。この時、政長の兄師行は、顕家帰府の祝儀言上のため国府に参着していた。

京都では、八月足利尊氏が光明院をたて、偽つて後醍醐天皇に降つたので後醍醐天皇は十月京都に還幸したが、偽りと知り、十二月、吉野の奥に潜幸された。

かくて、尊氏の擁した光厳天皇（北朝）と、吉野に潜幸した後醍醐天皇（南朝又は吉野朝）との二人の天皇が同時に在位することとなり、じ來南北両朝対立の全国的動乱の時代が数十年にわたり続くこととなる。

次に南北両朝の皇統を掲げよう。



## 第五節 四世師行の戦死

南北両朝対立の始まった延元元年の十一月二十五日、師行に対し、糠部に帰国するよう顕家の命が下り、師行は根城に帰った。

帰国早々、翌延元二年（一三三七）正月には、曾我貞光の再度の田舎楯攻撃があり、七月には鹿角の合戦があり、政情は不安定であったが、多賀の国府はさらに多事であり、仙北方面の足利軍に脅かされ、正月早々国府を靈山（福島県伊達郡）へ移さなければならなかった。

しかし、靈山は岩石突兀たる天然の要害で、しかも多数の僧兵を有する靈山寺の支援を得ることができたので、顕家軍に対する後醍醐天皇の期待は大きかった。

その期待に応え、顕家軍はようやく足利軍の囲みを破り、延元二年八月、義良親王を奉じ、総勢十万余騎の大軍を率いて、再度足利尊氏追討のため西上した。

前年の第一次足利征討の軍の時は留守を守った根城南部四世であり顕家の国代である師行も糠部の兵士を召し連れて参加し、政長と、前回第一次征討軍に加わった政長の男信政とが糠部にとどまって北奥の押えの任に当たった。

征討軍は八月十九日白河関を立ち、十二月十三日利根川を渡り、鎌倉にうちいり、同二十五日足利義詮を敗走させ、翌延元三年（一三三八）正月、美濃の青野原で足利の追撃軍を破り、ついで迂回して二月二十一日奈良を

占拠したが、足利軍の反撃を受け、河内に退いた。

義良親王はここから吉野にいる後醍醐天皇のもとに赴いた。

征討軍は進んで河内より和泉・摂津に転戦し、一時勝利を得たが、高師直・師冬等の大軍のため大きな損害を受けた。

五月、顕家軍は堺浦を連続攻撃し、摂津・河内・和泉の戦野に対峙したが、五月二十二日、堺浦と石津における激戦に高師直の軍に敗れ、北畠顕象は壮烈な戦死を遂げ、師行もともに討死、家士一百八人がことごとくこれに殉じた。

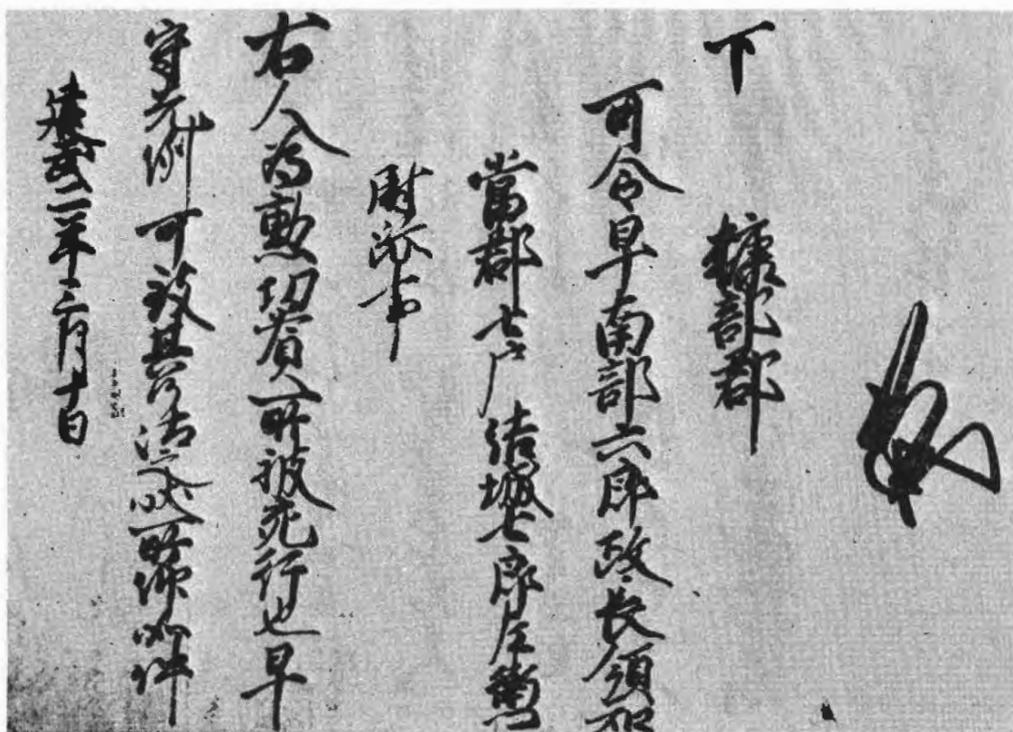
ときに北畠顕家二一歳、師行四二歳であった。

## 第六節 五世政長の活躍

延元三年（一三三八）師行戦死の後の糠部は師行の実弟であり、女婿である政長の支配するところとなった。

政長は既に述べたように元弘三年（一三三三）の鎌倉攻めの時は、奥州より馳参じ、新田義貞の旗下の武将として功をたて、建武元年（一三三四）五月三日、後醍醐天皇より甲州倉見山を賜る綸旨をうけた。

この頃政長は、元弘三年（一三三三）北畠顕家に従って奥州に下った兄師行にかわり、甲州の本領破木井郷を守っていたが、建武二年（一三三五）三月十日には顕家より、左のように七戸を勲功の賞として賜っているからそれより先糠部に下向し、戦功をたてていたものと推察される。



北畠顯家下文

花押 (顯家)

下<sub>二</sub>糠部郡<sub>一</sub>

可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>早南部六郎政長領<sub>二</sub>知當郡七戸結城七郎左衛門尉跡<sub>一</sub>一事

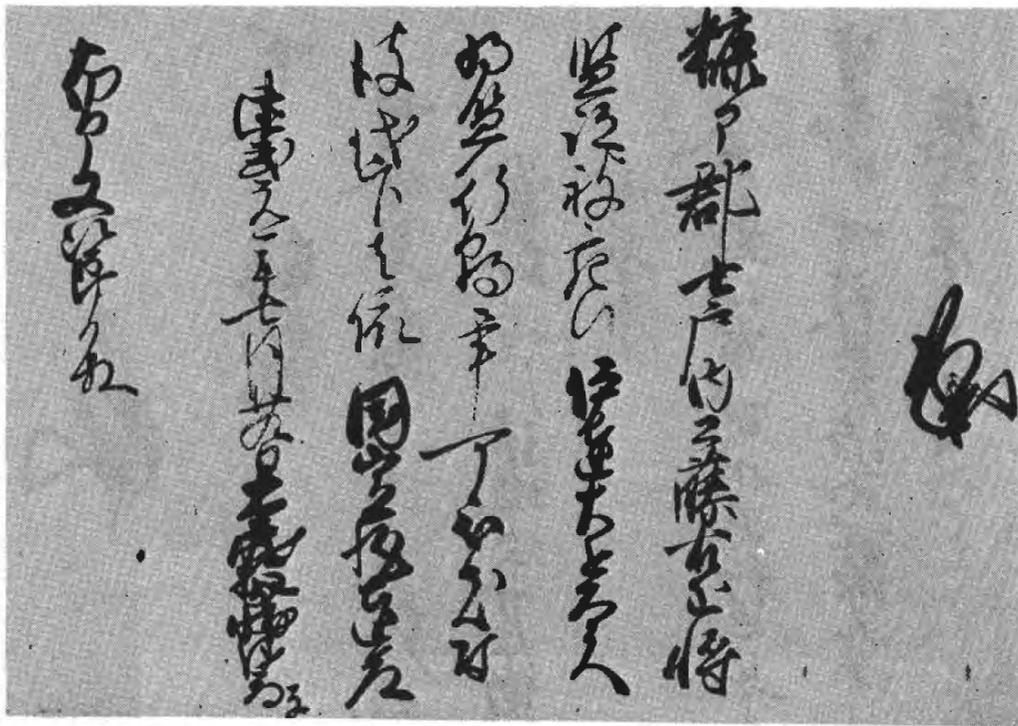
右人為<sub>二</sub>勲功賞<sub>一</sub>所<sub>二</sub>宛行<sub>一</sub>也、早守<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>之状所<sub>レ</sub>仰如<sub>レ</sub>件

建武二年三月十日

これより先、鎌倉時代末期七戸地方は、北条氏の地頭工藤右近将監の治するところであつたが、鎌倉幕府の滅亡に伴ない、幕府打倒に功績のあつた伊達右近大夫将監に与えられたことは、次の顯家国宣によつて明らかである。

花押 (顯家)

糠部郡七戸内工藤右近将監跡、被宛<sub>二</sub>行伊達右近大



北 畠 頭 家 国 宣

夫將監行朝一畢、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>沙<sub>二</sub>汰付彼代官<sub>一</sub>者、依<sub>二</sub>国  
宣<sub>一</sub>執達如<sub>レ</sub>件

建武元年七月廿九日 大藏権少輔清高奉

七戸を伊達行朝の代官に交付するやうにとの、国代師  
行に対する国司頭家の左のような国宣が、九月十六日に  
も再度出されている。

花押 (頭家)

伊達大夫將監行朝申 糠部郡七戸事 任<sub>二</sub>御下文之  
旨<sub>一</sub> 茲<sub>二</sub>彼所<sub>一</sub> 可<sub>レ</sub>沙<sub>二</sub>汰付行朝代<sub>一</sub> 縦称<sub>二</sub>本主子  
孫<sub>一</sub> 雖<sub>二</sub>支申<sub>一</sub> 不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>許容<sub>一</sub> 使節及<sub>二</sub>遅引<sub>一</sub>者 可<sub>レ</sub>  
有其咎<sub>一</sub>者依<sub>二</sub>国宣<sub>一</sub> 執達如<sub>レ</sub>件

建武元年九月十六日 大藏権少輔清高奉

南部又次郎殿

その文中に、たとえ本主の子孫と称する者がいて、異議を申立てる者があっても許容してはならない、とあるから、国代師行の戦後処理の仕事が容易でなかったことが知られる。

伊達行朝の代官が実際に七戸に赴任したかどうかは明らかでないが、この七戸が南部長に与えられる前に、先に見たように七戸の領主として結城氏が登場する。

結城氏はいうまでもなく、宮方の最有力の武将であったが一族の中には次第に武家方に心をよせる者もでていた。

七戸を与えられたのは結城朝祐であった。この間の事情は複雑であるが、森林助氏は「七戸はもと工藤右近将監を伊達行朝に賜わり更に結城朝祐に与えられたが、彼は尊氏に党したので領地を没収され、政長に賜わり、子孫伝領した。」としている。（『八戸南部氏勤王史の研究』）

また森嘉兵衛氏は『岩手の中世文書』の中で「此の年（建武二年）結城が北党に属したので、この所領を没して南部に与えたものと思う。」と述べている。

しかし、結城氏の大雄親朝が足利氏についたのは興国四年（一三四三）八月であるから、建武二年の段階で尊氏についたのは結城朝祐とみるべきであろう。

この点につき大西源一氏の『北畠氏の研究』は、

建武二年三月十日 陸奥国宣、結城親朝をして同国七戸なる同族朝祐の跡を領せしむ

顕家、陸奥糠部郡に令して、南部六郎政長勲功の賞として郡内七戸なる結城七郎左衛門尉の跡を領知せしむ

と述べているが、親朝に朝祐の跡を領せしめたというのは疑問である。これでは親朝即七郎左衛門尉ということになるが、七郎左衛門尉は前述の如く、朝祐とみなすべきであろう。

以上によれば、七戸の領主はわずか数ヶ月の間に工藤右近将監、伊達右近大夫将監行朝、結城朝祐、南部六郎政長と、めまぐるしくかわったことがわかる。

なお、七戸の内野辺地は建武二年二月卅日、伊達五郎宗政に与えられている。

さて、このようにして、政長は七戸の領主となり、兄師行のいる根城と七戸城とは、糠部における宮方の二大拠点となるに至った。

政長が七戸城に入ってから最初の合戦は、津軽山辺の合戦である。この戦についての史料はほとんどないので詳細を知るよしもないが、前年に一応終りをつげた大光寺・石川・持寄城の合戦の続きであつたろう。

この合戦で政長は大将となり、これを鎮定し、顕家から教書（感状）を受けている。その教書は次のようなものであつた。

下向以後合戦被致忠之由被聞食候、今度山辺合戦、又以為大将被抽軍忠云々、返々神妙之所候、凶徒更

不遁天罰弥成其男、可被致忠節也者 依仰執達如件

建武二年九月一日 修理亮 経泰(花押)

沙弥 宗哲(花押)

南部六郎殿

政長は兄師行に勝るとも劣らぬ勇将であったのである。

延元元年(一三三六) 顕家が第一次足利尊氏討伐の軍をおこしたとき、政長は兄師行等とともに、平内・藤崎の二城に拠って武家方の曾我氏と対し、また翌延元二年の第二次討伐の時も政長は子の信政とともに北奥の押えに当り、よくその任を果したことは既に述べた。

延元三年(一三三八)、師行の戦死により政長は根城南部五世となった。一方北畠顕信も顕家のあとをついで閏七月二十六日、陸奥介・鎮守府將軍に任ぜられ、奥州下向を企て国司義良親王を奉じ父親房ともども九月伊勢の大浦を発したが暴風に逢い、船は四散、親王と顕信は再び伊勢に引かえし、親房ひとり常陸に上陸して小田城に入り、のち関城に転じ、興国四年(一三四三)その落城のため吉野に帰るまで六年間、自ら陣頭に立ち南朝の総参謀としての采配を振った。

一方顕信は、暴風ののち、艱難辛苦の末ようやく興国元年(一三四〇)六月十一日、任国に赴いたが国府に入

ることは出来ず埋峰城によった。

一方、糠部の新支配者となった政長は、席の暖まる暇もなく、延元四年（一三三九）三月には曾我貞光の一味の拠る大光寺を、九月には貞光の本城岩楯を攻め、十月には尾崎（平賀町）を攻めた。戦況は政長にとって必ずしも有利には展開しなかったが攻勢は維持することが出来た。

天下の情勢は、南朝にとつてまことにきびしいものとなつてきていた。

こういう時南朝の勢力をさらに急低下させる事情がおこつた。

延元四年八月十六日の後醍醐天皇の崩御である。十月義良親王が御即位、後村上天皇となられ、翌年興国と改元された。

陸奥国司兼鎮守將軍である顕信の当面の最大の任務は賊将石堂義房に奪われている国府の回復である。

このため顕信の父親房は南の結城氏・田村氏と北の南政委長等をもつて国府を挾撃する計画を画策していた。

興国元年十一月七日、政長は顕信に対し、北奥の戦況報告をし、功臣の官途所望等について請うところがあつた。

これに対し、顕信は十二月二十日付で政長に対し教書を下し、津軽の安藤一族が味方になつたことを喜び、政長の長子信政の忠節をほめ、岩手郡西根（平館）に要害を構えたことを祝し、明春は、足利方の奥州管領家斯波を退治するよう申付け、功臣の処遇のことにも言及している。

興国二年（一三四一）、顕信はいよいよ国府回復の動きをみせる。

四月、政長は兵を率いて南進し、岩手の滴石氏、斯波の河村氏とともに、岩手・斯波二郡を討ち、さらに和賀氏・葛西氏と合し、国府を攻撃した。

国府の石塔勢は一時国府を逃れ、栗原郡三迫において防戦するなどのことがあり、戦は翌年十月まで及んだが頼みとする結城親朝が両端を持し、いっこうに立たなかつたので、遂に国府奪回は成らなかつた。

今や政長は南朝では最も頼みとする武将であつた。

足利方としても政長を味方につけてたくてしようがなかつた。

そこで暦応二年（延元四年……一三三八）三月十七日、足利直義名で左のような勸降状を發した。

参御方者 本領事可被定置之旨 可有其沙汰之上 致軍忠 可抽賞之状如件

暦応二年三月十七日

直義花押

南部六郎殿

政長がこれに応じなかつたことは、その後、暦応三年（興国元年……一三三九）、六月二十五日、暦応四年二月七日、貞和二年（正平元年……一三四六）十二月九日付の直義から政長にあてた同種の勸降状が出されていること

も明瞭である。(写真 二〇六頁)

しかし、後醍醐天皇亡きあとの南朝の退勢は覆うべくもなかった。

この機に乗じて津軽の武家方曾我氏が大攻勢に転じ、足利尊氏の教書を受けて、はるばる相模国曾我郷から津軽に下向した同族曾我師助とともに、暦応四年(興国二年：一三四一)六月、糠部に攻め入り、翌年秋まで糠部の各地で数十度の合戦が行われた。

この時の合戦の様子は武家方の貞光の記した貞和三年(正平二年：一三四七)の『曾我余一左衛門貞光謹言上』  
に

暦応四年(興国二年：一三四一)六月 曾我左衛門尉師助賜御教書 令発向凶徒南部六郎政長等城郭糠

部之处 同御敵滝瀬彦次郎入道以下輩打塞路次 致防戦之間 自同年六月至翌年七月数十度合戦仁 或

貞光自身被疵 或若党以下手勢数百人同被疵 討死之上若干凶徒等打取畢。 此条師助連々令注進之間

被下御感御教書畢。 巨細師助之一見状 矣

以前条々粗 恐々言上如件

貞和三年五月 日

と書かれてある。

ここで注意しなければならないのは、まずこの合戦の行われた年月日である。この年月日は、前述政長等の国府回復のための合戦とほとんど重複する。

そのことがなぜおかしいのかといえ、たとえば根城側の後世の史書である『南部五世伝』には

興国三年六月、曾我師助受尊氏命 与族貞光大挙来攻 相持踰年 敵兵愈加 城殆陷 政長執戟 開門  
出戦 衆従之 縦横奮撃 斬師助 敵兵遂潰 後村上帝賞賜刀及甲冑

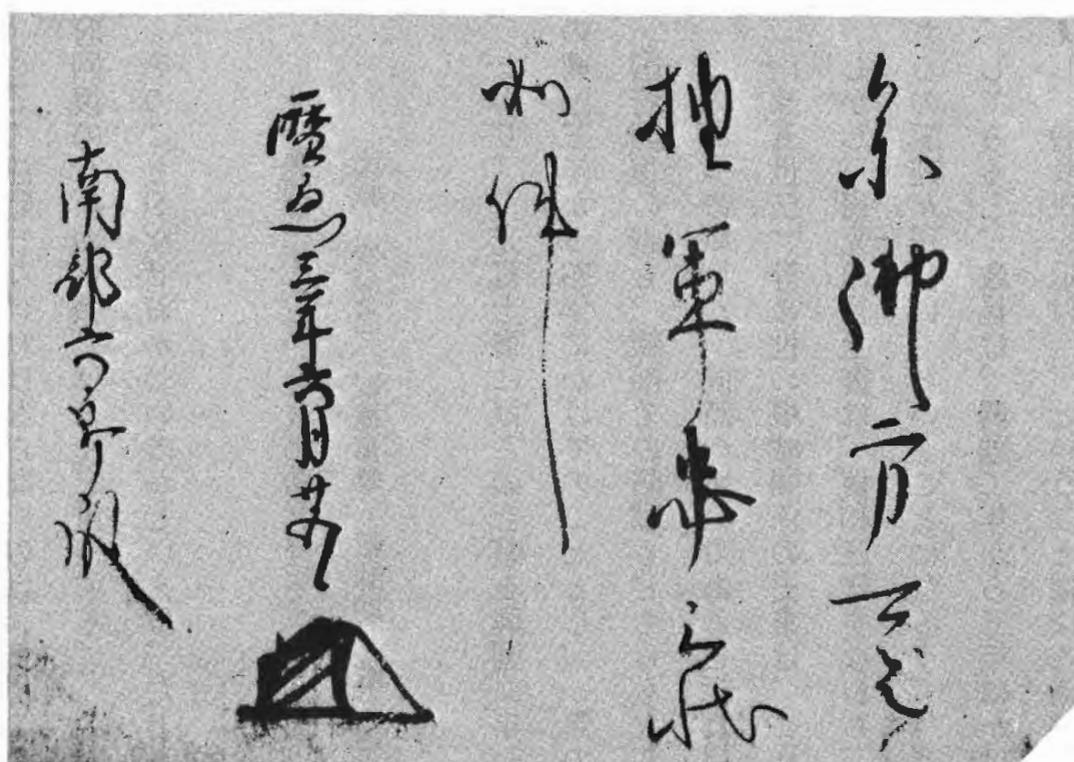
とあり、貞光言上書にはこの合戦を興国二年から三年にかけてのこととしているのに対し、五世伝は、一年後の興国三年から四年にかけてのこととし、一年のくいちがいがあるからである。

国府回復の戦も、糠部での防戦もどちらも大変な激戦であり、政長にとっては苦戦であった戦いである。

この二つの戦いが、同時の戦いであるとすれば、政長が両方に顔を出しているのはおかしい、といった考方で『南部五世伝』等後世の根城関係の史書は、これを一年ずらしたものではなからうか。

しかし、貞光の言上書は、貞和三年すなわち、この糠部の合戦のわずか数年後に書かれたものであるから、こちらの記述が正しい、ということになる。

してみると、政長は、興国二年から三年にかけ、南の国府奪回作戦遂行中、糠部を突かれたため、急拠軍をかえし、曾我氏を退けた、ということになる。



足利直義勸降状

さて、曾我一族の攻撃目標となった糠部の城とは、貞光上書に、南部六郎政長等城郭糠部、とあるから、根城だけとは限らず、同じく政長の築城になる七戸城等も含まれていたことだろう。

この二つの資料によってもこの合戦が激戦であったことがわかるが、政長自らの奮戦によって進攻軍を退けることができたので、後村上天皇は、合戦終了後、栗田口国安の太刀一腰と式法鎧を賜って政長を賞した。

ついで、翌興国四年（一三四三）九月と推定される顕信教書で、顕信は、その後の糠部方面の動静を問い、近く合戦を始めたいから、近郡を退治した上、顕信に合流せよと指示を与えている。

これより先、五月二十五日には、北畠親房は結城親朝が砂金および兵糧を贈ったことを謝しているから、この段階までは親朝は、南朝につくか、北朝につくか、旗幟を鮮明にしていなかったようである。しかし親朝は六月

十五日、尊氏の命をうけた石塔義房の誘いに応じ、ついに款を尊氏に通じた。それとも知らず、親朝への説得はなおも続くが、無駄であった。

南朝の大忠臣結成宗弘のあとの親朝を敵にまわしたことは顕信にとつては大きな痛手となった。

同年十一月、関東の宮方の拠点である常陸の関、大宝の二城も陥り、宮方の参謀である北畠親房もついに遁れて尾張に到りやがて吉野に入られた。

興国四年、五年の政長らの動静は明らかでないが、五年（一三四四）には、北畠顕信による常陸大宝城の一時的回復、同年四月の足利方石塔義元による顕信の居城宇津峰城攻撃、八月陸奥霊山城の北畠軍の伊達・信夫二郡の攻略等の戦闘があった。

越えて興国六年（一三四五）二月八日、政長は軍功により、足利尊氏の所領であった陸奥国甘美部（加美郡）を加賜された。『三翁昔語』によれば、この恩賞は、四戸における逆意の者を討伐した功によるものだという。

同年三月二十六日には、政長の長男信政に対し、国司顕信から、たびたびの合戦の忠節をほめた感状（教書）を下賜、翌二十七日には信政を達知門女院右近藏人に推挙した。その推挙状は左の通りである。

可被挙申達知門女院也

（顕信花押）

申右近藏人

源信政

興国六年三月廿七日

この女院は後宇多天皇第一皇女奨子であり、弘安九年（一二八六）誕生、文保三年（一二一九）皇后宮となり、十一月院号を名のり、ついで出家された方である。

この推挙状によって、信政は吉野朝廷に出仕したことが明らかとなる。

同日、政長の二男政持は左馬助に、三男信助は兵庫助に推挙されている。

南部政長一族が、いかに南朝から重視されていたかがこれでもわかる。

顕信は、同じ日、津軽の平賀藏人を鼻和郡摩祢牛郷地頭に、工藤四郎五郎を同郷大浦郷北方地頭に、海老名小太郎を田舎郡安庶子郷地頭に任じている。

南朝勢力の全国的衰退傾向の中にあつて、ひとり糠部・津軽においては南朝方がなお優勢を保っていたのである。

このような情勢を見て、足利方では、正平元年（貞和二年：一三四六）四月十一日、政長に対し、勸降状を發したが政長は応じない。そこで十二月九日、四度目の勸降状を發したが、もちろん応ずる筈はない。

然るに『斎藤文書』に、左のように政長が降伏したか、という疑問をいだかせる足利氏の教書がある。

(政長)  
南部遠江守降参事 就注進状一所成御教書也

此上之儀宜有計沙汰之状如件

貞和二年十二月廿一日 御判

右京大夫殿 (吉良貞家)

右馬権頭殿 (畠山国氏)

この教書については、二つの解釈が成立つ。

第一は、南部政長が降参したという注進状が届いたので教書を下す。今後よろしく取計うように、という解釈であり、第二は、南部政長に降参をすゝめたという注進状が届いたので教書を下す。今後のことは(降参させること)よろしく取計らうように、という解釈である。

まず第一の解釈についていえば、文字の解釈としてはこの解釈は成りたつ。従つて降参したことになる。しかし、政長に対する第四回目の勤降状は十二月九日に出されているから、少くともこの日まで、政長は降服していない筈である。

もしその後数日の間に政長が降服したとしても、そのしらせを陸奥から得て、九日からわずか十二日目の二十一日に教書を認めるということは不可能である。

また、その後の根城南部氏の南朝に対する勤皇の事実からみても、政長の降伏はあり得ないことである。

第二の解釈も、文理解釈上立派に成立つ。また第一説批判後段に述べたような理由もあり、第二の解釈が正当と考えられる。

さて、正平（一三四六）の初年頃と推定される顕信から政長にあてた左のような書状がある。

其後無指事之間 不申遣候 兼又上田城事 成和与之儀候之間 遣此辺之軍勢 御方をも無相違ひかせ候 就其者 以此仁申遣子細候 被思案候て 可承左右候也

六月十八日

（顕信花押）

（懸紙）  
一

南部前  
（遠江守殿か）

前段、上田城和与のことはともかく、後段、政信に対し申遣次第があるから思案の上、次第を言上せよ、というのは何を意味するのか、

あるいは、正平元年四月の足利直義の政長に対する勸降状に関連があるのかもしれない。

その後数年間の政長の動静は明らかでない。津軽の動きも割におだやかであったためかもしれない。

一方国司北畠顕信の旗色は、正平二年（一三四七）九月の宇津峰城、靈山城、藤田城の陥落等で次第に悪くな

り、顕信は宇津峰宮を奉じて出羽に走る等のことがあり、さらに京都付近では正平三年（一三四八）正月五日、四条畷の戦争で楠木正行が戦死する等のことがあったが同日、信政（根城南部六世）も京都付近で戦死をとげてゐる。（『東北太平記』）

その後も各地に小戦闘はあったようであるが、大きな合戦はなかった。

そして、正平五年（一三五〇）八月十五日、死期を覚った政長は、長子信政（六世）がすでに戦死していたので、孫信光に八戸を、その弟政光のためには、その父信政の妻（政光の母）である加伊寿御前に対し七戸を譲渡する旨の譲状を認め、十七日に死去した。

六世信政の勤皇のことはすでに一部述べたが、言及しなかった分を加えて次に簡単に述べておこう

### 第七節 六世信政の勤皇

信政は五世政長の長子で、三郎と称した。

建武二年（一三三五）から翌延元元年にかけての北畠顕家の第一次足利尊氏追討軍の先鋒となり、尊氏を九州に走らしたことは前に述べた。

その妻は黒石の地頭工藤貞行の嫡女加伊寿である。男二人あり、長子を信光（幼名力寿丸、根城南部七世）、次子を政光（根城南部八世、七戸に退隠）といった。

貞行は根城南部氏と同様、南朝に忠節の武将であったが建武三年（一三三六）病没し、その妻志練が遺領を相

続し、興國四年（一一三三）六月二十日、自分の死後黒石の領地を南部信政の女房となった娘の加伊寿御前に譲り、一部はその妹福寿にも分ち与うべきことなどを認めているが、翌五年二月には改めて、黒石を加伊寿の長男力寿丸（七世信光）に譲り、うちいくらかを五人の女子に譲ることを認めている。全文かな書きであり、読みにくいので、漢字まじりに改めて左に示そう。

譲渡す力寿丸

津軽田舎郡黒石の郷 同じき政所職の事

右所ハ故工藤右衛門尉貞行 重代の所領たる間 志練彼の後家として 相伝知行今に相違なし

その子細讓証に見えたり 志練一期の後は、嫡孫力寿丸に此の所を譲り与うる也 餘の子孫等違乱あるべからず 但し此所のうち 女子五人に少しつゝ一期の間譲る也 讓証文ニあり これを違うべからず いづれも自筆なり 自筆にて無からんをバ 用いべからず 依て讓証件の如し

興國五年二月十三日

しれん花押

これより先、建武元年八月二十一日に貞行は、津軽山辺二想志郷内下方及び田舎郡上冬井郷拾分参を、娘加伊寿御前に譲っている。

これらの讓状により、工藤貞行の領知の大部分は、信政の妻となった加伊寿御前を通じて根城南部氏に伝領さ

れるに至ったことがわかる。

ついで延元二年（一三三六）八月、第二次の足利尊氏追討の戦のときは、信政は父政長とともに糠部にとどまり、北奥の押えに任じた。

その後の北奥におけるたびたびの合戦にも当然信政は父政長とともに活躍したことだろう。

興国六年（一三四五）三月二十六日には、これらの合戦の戦功を国司から賞められ、ついで翌二十七日には達知門女院右近蔵人に推挙され、吉野朝廷に出仕したことも先に述べた。

信政は既述のように、この後正平三年（一三四八）京都付近の戦で討死をするが、それより前、信政は正平二年（一三四七）四月参内し、後村上天皇より後醍醐天皇の皇子護良親王の遺子八幡丸（麿）を託され、これを北部（下北）王に奉戴したことが『東北太平記』に記されている。

このことは、のちの康正二く三（一四五六く五七）の蠣崎戦争へとつながるものであり、本県中世史上の大きな謎の一つともなっているので別記することとするが、この信政が八幡麿を託された年代を『東北太平記』は正平二年（一三四七）としているのに対し、森林助氏は正平元年説を主張している。

いずれにせよ、『東北太平記』にのみその記載があり、根本資料を欠くこのことが事実とすれば、吉野朝廷に仕えていた信政は一時八幡麿を奉戴して下北へ下り、再び吉野に赴き、正平三年、京都付近で戦死したことになる。戦死のことも、系図、家伝の類に見えず『東北太平記』にあるのみである。

### 第八節 七世信光の忠節

信光は幼名力寿丸といい、のち三郎と称した。

六世信政の長子で、八世政光の兄である。母は黒石の工藤貞行の娘加伊寿御前である。

貞行の妻志練の没後、黒石の地を伝領したことは前に述べた。

正平五年（一三五〇）八月十五日、祖父である五世政長は、死期を悟って、八戸をば信光に、七戸をば加伊寿御前に譲り、信光の弟政光が成人となったら七戸の半分を政光に与えるようにとの譲状を認め、十七日に死去した。譲状は左の通りである。

#### 譲状

陸奥国糠部郡内

八戸

右彼<sup>所</sup>と<sup>敷</sup>ころハ<sup>功</sup> くんこうのしやうたるあひた 政長知行せしむるを 信光に譲<sup>与</sup>あたふる物なり 彼譲状  
をまほりては<sup>守</sup>いりやうすへし

正平五年<sup>戊</sup>八月十五日

前遠江守源政長（花押）

讓渡

陸奥国糠部郡内

七戸

右かの<sup>彼所</sup>ところハ<sup>勲功</sup>くんこうのしやうたるによりて<sup>賞</sup>政長知行せしむる<sup>間</sup>あいた<sup>後室に讓所也。但政光</sup>

せいしんせは<sup>成人</sup>半分は<sup>与</sup>たふへし<sup>一期のち</sup>いま半分をハ<sup>子供</sup>二人の<sup>間</sup>ことものなかに<sup>心さしあらんに</sup>

たふへし

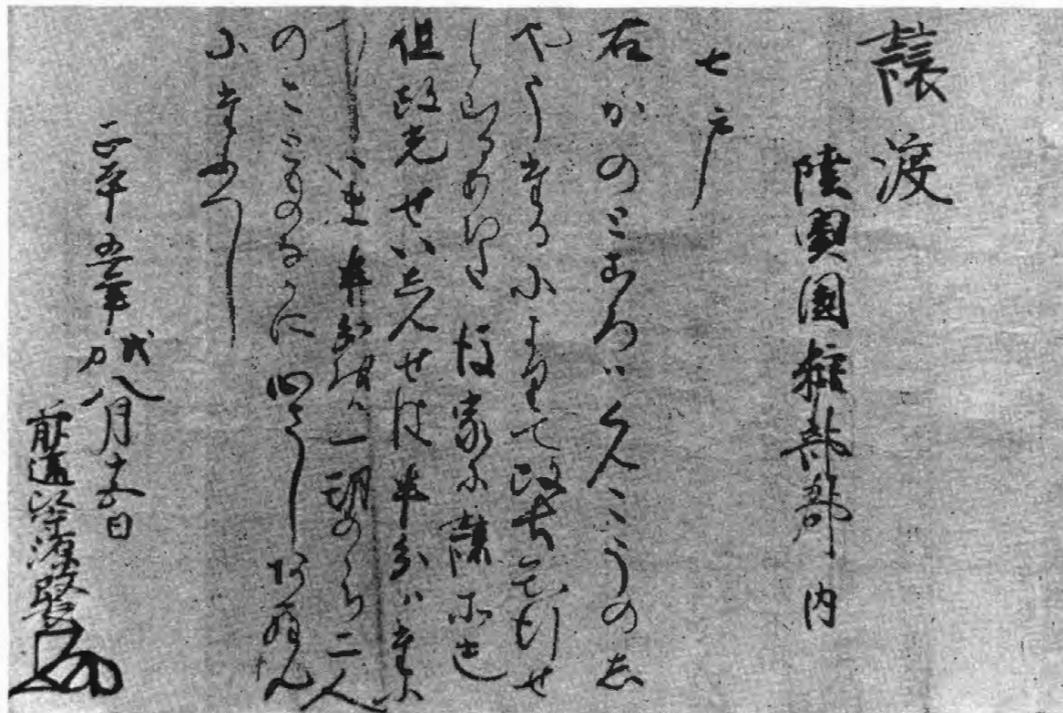
正平五年<sup>戊</sup>八月十五日

前遠江守源政長（花押）

すなわち信光は祖父政長の領地のうち八戸を讓られ根城南部氏の家督を継ぎ、七戸の地は一旦加伊寿御前の手を経た上、弟の政光に讓られることになったのである。（写真 二二六頁）

この年、中央では足利尊氏・直義兄弟が不和となり、十二月九日直義は吉野朝に帰順したが翌六年二月、尊氏・直義間に和議が成立、七月には再び不和となり、十月には今度は尊氏が偽って、その子義詮とともに吉野朝に降伏したが、結局、七年（一三五二）閏二月義詮は、公武の和の破れたことを宣するなど、変転極まりない時であった。

こうした情勢に乗じて、奥州でも一時国司方が勢力を盛りかえし、三戸南部十一世信長も国司方につき活躍す



南部政長讓状

るなどのことがあったが、当時信光は幼君であったためか、まだその名は歴史の前面に登場してこない。

正平十年（一三五五）三月十五日、信光は大炊助に任ぜられ、翌十一年十一月には昇進して薩摩守に叙爵した。

『東北太平記』に、正平十一年五月、信光は北部王となった護良親王の遺子八幡麿（良尹）の長子乙寿丸（尹義）当時八歳を奉じて吉野に参内し、翌正平十二年北部に帰ったとあるから、薩摩守昇進は参内後のこととなる。

正平十五年（一三六〇）六月五日、信光は、津軽田舎郡黒石郷ならびに鼻和郡目谷郷等を相伝領掌することの安堵状を顕信から賜わった。

このうち黒石郷はすでに興国五年（一三四四）、外祖母志練尼（工藤貞行の妻）から志練の死後讓渡を約束されていたものである。

また同日、津軽田舎郡冬井・日野間・外浜野尻郷は南部雅楽助に安堵された。

このうち冬井郷拾分参は、工藤貞行から娘加伊寿御前に建武元年（一三三四）八月二十一日に譲られたものであった。

これらの土地を譲られた南部雅楽助とは誰であるか。あるいは三戸南部茂行か政行であろうとされ、あるいは信光の弟の政光であろうとされているが、今のところいずれともはつきりしない。

正平十六年（一三六一）十一月九日、信光は、戦功により後村上天皇より左のような叡感の綸旨を賜った。

今度合戦致<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>之由被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>畢 尤以<sub>二</sub>神妙<sub>一</sub> 御感不<sub>レ</sub>少者 天氣如<sub>レ</sub>此 悉<sub>レ</sub>之以<sub>レ</sub>状

正平十六年十一月九日

左中将（花押）

南部薩摩守殿

左中将はその花押から顕信であることが明瞭である。

これと全く同文のものが南部左馬助（政持）と南部兵庫助（信助）にも与えられており、また翌正平十七年正月十八日付の北畠顕信から信光にあてられた書状には、「七戸へも同じく下され候、つかわし候よし、つたへられ候へく候」とあるから七戸在住の政光も同文の感状を賜ったことは確かである。

してみると、この戦は相当に重要なものであったと思われるが、どのような合戦か、全くわからない。

これより少し前、正平十六年五月十八日、顕信は曾我周防守に対し勸降状を発している。

しかし、曾我氏が降伏しなかったため、根城南部の一族と曾我氏との間で合戦をみるに至ったのではあるまい

か。

津軽における武家方の最大の雄曾我氏に係る『曾我文書』は現在も東京府中市にある、根城南部氏の正系南部光徹氏の東郷寺にほぼ完全な形で保存されている。

このことは、曾我氏が根城南部氏に亡ぼされ、その文書は根城南部氏に没収されたことを明瞭に物語るものである。

正平十六年、後村上天皇の感状が根城南部一族の四人に対し、同時に下賜されるもとなった合戦とは、この曾我氏討滅作戦以外には考えられない。

曾我氏の動きがその後全く無いところからも、この頃を以て曾我氏滅亡の時とすべきであろう。

さて、曾我氏が滅亡したとなると、津軽に対する顧慮もそれほど大きくなかったのか、正平二十年を過ぎる頃には、信光は本領である甲斐の破木井城に帰り、糠部の統治は弟の七戸城主である政光にまかせたようである。

正平二十二年（一三六七）正月十一日、信光が破木井城において恒例の武事始めの式を行っている最中に、隣郷の神大和守が不意に來襲した。

信光はこれを敗走させた上、事の由を吉野に報告、四月、詔を奉じて大和守の居城神城を攻め滅した。

後村上天皇の御感斜ならず、数年の軍功をも加えて、褒美として甲冑一領ならびに繪旨二章（六月二十五日付）を賜った。

今櫛引八幡宮社宝となっている国宝、白糸緘妻取鎧がそれである。

このとき信光は大和守跡である神郷半分を賜り、また叔父左馬助政持も、綸旨ならびに天国太刀一腰、ほかに甲斐国倉見山三分一を賜った。

正平二十三年（一三六八）後村上天皇が崩御なされ皇子長慶天皇が即位なされた。

信光は文中元年（一三七二）剃髪して聖光と号した。

信光は生来多病であり、かつ嗣男子長経が幼少であるため、天授二年（一三七六）正月二十二日、弟政光に八戸を譲る状を認め、翌二十三日死去した。

『東北太平記』は、これより先、文中三年（一三七四）信光は政光を七戸から破木井に呼びよせ家督を譲り、奥州には叔父政持の子親光を置いた、とある。

天授二年の譲状は左の通りである。

譲渡 陸奥国糠部の内 八戸

右彼の所はくんこうのしやうたるあいだ 信光ちぎやうせしむるを 政光譲あたふる物なり。此うち二  
日いち さかいだをば しやうせう殿 しやうさく殿 しやうげん殿三人譲なり せんさい たけまつ  
二人には女子三人のことくはいぶんすへし もしさいけにならん時は はいぶんにあつへからす 彼の  
譲おまほりてはいりやうすへし

天寿二年<sup>丙辰</sup>正月廿二日 前薩摩守源光信（花押）

これによつて七戸城主であつた政光は、根城南部八世となつた。

しやうせう、匠作（修理太夫）、将監の三人はいかなる関係の人物か不詳、せんさい（千歳）は長子長経、たけまつ（竹松）は二男光経である。

長女は宗家の南部守行室、次女は新田行親室、三女は西沢右近勝広の室である。

### 第九節 八世政光の勤皇

政光は六世信政の二男、七世信光の弟である。はじめ四郎と称し、のち弾正少弼、さらに薩摩守に補任された。祖父政長から母加伊寿御前を経て七戸を配分され、七戸城に在城し、根城にいる兄信光とともに糠部の治安維持に任じた。

兄信光は病がちであつたというから政光の活躍する分野は大きかつたと思われる。

正平十六年（一三六一）後村上天皇より、兄その他とともに、おそらく津軽の曾我氏討滅戦と思われる合戦の功により感状を受けたことはすでに述べた。

その後、兄信光が本領甲斐の破木井に帰つてからの糠部・津軽の管理は政光が中心となつて當つた。

しかし、やがて兄信光は政光を破木井に呼び、天授二年（一三七六）政光に家督を譲つた。

波木井が本領である以上、政光は少くとも当分の間波木井に在城したものと思われる。

政光の糠部不在間、糠部には、政持の子親光をおいたと『東北太平記』にある。

それから七年目の弘和二年（一三八二）四月三日、政光は沙弥道重と、また永徳四年（元中元年：一三八四）八月十五日には藤原守綱と一揆契約すなわち軍事同盟を結んでいる。

道重も守綱もいかなる人物かわからない。また永徳は北朝の年号であり、しかも永徳四年は、二月に至徳と改元されているのに、八月になつても旧年号を用いているのも疑問である。

この守綱の一揆契約状の宛名は「七戸殿」となっている。この時政光は七戸城にいたのか、それとも波木井にいても世人は「七戸殿」と呼んだものであろうか。

『東北太平記』によれば、政光の長子政慶は元中元年（一三八四）甲斐で生れたという。これが正しいとすると、北朝年号永徳四年は南朝年号元中元年であるから、少くともその十ヶ月前に、政光は破木井にいた、ということになる。しかし、生まれる前に七戸に帰っていたかもしれない、はっきりしたことはわからない。

それから数年後の至徳四年（一三八七）根城の八戸左近将監（信光の子、長経）は、三月二十九日に前信濃守清継と、また同月晦日には近江守清長と一揆契約を結んでいる。

長経の一揆契約の相手がいかなる人か、これもわからない。また至徳の年号が北朝年号であるのも気にかゝるが、このとき長経は根城にいたであろう、とするのが通説のようである。

一方、政光の方は、すくなくともこの頃から南北両朝合体まで波木井に在城したことは確実である。

元中六年（一三八九）、旧臣教来石孫三郎忠編が津軽の戸波城（西津軽郡浮田）に拠つて叛し、足利方に属し、名を津軽左衛門佐氏国と改めた。

政光は当時破木井にあり、同八年には足利方に攻められて籠城する等のことがあったが元中九年（明德三…一三九二）閏十月五日、南朝の後龜山天皇が皇位を北朝の後小松天皇に伝え、南北両朝が合体したので、明德四年（一三九三）春甲州を退去し、奥州に下り、根城に住したが晩年、根城を兄信光の長子長経に譲り、自らは七戸に退隠し、実子孫三郎政慶に新に七戸氏をたてさせた。

『東北太平記』には、政光は波木井退去後直ちに根城には入らず、元中九年十一月三日、津軽の鼻和城につき、同城に十ヶ年在城し、応永八年（一四〇一）根城に帰ったとあり、この間応永元年（一三九四）には教来石を亡ぼしたというが、『新田系図』・『三翁昔語』その他の史書はいずれも明德四年春、破木井退去説をとっている。それはさておき、南北両朝が合体し、天下の悉くが足利氏に帰したとき、ひとり政光のみが足利に降るを潔しとせず、南朝への節を守りぬいたにもかゝらず、天戴の地糠部に下り、存続することのできたのは、その不遇時根城南部氏の思恵を受けた恩を忘れぬ宗家三戸南部守行の足利將軍義満への取り成しによるものであった。この間の事情を『新田系図』は左のように伝えている。

守行公、將軍義満卿の意を含み、政光及び親光に諭して曰く。南北既に和して天下咸將軍家に帰服せざるはなし。

然るに卿之曹今誰が為に義志を立て、従はざらん哉。速に幕府に馳参ずべし。然らずんば則ち不参の咎を得ん云々。

政光君、親光相与に謂て曰く。時勢猶示諭の如し。吾侪ら今將軍に恨みを懐くの心無しと雖も代々朝恩を担ひ、貞忠の志を立ること人の普く知る所也。

今將軍に従はゞ則ち二君に仕へ、武臣の本意を失ふ也。仮令斧鑕の誅を得んも為すに忍びず云々。守行感涙袖を濡し復諭して曰く。卿等節操間然すべくもなし。然りと雖我の勸むる所以は則ち畜に親族の旧好を懐ふに非ず。

吾祖父信長飄零して三戸に幽居す。時に卿等の祖父政長心を尽して供給し、終身資用を乏しからざらしむ。況んや亦家父政行の時に及び若干の軍料を寄与し、以て再び家運を開かしむ。

其恩愛の厚きこと何を以て之に報ぜんや。我今幸に將軍の懇に遇ふ。悉く願ひ、卿等の異心無きを述べ以て南朝の賜ふ所を領知せしめんと欲す。

采地の奥州に在るを旧の如くせば則ち如何んと。

累言止まず。

政光君涕泣して曰く。嫡家の厚情豈敢て命に背かん哉云々。

將軍亦稀世の義心を感じて以て其希望に充つと云ふ。

時に明德四年春、政光君甲州を去り、奥州糠部に下向す。八戸親光も亦従つて八戸に至り新田城に居る。

因て新田氏と為す。(原文、漢文、森林助訳による)

なお守行は、根城南部七世信光の女婿でもあつた。

三戸南部家と根城南部家とは、おのおのその立場を異にすることが多かったが、両者の間に決定的対立がなかっただけでなく、むしろ、ことに当っては同族的意識が強く働いたところに、根城南部家の存続し得る途が残されていた、ということになろう。

### 第十節 七戸城と天間館

七戸町付近には、七戸城をはじめ多くの城館跡がある。

一方天間林村にも、天間館字家の下の天間館をはじめ、これと一連のものと考えられる小館・大館・中野館等がある。

これらの城館の築城のはっきりした年代はわからないが、いずれも中世武士が居館した形跡が残されている。さて、七戸城と天間館とは、中世どのような関係にあつたろうか。

すでに見たように、鎌倉時代末期、七戸地方は鎌倉幕府の執権北条氏の勢力下であり、工藤氏が地頭として派遣されていた。

その頃、野辺地を示す場合、「七戸内野辺地」と記されている（建武二年三月二十四日、南部師行請文）ことからも明らかであるように、七戸という領域は、北は少くとも野辺地までをも含む広大な領域を占めていた。

従って天間林地方も当然、七戸の地頭工藤氏の支配下にあつたものと思われる。

ところが、元弘三年（一三三三）後醍醐天皇の旗下に馳せ参じた新田義貞、足利高氏等の活躍により、鎌倉幕

府は亡び、北条氏関係の旧支配地には、後醍醐天皇についた武士たちが新地頭として入ってくる。

七戸には、まず建武元年（一三三四）七月二十九日、のちの仙台藩主伊達氏の祖先に当る伊達行朝が封ぜられたが、七戸の旧主の子孫などと称する者が頑張っているため、行朝は七戸に入ることが出来なかつたらしい。

そのことは、同年九月十六日に、北畠顕家が、そういう障碍を廃除して、伊達氏の入部が可能になるように速かに処置するよう南部師行に命じていることからわかる。

しかし、結局伊達氏は七戸には入ってこなかつたらしく、七戸は間もなく結城朝祐に与えられたらしい。

「らしい」といったのは、七戸は、その翌二年（一三三五）の三月十日、結城氏の闕所地として南部政長に与えられているからである。

結城朝祐が七戸の地を没収されたのは、彼が足利尊氏に党したからである。

わずか数か月たらずのうちに、七戸の領主は二転、三転している。

南部政長が七戸を与えられる少し前の二月三十日、七戸の内野辺地は、伊達五郎宗政に与えられ、宗政は代官を野辺地に派遣している。

従って政長が支配した七戸の中に、野辺地は入っていないことになる。

さて、建武二年七戸領主として七戸へ赴任してきた南部政長は、直接七戸城には入らずに、まず天間館に入り、のち七戸城に移ったという考え方があつた。

『南部諸城の研究』の著者沼館愛三氏は、この点について左のように述べている。

政長は始め天間林村の天間館に居たが、七戸城を築城して上屋館に居館していたらしい。

中 略

南部政長は始め天間館に居たが、間も無く七戸に移転したのは、天間館よりも七戸が勝れている為である。

天間館は七戸川の支流坪川の右岸で、附近は茫々たる大草原で、土地不毛、交通不便且つ要害に欠くる為であると思う。

之に反し七戸は北郡平野の中心で七戸川、和田川、作田川、見町川の諸流域は耕作地帯として物資が豊富である。

殊に七戸川沿岸は資源が多く大なる聚落が続いていた。

亦道路が四通発達し交通至便である。中略 斯くの如く道路の四通発達しあるということは敵の攻撃に際し、諸方向より近接せらるる事を意味するが、一面近傍の諸村落から物資が七戸へ集中し、其繁栄を来す所以である。

結局、政長が七戸へ移転した主なる理由は物資の豊富なることと、交通の至便を考慮せし為である。

沼館氏は、政長は始め天間館に居たが云々と、それが自明の理であるかのように記しているが、これは、沼館氏が、戦前戦後に接触した七戸の郷土史家達の見解をそのままとり入れたものであろう。

そこで私達はどうしても、それら先人郷土史家の見解を知る必要がある。その代表として、郷土史界の先達で

あつた中道等氏の所説を『七戸町史 南北朝時代編』によつて紹介してみよう。

天間館は津輕に対する關係上、恐らく根城よりも緊要なものであつたらう、といふことはこれ迄の記述で略々明白となつたらう。

此館は、政長が最初、糠部地方の到る所を丹念に調べ歩いた時、所謂先住民族のチャシの址を発見して、四囲の天然的環境や交通の要衝としての価値を考え抜いて、徐々に加工構築を示したものと思はれる。現在の遺跡からみてもかなり大規模なものであつたことは充分に窺はれる。

今の天間林村字天間館、それが全部館郭として構成されたものらしく、其西方に小館と大館とがあり、こゝへの入口、今の一里塚の在る辺から最近に発見せられたる古墳群所在地（小館の南方台地）にかけて、人馬の聚合地があつたらしい。

又常海寺河原といふ地点を浸す天間川、当時は小河原沼の水を合して此館を繞つてゐたと覺しく、塚の根といふ畑地から西方に延びて、小田の森林地帯にかけて、兵器を容れる倉廩が設けられたらしい。

今の遺址から想定しても、それは南北朝時代に於ける立派な構築の館郭であつた。

政長の七戸を領する頃からして此天間館は物の見事に完成した。

亜で政長は、これの外郭として、中野と鳥谷部とに数郭を施設した。

これと同時に、都平（盛田註、七戸町西野）一帯、即ち都平から羽栗平（七戸）にかけて非常に巨きな

都市計画を試みた。

但し、別曾から道地（共に七戸）に及ぶ線を作りあげんとして、之は途中で止めたらしい。それは屢々津軽地方に戦争をしてゐたからである。

中略

天間館・中野・鳥谷部の各郭が第一期的の工作と見るならば、勢ひ七戸城は、道地川・和田川を防備として、見町を警固し、且つ殿城（盛田註、八幡岳中にあるという）の急に具へる第二期的施設と見ねばなるまい。

七戸城は、恐らくは正平十四・五年頃（一三五九・六〇）既に所謂巨大なるチャシの自然的措置をば多分に取り入れて考究せられたものだらう。

これによれば、天間館は村全体が巨大な館郭であり、時代も南北朝時代のものと思われるから、政長が築城したものであり、七戸城は第二期工事として、政長入部から二十数年後の正平十四・五年の頃造営したものである、というのである。

天間館址を最近まで正洞院の建っていた場所と限定せず、村全体を館郭址とみるのは良からう。

しかし、そのことが、政長が最初に天間館に入ったということにどうしてつながるのか、そしてまた、政長以前七戸の地頭であった工藤氏等はどこに在城していたのか。また、この政長すなわち根城南部系の南部氏が七戸

地方に入らずと前、七戸地方に入っていたとされる七戸太郎三郎朝清の系統は、何処にいたのか等々の疑問も残っている。

とすれば、根本資料の存在を欠く以上天間館が政長によって、七戸城以前に築造された、という結論を出すのはまだ早いと思う。

ただ、そういう伝承があるとするれば、それは次のように考えるべきであろう。すなわち、

政長が七戸を拝領し、七戸城に入ろうとしたとき、七戸城にはまだ工藤氏あるいは七戸朝清系の残党がいた。

このことは、建武元年九月、北畠顕家が、師行に対し、七戸の旧主の子孫と主張する者の存在を許さないよう命じていることから窺われるし、またそれらを討伐するための戦闘で七戸城の一部が破壊されていたかもしれない。

これらのごたごたがかたづき、城が修理されるまでの間、政長は天間館に在城したものであろう。

正平十四・五年に七戸城を築城した、というのは遅すぎよう。

七戸城と天間館のどちらが早く造営されたか、政長がはじめ天間館に入り、のち七戸城に入ったかどうか、そういうことのせんさくはさておいて、その後両城館の関係はどうであったか、ということについて一言する必要があろう。

後述するように、康正二〜三年（一四五六〜七）の蛸崎の乱の時、七戸城主と天間館主との間は敵対関係にあったが、この一時期を除けば、七戸城主と天間館主との間は君臣、あるいは少くとも密接なる協力関係にあった。

二つの城館も、それぞれ独立の存在と考えるべきでなく、両者一体のものとして考えるべきものであることは、既に沼館愛三氏が次のように指摘する通りであろう。即ち

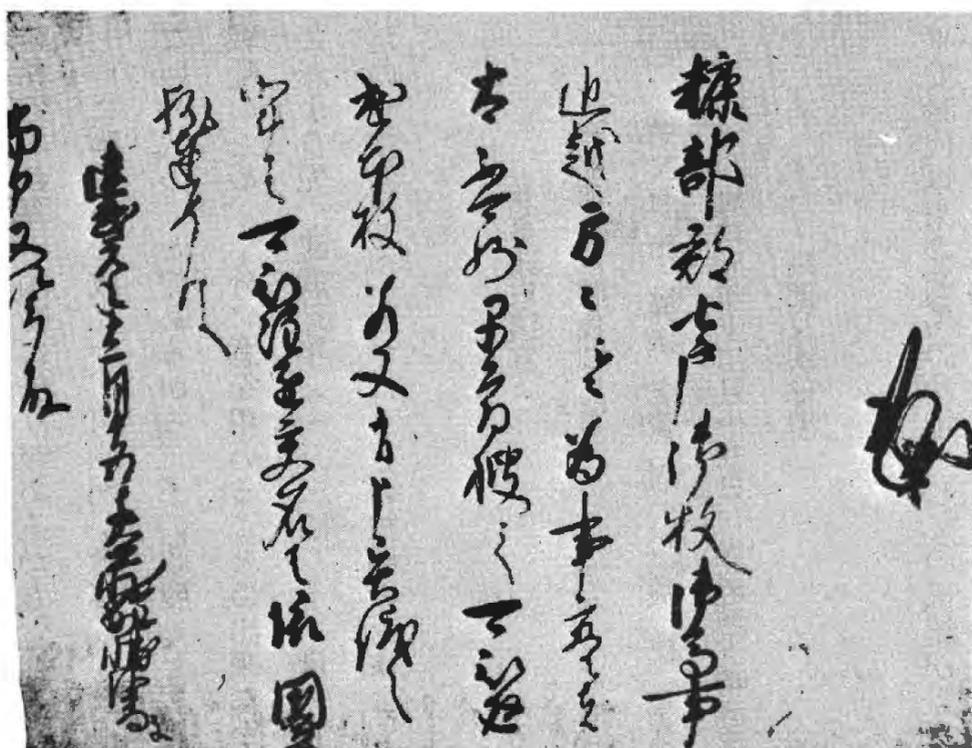
七戸城もチャシの改造に過ぎぬのであるから天険に乏しき同城の価値は甚だ少ない。

而して七戸城攻略の手段としては、西北方の台上より攻撃し来ることは必至で、而も此台地は城地よりも比高高き為め、攻者に取りては好都合である。

そして東方及南方は七戸川、作田川の障碍あり、地形低湿で此方面よりの攻撃は至難である。

しかし、若し城の東方川向の坂本館及城南の砂子田館若しくは下見町館、北方の天間館等が七戸城の出城として利用せらるる時は七戸城の価値は大いに異なる。……

第五章 政光による七戸南部家の創設



北 畠 顕 家 国 宣

南北両朝合体後、根城南部八世政光は、足利氏に降るのをいさぎよしとせず、三戸南部氏のとりなしにより、本領甲斐の地を捨て、糠部に下り、根城に入り、やがて根城を兄信光の長子長経に譲り、自らは七戸に退隠したことは既に述べた。

政光の根城に入った時期にも諸説があり、また七戸に退いた年月日も明かではないが、政光は応永三年（一三九六）三月、七戸の見町に観音堂（金鶏山長福寺）を、同じく小田子村に不動堂を建立したといわれ、見町の観音堂には同年銘の棟札も残されている。

この二つのお堂は、珍らしく格調高い、中世期のものを含む南部小絵馬や、日本最古と思われる古型の羽子板等の報賽物を多数保存しているが、このことは、政光と

吉野朝廷との深い因縁に係りがあるかもしれない。

七戸に落着いた政光は、南北朝が合体し、天下は大凡一に帰したとはいえ、武備をおろそかにするわけにはいかない時代のことであるから、子の政慶とともに、七戸城をはじめ周辺の諸城の整備につとめるとともに、長年の戦乱のため、十分に意を用いることの出来なかつた農村の振興や民生の安定に力を尽したものと思われる。

これより先、建武元年（一三三四）十二月十五日、北畠顕家から国代南部師行にあて、七戸の御牧の馬の逸走したのを搜索して、速かにもとの牧場に返すようにとの左のような国宣がでている。（写真 二二二頁）

#### 北畠顕家国宣

糠部郡七戸御牧御馬事 追<sub>二</sub>越方々<sub>一</sub>云々 為<sub>二</sub>事実<sub>一</sub>者太不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然 早尋<sub>二</sub>搜之<sub>一</sub> 可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>返<sub>二</sub>遣本牧<sub>一</sub>

若又有<sub>下</sub>申<sub>二</sub>異儀<sub>一</sub>之輩<sub>上</sub>者 可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>注<sub>二</sub>進交名<sub>一</sub>者 依<sub>二</sub>国宣<sub>一</sub>執達如<sub>レ</sub>件

建武元年十二月十五日 大蔵權少輔清高奉

#### 南部又次郎殿

平安時代以来の名馬の産地としての伝統が脈々と受継がれていたことはこれでもわかるし、なによりも政光自身、根城南部氏が北畠氏旗下の奥州軍の中核として、北は津軽から南は京都までの間、縦横に疾駆して軍功をあげることの出来た蔭には、糠部の優駿の力があつたことを知っていた。

そこで、七戸における政光・政慶の農村振興の第一の施策は当然に馬産の振興に向けられたものと思われる。前述二堂にすぐれた南部小絵馬の存するの、名馬の産出を願う祈りのあらわれであったのである。

政光は、応永二十六年（一四一九）八月六日、八戸の内、先に甥の長経に譲った分以外の領地と、その他の領地を長経の弟、修理亮光経に譲った。その譲状は次の通りである。

八戸郷之内 其外岩手之たひら<sup>平</sup>た<sup>館</sup>て 山北之長野 淀河 へいのい<sup>飯</sup>おか 此のあひたのことく 上  
をハしゆ<sup>修理</sup>りのすけのはからいたるへく候 その内もちくの所ハいらんあるましく候

応永廿六年八月六日

聖守（花押）

聖守というのは政光の入道名である。

政光はその九日後の応永二十六年八月十五日、八十三歳にて死去したとされている。

政光死去後七戸は長子政慶が継いだ。

政慶は『東北太平記』によれば元中元年（一三八四）甲斐で生れたとあるから、このとき三十六歳であった。

以下、七戸家は

政慶・光慶・守慶・政進・慶武・慶国・家国と続くが家国の代、天正十九年（一五九二）、九戸の乱に党して七戸家は断絶する。

政慶から家国の滅亡までの百七十余年間は、三戸南部氏による青森県全域統一の時代から、津軽における為信の独立の歴史に入るわけであるが、この間の七戸氏の動きは、康正二（三年（一四五六）五七）の田名部の蛎崎蔵人の乱の時の七戸政慶の動きと、最後の家国滅亡の時の動き以外にはほとんどわからない。

また文明十五年（一四八三）、三戸南部二十世信時の時、お家騒動があり、信時の妄腹の兄彦四郎が三戸城を襲ったが失敗し、次に七戸城を襲ってこれに拠った事件がある。

彦四郎は糧道を断たれ、津軽に逃れようとしたが捕えられ、監禁中に自殺をし、事件は終わっているが、この時の七戸氏の動きもわかっていない。

この百七十余年間の根城南部氏と七戸南部氏との関係および七戸南部氏と天間館の館主との関係は、おおむね友好関係にあったと思われるが常に必ずしもそうであったわけではなく、蛎崎の乱の時は、七戸氏と天間館主との間は敵対関係にあったし、九戸の乱の時は根城南部氏と七戸南部との間は敵対関係にあった。

以下、章を改めて、蛎崎の乱について述べよう。

## 第六章 蛎崎蔵人の乱と天魔館五郎右衛門

### 第一節 乱の原因と緒戦における根城南部勢の苦戦

康正二年（一四五六）下北蛎崎の蛎崎蔵人信純が南朝回復を旗印として乱をおこし、根城主の南部政経が勅裁をえて、翌三年にかけてこれを討ち、蔵人を松前に追いやるといふ事件があった。

世にこれを「蛎崎蔵人の乱」と称するが、この乱の時七戸氏は根城南部氏についているが、天間館の館主天魔館五郎右衛門（天間（館）五郎・五郎左衛門）は蛎崎氏についている。

七戸と天間との間の交流の長い歴史の中で、両方がはつきり敵味方に分れて戦ったのは、これがほとんど唯一のものである。

この事件のあらましは『八戸家伝記』に記されているほか、この乱で戦功をあげた武将に対する陸奥探題大崎左衛門佐教兼の「拳状」が十八枚も残されているので、この事件が実際にあった事件であることは確かであるが、この「拳状」の存在が確認される以前は、この乱のことを詳細に記した『東北太平記』（一名『田名部御陣日記』）の存在にもかゝらず、史実としては疑問視されるむきもあった。

それはこの『東北太平記』は、政経の配下の武将であった福士右馬丞長高の子孫である福士長俊が江戸時代初

期に著したものであるが、物語として書かれたものであるため誇張と潤色が多かったためである。

しかし、『拳状』が発見された以上、この『東北太平記』を全くの、単なる物語りとして捨て去るわけにはいかないが、さりとて全部を史実として採用するわけにもいかない。その整理は今後にゆずり、以下、便宜上主として『東北太平記』により、この乱のあらましを述べてみよう。

話は、康正二年より百余年前に遡る。

正平二年（貞和三年：一三四七）根城南部六世信政が吉野朝廷に奉仕していた当時、後村上天皇の御依頼により、護良親王の遺子八幡丸（鷹）を北部王（下北の王）に奉戴した。

八幡丸は源姓を賜わり、良尹ながただと名乗り、信政に守られて、いったん津軽鼻和城に入ったのち、翌三年四月順法寺城（下北郡城ヶ沢）に入城した。

信政は良尹の妻に自分の妹を配し、その間に二代尹義が生まれたが文中二年（一三七三）二十四才で夭死したので、家臣は、その子太郎丸、当時三才を守立て、三代目とした。

しかるに、根城南部氏の目代である武田信吉は、これより先北郡の福浦に漂着し、順法寺城に入り、良尹に養われていた後村上天皇の第八王子宗尹を擁立し、強引に三代目北部王の位につけた。

これが原因となり、根城南部氏と、その目代武田氏との仲は悪化するが、やがて天授三年（一三七七）武田氏の擁立した宗尹（義祥）は、新に御所を造営してそこに移り、太郎丸を本城に据え、太郎丸は義邦と称した。

義邦は南北朝合体後も足利氏に降らず、応永二十五年（一四一八）死去した。

その子、義純は二十才で北部王家を相続したが、北郡野沢出山（蒲野沢村）から金を発掘し、將軍足利氏ならびに執政畠山満家に接近し、豪華な生活を営んだため、近臣の中にも反感をいだく者がでてきた。南朝の衰退を憂えていた義祥は、この氣運に乗じ、北部王の重臣である蛸崎城主の武田信純（蛸崎蔵人信純）に南朝の回復を命じた。

そこで蛸崎蔵人は文安五年（一四四八）五月二十五日、義純（四十四才）・その長男太郎義元（二十二才）・次男次郎義久（十九才）等を船遊びに誘い、これを溺死せしめた。

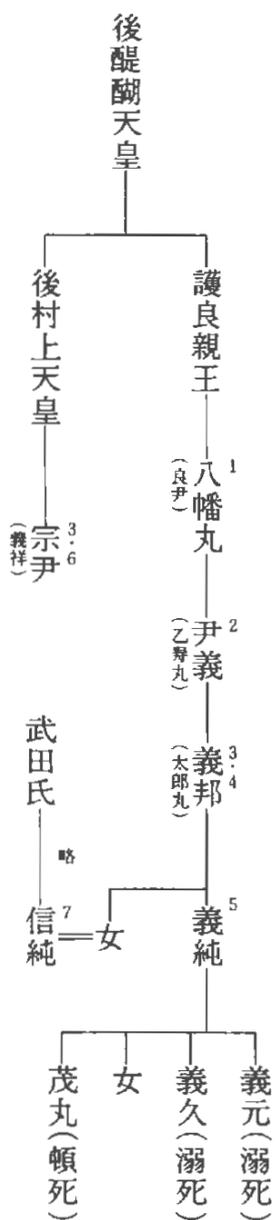
義純にはこの外に、六才になる女子と生後百日足らずの茂丸との二子があった。

蔵人等衆議の結果、茂丸を跡目に据えることとなったが、六月十八日、茂丸が頓死したため、先に北部王の三代の地位を犯した老令の義祥が当主に迎えられた。

ついで、宝徳二年（一四五〇）正月、義祥の希望という形で蛸崎蔵人が義祥の養子となり、准主となった。

蔵人の妻には、義邦の娘、義純の妹がなっていた。

これらの関係を図示すると次のようになる。



これより先文安五年（一四四八）五月、北部王義純以下溺死の報に接した根城城主南部政経は、直ちに七戸内蔵頭等を順法寺城に派遣して調査した結果、蛎崎蔵人の陰謀であることを知った。

蛎崎氏の反乱が明確とはなったにもかゝらず、政経は直ちに討伐の軍を動かさなかつたのは、それが南朝の回復を名分とし、それに荷担する者も多かつたため慎重を期したためといわれるが、根城南部氏自体、かつては南朝の柱石であつたためでもあろう。

こうしている間に享徳二年（一四五三）九月蛎崎蔵人は上洛し、足利氏にとりいり、翌三年二月、從五位下蔵人將監に叙任され、義純の遺跡を正式に賜わり、翌四年（康正元年一四五五）には勅使を順法寺に迎える準備をし、また北州・ロシア・韃靼・蒙古等の將軍等と計る処があつた。

翌康正二年（一四五六）三月二十八日、後花園天皇の勅使藤原光康卿、將軍足利義政の上使築田大膳等が到着、蔵人は陸奥国北十八郡押領使に任ぜられた。

押領使の辞令を手中にした蔵人は、即刻、三戸南部氏・八戸南部氏をはじめ反南朝の者共を亡ぼし、南朝を回復する計画を明らかにし、足利將軍の上使築田大膳を切り、勅使光康卿を岩屋に押込め、天下併呑の計をめぐらしはじめた。

これらの次第は佐井村の孫八により、四月十八日、八戸の政経に報告された。

それより数日後の二十一日、勅使光康卿は政経の家臣に助けられて根城に到着した。

二十二日、早速軍議が開かれたが、ここでも蔵人の南朝回復論が問題となり、結局、勅裁を得た上で、「主殺し」

の名義で追討すべきある、ということになり、まず三戸南部氏や津軽にも応援を求め、総勢七千人で防備の態勢を強化した。

軍議には勿論七戸城の七戸孫一郎政進も参加しており、手勢五百余人をもつて南本道惣大将に任せられた。軍議の席上、七戸城を餌とし、逆徒に驕心を生ぜしめ、蛎崎方が陸戦のみに心を奪われているすきに、政経を総大将とする本隊が海路敵の本城蛎崎を急襲する戦略がたてられた。

そうこうしているうち、蛎崎蔵人の兵糧奉行中津川七郎右衛門が降服し、敵軍の配置・軍法等のあらましがわかったが、その総兵力は六万二千七百余人と称された。

八月末頃から小ぜり合いがはじまったが、九月に入ると蛎崎軍は、各方面で猛攻に転じた。

このため、九月十九日、横浜の柵が破られ、守将横浜奎之助は敵に降り、雉崎館の主管郷之助は壮烈な戦死をとげ、野辺地の金鶏城もホテレス砲の威力と夷兵の猛攻の前になすすべなく陥り、城主菅主水正源時氏も弓に射られて戦死した。

この時七戸の城主は弾正少弼政慶であった。政慶は当時七十三歳の老令であったが、曾孫の孫一郎政進を主戦場と予想される壬母川に派遣し、自らは七戸城を守っていた。

横浜・野辺地の敗戦の情報は十九日のうちに伝えられたが、政慶は少しも動ぜず、

蓮原に 綴る錦を着重て

花降る里にかへる嬉しさ

の辞世の歌を詠んで、敵軍の来襲を今や遅しと待ち受けた。

敵の攻撃は、九月二十日の辰の上の刻（朝の八時）から始まった。

この時の政慶ならびに七戸勢の戦いぶりを、『東北太平記』は左のように伝えている。

九月廿日の辰の上の刻、北軍（蛭崎軍）進み寄ると聞えければ、霜台入道（霜台とは政慶の父政光の号であるが、政慶も斯く号したのか、太平記に霜台即政慶としている）莞爾として、去時南帝の御賜物緋緘の着背長、日輪の前立打たる兜を着、無地紅に金題目の褰をかけ、朱柄の長刀播込、老臣の野々村大蔵に介添させ、厚総懸たる名馬に跨り、二百余りを左右に随へ、城外遙かに討て出、潮の如く責懸る大軍に割て入り、霜台自ら六人を切て落し、勢ひ猛て無人界を行が如くなりければ、北将武田信利小高き丘より望みて、天晴の武者振、題目の大旗共、惣大将政経なるか、但しは当城の主七戸なるか、何れにもせよ余り小勢を誤て籌に落入るな。

先遠矢にかけて試よと下知を下す。

北狄の騎射一隊五百を繰出し、雨や霰と射出程に、むざんなるかな南霜台を始とし、一人不残射殺さるを、介添せる野々村大蔵未だ矢にあたらず有ければ、霜台の戸を肩にかけて城に入らで、横切て正法寺の方へ落行けば、狄らは関を発し、笳を鳴らし、猛虎の如く責懸る。

元来守なき七戸、手もなく落しいれられける。

この時七戸に対する援軍が正法寺までできていたが、間にあわず七戸は落城したのである。

七戸城は、はじめ敵の餌とする軍略であったが、予想よりも早い落城であったようである。

これより数日前の九月十七日、新田刑部丞清政を大将とし、七戸孫一郎政進（七戸政慶の曾孫）その他の武将  
が壬母川に入城、壬母川の備えは強化されたが、横浜、野辺地、七戸の落城は味方に大きな衝撃を与えた。

九月二十一日、敗戦でござったがえす八戸根城に右大臣敏則からの書翰が到達したが、その内容は

今度蛭崎藏人退治の義、聊か叡慮あり、追て勅使成し下さる条、河内（根城南部政経）領内堅く相守り、

敵地の働、無用なるべく、申達せらるべきやう、御気色に依つて執達件の如し

康正二年八月廿八日 右大臣（御判）

参議宰相殿 進上

というものであった。（『津軽南部の抗争』）

この回答は、根城の南部河内守政経が、北部の動静を逐一京都に報告し、その指令によって行動しようとしていたことに対するものであり、案に相違した内容のものであったので、前の勅使藤原光康や政経をはじめ家臣一同歯ざしりをしてくやしがあった。

これは蛭崎討伐に反対の立場に立つ右大臣敏則の陰謀であることはわかっているものの、勅令とあれば致方な

く、いったんは根城南部家もこれで滅亡かと覚悟をきめたが、三戸南部通継がことの次第に驚き、二条関白父子に訴える道をつけてくれた。

その後も七戸城をめぐる攻防があり、十月三日には三戸南部からの援軍の申込みなどがあり、また十月十七日の壬母川の合戦では根城勢の大勝となった。

この合戦では大将新田清政自ら城を打って出、さんざん敵をなやましたが、七戸孫一郎政進は、壬母川の城の守将としての任を果たしている。

このようにして根城勢の意気上った処へ十一月二十八日、勅使藤原資宗が検使斯波伊賀守を従えて八戸根城に到着し、政経を召し、今迄裁判が延びたのは右大臣敏則が異議を申立てていたためであるが、事理が明白となったので敏則を解官し、土佐国外へ流したことを告げるとともに、左のような綸旨を下した。

今度朝敵蔵人を追討せしむべく注進の始末、天晴誠惶の働き之に過ぎず、叡慮真慶弥忠勇せしめ、これを追討し、太平をやわらげば、天下皆幸甚なり。

此において大将出陣の例物に准じさせられ、兵杖・斧鉞・金米を惣大将に位させられ、特に諸侯百方に宣すると雖も、是卒て忽ち天氣を案ぜしむれば執達之儀、参議資宗宣述し奉ること件の如し

康正二年十月二十五日

関白道次（在判）

蠣崎蔵人征討の勅許がようやく下ったのである。

## 第二節 根城南部勢の攻勢

満を持していた政経は勅許を得て公然と総攻撃に転じた。

政経軍の最初の目標は先に奪われた七戸城の奪回である。

十二月四日、一門西沢民部大夫行重を総大将とする八戸根城勢二千八百余名が八戸を出発、六日には七戸在神子森に配陣した。

七戸城にいた蠣崎軍の守将武田左衛門助は、野戦にてことを決せんと一万五千の大軍を繰りだしたが、根城勢の術中にはまり、自らも討死をとげた。

同日巳の刻（午前十時〜十一時）根城勢は七戸城を回復し、賊の首千二百七十二級をあげるといふ大勝をはくした。

直ちに七戸城において根城軍の軍議が開かれ、野辺地金鶏城と横浜館を回復するための方策が決定された。

すなわち、金鶏城を占領している賊将原舎人にこれを与えて味方につけ、敵に降っている横浜館主横浜奎之助を討たしめる、いわゆる「両虎を闘わしめ両虎を得る」といふ方策であった。

ことは方策通りに進んだ。

六日夜、根城軍の軍使伊藤主殿の説得に応じた金鷄城の賊將原舎人は、七日横浜に至り、李之助に對面し、七戸も根城勢に回復されたことを物語り、降参をすすめた。李之助は大いに怒り、次のような口論の末、両者ともに打死する。

我は当浦の開基にして代々主たりといへども、時勢にせまって八戸に屈伏す。数十年間恨絶る日なし。今幸に斯て有るを汝が如きの国商人と心得て拙き事を申さるるか。其処を退けといひければ、火急短慮の源舎人ぐつとせき上げ、汝は八戸の臣下ならずして代々当浦を隠目せし禄賊なればこそ、国賊の蔵人が家来となんなれ。

然るを我々国商人とは何事ぞ、我元蔵人が家来にあらず、恭も皇孫家開闢の功臣にして岩松義徳が支流、又汝が如き土民の化身にあらず、程なき過言思ひ知れと切付けるを、心得たりと李之助抜かんとするを、たたみかけたたたみかけ、終に討果しける所、李が嫡子主馬馳せ来り、親の敵といひざま、源が右手を切落し、ひるむ所を取押へ、首打落し、者ども出よ、源が下人を打殺せと下知すれば、若党僕等拔連て打て出る。

かくて根城軍は野辺地金鷄城に入り、翌八日には十府が浦まで軍を出した。

勝ちに乗じた根城勢の行動であったが、この戦で根城勢は大敗を喫した。

しかも、その相手は天満館五郎左衛門英運を軍師とする蠣崎信広の軍一万二千であった。

天満館主が反根城、反七戸の立場に立っていたことは前述したが、ここではじめてその姿をあらわしたのである。

この時の戦闘の様相を『東北太平記』は次のように述べている。

偕も北部の惣大将蠣崎蔵人信純は、日頃の遺恨を散せんと能く斗り、氏族蠣崎平右衛門信宏に、新手の夷老万二千を与へ、天満館五郎左衛門尉英運を軍師として真先に無敵將軍と号したる。

大牛三百匹頭にホテルス五拾余挺を配列し、大寒深雪を馴れたる夷原物ともせず、高岡に登り、関をどつとぞ揚たりける。

官軍此時朝かれいの最中なりけるが、スワヤ敵寄たりとのゝめけども、数丈の雪にいくも分ぬもふまいたる折柄、北軍等懸並べたるホテルス五十余挺たんたと打出せば、只百千の雷一同に落かゝる音して、間八丁余を飛越し、岡前、三上両家の陣屋は落花微塵に打砕け、こぞり居たる兵等玉に中り、材木にひしがれ、雪に押され、即死する者七百余入、周章狼狽大方からず。

逃んとすれば数丈の雪垣、死戦せんには敵も無く騒立、其の中に数百の火牛一勢に駈込み、負ひたる櫃己と割れ飛散り、火の玉鳴出し震動雷電、当る者皆千丈の岩壁を打割り、波の如くなる火牛は弥猛り狂

ひ、駈倒し、突倒せば、さしも名高き官軍等、劔を振ふは稀にして、徒にそ死に失せたり。

この敗戦は政経はもちろん、勅使の両卿をも驚かせ、朝敵呪詛の大法を修したところ、来る一月十一日東風が強く吹くのに乗じ火責めをすれば勝利疑なしとあった。

当日御告げの通り、東風がしきりに吹いたのに乗じ、西沢行重を総大将とする根城勢は、小忌幣・大忌幣の合戦をはじめ、万沢（東北町）の合戦にも奇計を用いて大勝をばくした。

この時の蠣崎軍の損失は、和兵二百三十人、将校四十五人、夷狄七千六百三十、ホテレス五十四挺、牛三百疋、馬六十疋、元制馬具をよそおえる馬七十疋に上り、蠣崎軍の勢力は激減した。

西沢行重は、正月十二日、兵を宇名井田に引上げ、一日休息の上、翌十三日、山越えに小野平に討って出た。

この時勇敢に西沢行重に立ち向い、打死をした賊將に七戸彦六という者がいた。

この彦六は、七戸に退隠した根城八世政光の次男光慶の末子で、壬母川・十府両所の地頭に任ぜられていたが早くから蠣崎蔵人に一味して、今日敗死したものだという。

根城軍は勢に乗じ、さらに横浜館を攻め、横浜主馬を降参させた。

これらのことから察するに、当時八戸根城氏ならびに七戸南部氏の上北郡地方に対する支配は必ずしも確乎たるものでなかったようである。

この後も、蠣崎軍と根城軍との戦闘は、上北郡北部を中心に一進一退を繰返しながらも次第に根城軍に有利に展開する。

この間にあって、根城軍に降った横浜主馬の奥内城主奥内九郎の生捕り、各地の戦闘における七戸孫一郎の奮戦がめだつ。

また中館左京助勝正を大将とする根城水軍の一隊は、

二月十一日、市川口を船出、難波崎を過ぎ、一気に波多城を陥れるという奇襲作戦に成功している。

かくて、二月二十一日、新田清政は七戸孫一郎等をひきつれ、壬母川を出達、北地をめざし、日波城に入ったが、翌々二十三日、蠣崎軍は逆襲に転じ、三方より攻めかゝつた。

この時七戸孫一郎は敵の四勇士を斬り、さすがに「獅子の子は獅子なり……今よりいかなる働すとも、此の殿に上することなし……」と賞された。

一方、西沢行重を大将とする一軍も、新田清政軍の北地突入をきき、これと相呼応すべく、横浜主馬の献策をいれ、二十三日水陸両面より北地突入の動きをみせた。

これをみた蠣崎軍の天満館五郎左衛門は退路の遮断されないうちにと北地をさして敗走した。

こうして、新田清政を大将とする一軍と、西沢行重を大将とする一軍とは、ともに北地をめざして大攻勢に出た。

一方八戸根城に残っていた城主政経は、新田清政の戦況報告を受け、敵の主力を地上戦に集中さしておいて、ひそかに海上から大兵を送り、敵の本拠を一挙につく計画をたてた。

### 第三節 征夷総大将南部政経の出陣と蠣崎蔵人の逃亡

中央征夷惣大将源朝臣南部政経指揮下の水軍千七百十五人は、康正三年（一四五七）二月二十四日寅の上刻（午前四時）八戸市川口を堂々と押出し、先に中館左京助勝正が海路陥れた波多城に入ろうとした。

ところが、途中大時化にあい、ようやく到着した処が思いがけなくも、蠣崎城の背後に当る奥戸であった。

時に二月二十四日酉の中刻（午後六時半）であった。

奥戸の地頭奥戸貴太夫は、すでにこの年の正月二十八日、すすんで政経に降伏を申し出ていたので、直ちに炊出しを行い、政経軍をもてなした。

政経軍は直ちに蠣崎城に夜襲をかけ、翌二十五日の午前二時半には惣大将政経が旗本を率て城の一角二の門脇に本陣をしいた。

さて搦手には、さきの二十三日の戦に敗れた天満館五郎左衛門が籠っていたが、ここで典厩清継および白畑五郎次のために首級を揚げられ、蠣崎軍隨一の智将蠣崎信広もまた戦死をとげた。

政経軍は破竹の勢で攻めたてたが大手詰の大門をどうしても陥すことが出来ず苦戦を強いられたが二十四日の夕政経軍に投降してきた檜川弾正の献策により戦術を転換、二十五日酉の刻（夜六時〜七時）ようやく大門を開くことができた。

ほとんど同時刻には搦手も落ちたので政経軍は、追手・搦手一時に乱入し、ようやく蠣崎城を陥したが、賊将

蠣崎藏人信純は闇に紛れて船で松前におちのびた。

一方、陸路北上した新田清政軍は、二月二十五日、藏人が北部王義純のために築いた「花の御所」を攻めたが蠣崎城を陥され、窮鼠猫を噛む蠣崎軍の反抗に手を焼いた。これではならじと清政は、すでに数々の戦功をあげている勇将七戸孫一郎を召し、「花の御所」を前に背水の陣をしく蠣崎軍の討伐を命じた。

例によつて『東北太平記』によつて、その勇戦ぶりを左にかゝげよう。

孫一（郎）承り候と只一騎金小真を萌黄匂に緘したる大鎧に、真朱の揚巻花やかに、歟形を打たる白星の兜に、十六葉の菊の前立、長刀掻込み、乱れ戦其中に、南部孫一郎政進惣大将の御下知に依て相向ふ、味方引上げよ、と呼はつて、近付敵を蹴倒し、踏倒し、向ふ賊を打落し、切殺し、名たゝる北軍倉沢主馬、……中略……

十八人を長刀にかけ、又卍に乗切り乗切り、難なく味方を引上げるは、天晴無双の大將やと敵も味方も感ずる声、暫しは鳴りも止ざりけり。

かくして、同二十五日末の下一刻（午後三時）、新田清政軍は一旦引揚るとみせておいて、追かけてきた蠣崎軍に横から奇襲をかけ、七戸彦三郎（政光の三子）、横浜主馬等の活躍もあつて、無事「花の御所」に入城し、領民順撫の高札を立てたのち、翌朝直ちに順法寺城（むつ市城ヶ沢）さして出立し、翌二十七日早天、ついに順法寺城

を開城せしめた。

惣大将南部政経も同二月三十日順法寺城に入城し、諸將兵の勞をねぎらった。

政経はまず新たな占領地となったこの地方の領民に対し、大逆人蠣崎藏人一味の者を囲いおかないよう、前々からの条令は、宜くないものの外はその通り申付けること、諸官兵の横暴は許さないから、めいめい安心して油断なくその職に励むべきこと等を示した撫育令を出すとともに、藏人が残していった莫大な金銀財宝の一部を以て、八戸・七戸・田名部・津軽の窮民二万四千九百七戸の百姓に対し、一戸に付米五石と金五兩づつ、合計米十二万四千五百三十五石、金十二万四千五百三十五兩を支給して救済を計った。

政経は、戦後処理を一応すませたあと、康正三年（一四五七）三月朔日、順法寺城から「花の御所」へ移った。

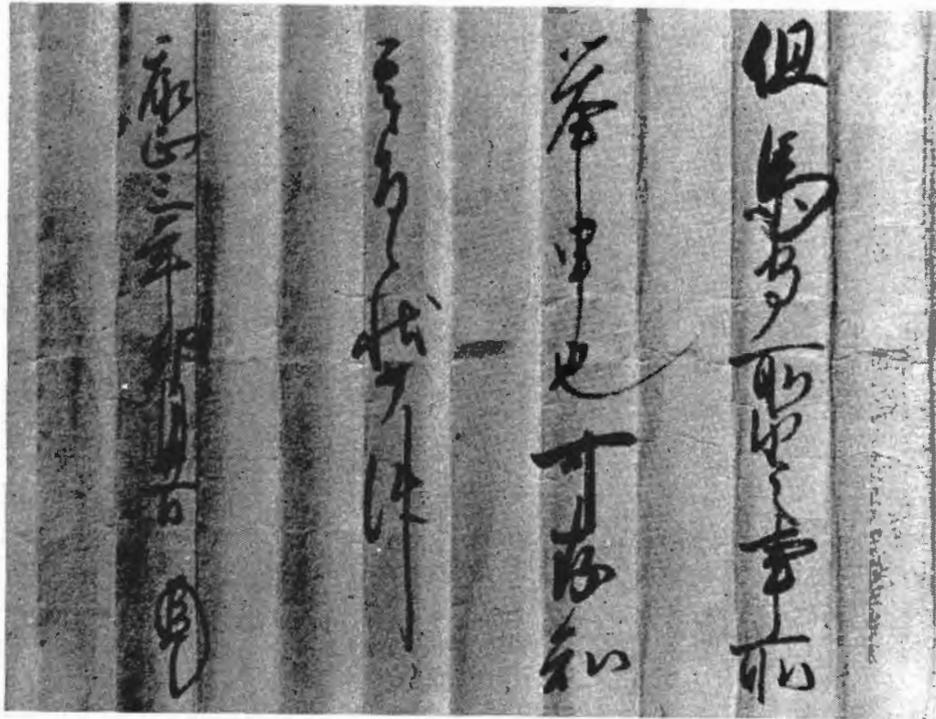
三月四日、根城にいた藤原光康・同資宗両勅使ならびに検使も到着、翌五日、武者五百九十五騎、兵一万五千九百二十五人、合計馬上七百五十人、雑兵合わせて二万余人の軍勢は巍々堂々たる凱陣式を行った。

この戦で勇名をさせた七戸城主七戸孫一郎も戦士一千五百人の隊長としてその晴姿を見せていた。

この戦で捕虜となった蠣崎藏人の妻子五人は、一時それぞれ政経の家臣に預けられたが、七戸孫一郎には藏人の妻頼子（三十七才）が預けられた。

やがて三月十四日、政経軍は新田清継を北部の鎮めのために残し、他は全部帰路につき、十四日横井城、十五日金鶏場、十六日七戸城、十七日正法寺城をへて十八日午の刻（午前十二時〜午後一時）さんざめかして根城に帰城した。

第四節 南部政経上洛



大崎左衛門佐教兼推挙状

根城到着の夜、勅使は政経に、逆賊一味・夷将等二十を引いて上洛するようすすめたので政経はこれを受諾した。

そこで十九日、まず両卿が一足先きに出発し、政経等将兵惣勢式千四百十八人は、二十一日、二十二日の二日に分れて上洛の途についた。

七戸孫一郎もこれに従っていたことはいままでもない。途中西沢の兵を合わせ、その勢は式千九百二十五人となり、四月十九日巳の下刻(午前十一時)京都に入り、妙顕寺を本陣とした。

二十一日、左大臣持道公邸にめされ、持道より精忠を賞され、先の右大臣敏則の陰謀により、蠣崎討伐の勅許が遅延したため、多くの犠牲者を出させめたことを詫びられ、政経を従五位上左近衛将監に叙任、昇殿を許可し、

天盃を賜わる故明日参内するよう仰つかった。

同時に政経の家士二十人に対し、大崎左衛門佐数兼を通してそれぞれ、補任状が与えられた。

この時七戸孫一郎は但馬守に補任されたという。(写真 二五一頁)

「補任された」といわずに「補任されたという」という表現をしたのは、この時の補任状二十枚中、実際政経の家士に交付されたのは、新田家と中館家に対してだけであり、他の十八枚は現在でも根城南部家の直系である東京府中の東郷寺に一括保管されており、直接本人には交付されなかったらしいからである。

この補任状が交付されずに一括南部家に保管されている理由はわからないが、森嘉兵衛氏は『津軽南部の抗争』の中で「中央からきた挙状二十枚の内二通だけ家臣に与え、他は政経が保留しておいたことは、蠣崎事件に対する論功申請と、実際の給与とが違っていたことを物語るものではないか。いいかえると、政経が家臣団に論考した加増高も零細であるし、たとえ名儀だけであったとしても十八人も守を補任するようなものではなかったのではないかと思われる。八戸南部家ではその理由を根本文書の散逸を防ぐためとっているが疑わしい」といっている。

さて、政経は二十二日参内、後花園天皇に対し、この戦に関する軍記を奉り、命に応じて南朝の忠臣としての家系を言上したので、足利義政をはじめ公卿一統周章狼狽する的一幕もあった。

はじめ朝廷では、和泉・紀伊両国にて三万五千貫の恩賞を下さる予定であったが、南朝の忠臣の家系で今以て足利將軍と義絶とあるからは、それもならず、足利義政の申出により、「陸奥国北階上郡藏人が闕地一円・津軽郡

葛西左衛門外凶徒の闕地鼻和・田舎両郡合て三ヶ所」を永代に賜ったという。

後花園天皇と政経との対面を、『東北太平記』はきわめて劇的に左のように記している。

時に帝は御簾高々と巻上げられ、いかに政経、汝は東の果に住、朕は九重の深きに居る。

一別の後互に見る事定め難し。面を上げて能く能く見知らせよ、と宣へば、政経漸と面を上ぐ。

帝つくづくと見そなわし、斯る英雄近きにあらば朕が身もと計り宣ひて何思しけん、御涙せきあへず、一つの玉鏡を左の御手に持ち給ひ、今卿功高くして賞甚だひくし。

朕が心やめること爰にあり。能く思ひ能く察して折り折りに朕を思ひ出さば、正敷向見て真心を通はしめよ、近ふ近ふと膝下に召し、御手自ら彼の玉鏡に御製を副て賜りにけるに、政経は飽まで高き天恩に心詞も及れず、只感涙を直垂の袖に洩して押戴き、やがて宿所に帰られける。

#### 御製

我物と しれども儘にならぬ世に

見よや鏡のうちの面影

政経は面目をほどこして退出、翌四月二十三日、帰国御暇のための参内、二十四日帰国の途につき、五月二十七日根城に帰った。

帰国後、政経は天戴の三郡を巡見したが、その途次、六月十三日には七戸城に一泊、七戸孫一郎の手の者を賞し、翌十四日には、金鶏城（野辺地）に入り、先に戦死した菅郷之助の嫡孫又太郎（主水正行次）を召して金鶏城の城主とし、横浜をば、旧の如く横浜主殿（はじめ主馬）に与えた。

以上の記述は主として『東北太平記』に拠った。

先にも述べたように本書のすべてを信するわけにはいかぬ。たとえば政経が大軍を引連れて上洛、参内したことも疑問である。

軍記物に多い、多くの誇張をとり除いて考察しなければならぬが、この乱そのものが実際にあったことは、十枚の推挙状によって明瞭である。

ただこの事件ならびに、ここに登場する人物についてはまだまだ不明の点が多い。

その一が天魔館五郎右衛門（天間館五郎）の出自である。

### 第五節 天魔館五郎右衛門と蠣崎氏

蠣崎の乱の時蠣崎方につき、壮烈な戦死を遂げた天間館の館主天魔館五郎右衛門（五郎左衛門とも）の氏素性についてはほとんど何もわからない。

ただ三戸南部氏の系図中に、十三世守行の六男に横田行長又は横田五郎なるものを掲げ、蠣崎の祖と註記しているものがあり、また別の系図では、同じく六男として天魔五郎をあげ、蠣崎の祖としている。

これによれば、横田行長（五郎）即天魔館五郎であり、天魔五郎は蠣崎の祖であった、ということになる。三戸南部家の正史と称される『南部史要』は、この説を採ったものらしく、一七世光政の項に左のように記している。

光政公は政盛公の長子にして彦三郎と称す。文安五年五月先代助政公の後を継ぐ、この時に当り八戸氏の子孫八戸を領し河内守政経と称す、横田行長（十三世守行公の子）の子孫また田名部蠣崎村を領し、蠣崎蔵人と称す、

康正二年政経蔵人兩人相戦ひ勝敗決せず、政経窃かに後花園天皇より、蔵人討伐の綸旨を受け田名部の蠣崎城を攻む、蔵人恐れて松前に走る、

茲において政経遂に田名部の地を併せ領す

処が、一方には蛎崎系図というものがあり、それでは蛎崎の祖は、根城南部師行の目代として下北にいた武田修理大夫信義であるとし、以下、信晨、信吉、信道、信純と続いている。

そこで『南部諸城の研究』の著者は、行長と武田修理大夫とは年代があわないから別人であろうとし、又別に南部史要のような説のあることも伝えている。

これらに対し、吉岡龍太郎編『破木井南部第八世七戸政経公之誠忠』は次のように述べている。

天間館は南部家系図其他の文書によると南部十一世守行の末子行長（横田五郎、蠣崎の祖）が康正年間に居城してゐた。世に伝へられる天間五郎である。

天間五郎は南部十三世守行の子であつて、蠣崎の祖即ち蠣崎蔵人の父に当ることになる

これによれば、天間五郎は、蠣崎の城主となつた自分の息子のため、その軍師となり、息子に殉じて死んだことになるが、どのような方法で蔵人が蠣崎城主になつたのか、先に蠣崎にいる武田氏との関係はどうなるのか、わかつていない。

もし、これが真なりとすれば、蔵人は信道の養子となつて蠣崎氏を継いだ、ということにならなければならぬいが果してどうであらうか。

また同書には、根城南部六世信政が八幡丸（良尹）を奉戴した順法寺城は下北郡むつ市の城ヶ沢ではなく、上北郡東北町の鶴ヶ崎の順法寺であるとし、良尹王はそこから天間館に移つてこれを居館とし、常念寺を建てたがのち良尹の後裔が北部に移つたのに伴ない、常念寺も北部に移り、天間館は天間五郎の居館となつたものである、としている。

この説自体、根城南部氏の南朝への忠節が強かつたことから、この地方に生れた、いわゆる長慶天皇伝説と軌を一にするものとも見られるが、それは一応措いて、この事件以前天間林地方は当然に七戸南部家領であつたは

ずであるのに、そこへ三戸南部守行の子の横田行長（天間五郎）が突如館主として入ってくる、というのは納得がいかない。

この乱のことは、資料不足でわからないことだらけであるが、このとき、七戸と天間とが敵対関係にあったことだけは疑う余地がない。

しかし、この乱後再び天間が七戸の治下に入ったこともいうまでもない。

七戸と天間とが、いつとき相争ったことは、長い歴史の中の一こまに過ぎなかったといつてよい。

## 第七章 豊臣秀吉による奥州征伐

### 第一節 中世の中央情勢と青森県

織田信長の跡をついで豊臣秀吉が天下統一の大業に着手しはじめると天正十年（一五八二）六月より約五カ月前、南部では、田子城主である南部亀九郎信直が迎えられて三戸城に入り、南部二十六世の大守となったが、信直の大守就任を不服に思う者が南部家の有力武将の中に少なからずいた。

その急先鋒は九戸政実であり、久慈政則や七戸城主である七戸家国等もそれと同調していた。

一方この頃根城南部氏は三戸南部氏とは対等の戦国大名としての地位を確保していたし、三戸南部氏による津軽支配も、大浦為信による独立戦争のためにゆらぎ始めていた。

事情は南部氏の南境方面においても同様であり、群雄割拠が続いていた。

従って、信直の襲封以後、領国の内外に事件のない年はないといってよいほど混乱続きであった。

しかし、信直は、後世史家をして名将と云わしめるほどの人物だけあって、天下が秀吉に帰一するのをいち早く読みとっていた。

そこで、すでに天正十三年（一五八五）（信直当時四十歳）、奥羽の馬や鷹を中央貴顕に売りつけると同時に中

中央権と地方勢力との仲介役をも兼ねていた田中清藏なるものを介し、秀吉の執事である前田利家に誼みを通じてることがあった。〔南部系図〕・〔祐清私記〕

ついで信直は、翌々年（一五八七）四月、前田利家を通じて秀吉に帰順の意思を明かにし、本領安堵の朱印状を乞うため、北松齋を金沢に遣わしたが、秀吉は当時島津征伐中で九州在陣のため、仲介は得られなかったが、信直と利家との仲は深まり、利家は、秀吉への取りなしを確約した。〔盛岡・南部家文書〕

そのかいあって、天正十七年（一五八九）信直は八月二日付の、秀吉からの路次の保証を得ることができた。

〔盛岡・南部家文書〕

しかし、せつかく秀吉の保証を得たにもかかわらず、為信の反乱や、九戸政実一味の動きが気にかかるため信直は上洛の目的を達することが出来なかった。

信直は、意を決して、天正十八年（一五九〇）三月末津輕の為信を討たんとし、九戸政実、七戸家國、櫛引清長等に出陣を命じ、自らも七戸まで出向いたが、九戸一味は命をきかず、叛意が明らかになったので、信直は軍を帰さざるを得ず、遂に津輕の独立を許してしまう結果となった。

このようなところに、関東の小田原の北条氏攻めに関連し、秀吉は奥羽の諸将にも小田原参陣を促した。

信直は、前門の虎九戸一味、後門の狼大浦為信をかゝえ、進退ここにきわまったが、天下統一の大業に参加せぬわけにはいかないので、ことを根城南部八戸政栄等と相談したところ、政栄は領内守備を誓い、後顧の憂なく参陣するよう信直にすゝめ、八戸家からは政栄の嫡子直栄を参陣せしめることとした。〔八戸家伝記〕

信直は、政栄の誠忠を感謝しつつ、直栄を連れ、四月三戸を出発、二十八日八王子にて前田利家に会い、それより小田原に至り、秀吉に良馬五十疋、逸鷹五十疋を献じ、領内の情勢、為信の反乱、八戸政栄の誠忠を述べたが、為信はすでに三日前に津軽の領主として本領安堵の朱印状を受けたあとであり、八戸政栄の領主としての地位も認められることなく、わずかに信直の地位が認められたに止まり、信直は悲憤やるかたなき思いを胸にいだきながら、五月中旬小田原を発し、六月初旬三戸へ帰った。〔南部世譜附録〕

この小田原参陣は、津軽の独立を認めさせられる結果となり、じらい南部と津軽との間の大きなしこりとなったが、また従来対等の地位にあった八戸南部家が三戸南部家の附傭（従属国）となるという結果をも生んだが、この事は八戸政栄にとっては、はじめから覚悟していたことであつたらしい。

## 第二節 奥州仕置令

天正十八年七月、小田原城を攻略した秀吉は日本統一のための最後の仕上げとして、奥州征伐の大軍を発し、宇都宮に至り、やがて会津に進駐した。

信直は、同月十七日、宇都宮に至り、秀吉に謁した。

当時奥羽の武将の中には天下の情勢に疎い者が多く、秀吉に好を通ずる者は少なかったので、秀吉は大いに喜び、七月二十七日付の、左の本領安堵の朱印状を賜った。〔盛岡・南部家文書〕

覚

- 一 南部内七郡事 大膳大夫可任覚悟事
  - 一 信直妻子定在京可仕事
  - 一 知行方令檢 臺所入丈夫ニ召置 在京之賄相統候様ニ可申付事
  - 一 家中之者共相抱諸城悉令破却 今般可被加御成敗候條 堅可申付事
  - 一 右條々及異儀者在之者 今般可被加御成敗候條 堅可申付事
- 以上

天正十八年七月廿七日 秀吉朱印

南部大膳大夫とのへ

この南部内七郡とはどこどこを指すのか、諸説がある。

『九戸地方史』はこの点について

従来いろいろな説があるが、この指令によって破却せしめた書上によると、和賀・稗貫・志和・岩手・閉伊・鹿角・糠部の七郡で、一戸・三戸・五戸・七戸・九戸は糠部のなかに入っている。したがって秀吉

朱印状の七郡は津軽三郡を失つて、志和・和賀・稗貫三郡を加えた領域の公認とみるべきである。

としている。

しかし、和賀・稗貫の二郡は当時和賀・稗貫氏の所領であり、志和郡もまた信直押領の地にすぎないので信直の所領として公認されていなかった。

従つて、この三郡が信直領として公認されたのは、『南部根元記』・『奥南旧指録』および『南部史要』が指摘しているように天正十九年（一五九一）九月の九戸政実一味の滅亡後と解するのが妥当であろう。

そうしてみると、ここに七郡というのは、二戸・三戸・九戸・北（現在の上北・下北）・閉伊・岩手・鹿角の諸郡であり、前記三郡は、奥羽平定に対する信直の功績に対し、先に津軽三郡を失わせたことへの代償として与えられたものであったと見るべきであろう。

このことは、右御朱印状が出された翌八月廿日、羽柴利家（前田利家）から信直に宛てた書状に、信直が御朱印状を受領したことに対する祝意を述べたあと、当秋か来春には、奥州出羽両国の仕置きに中央軍が来て「近年内存之鬱憤」は残らず本意に属するから、手堅く相備え、油断のないように、さとしている点からも裏書きされよう。

さて、奥州仕置のため秀吉軍は、浅野長吉（長政）を軍監とし、南部信直を先導として北進し、八月・九月の間に、小田原参陣の命に従わなかった葛西・大崎・和賀・稗貫諸將の領主権を没収し、それらの土地に秀吉隸下

の守備軍を配置し、八月十二日付で、有名な奥州仕置令を發した。

猶以 此趣其口へ相動衆 不残念を入可申届候 返事同前ニ可申上候也

態被仰遣候

一、去九日至干會津 被移御座 御置目等被仰付 其上檢地之儀 會津者中納言<sup>(秀次)</sup> 白川同其近邊之儀者 備前宰相<sup>(宇喜多秀家)</sup>ニ被仰付候事

一、其許檢地之儀 一昨日如被仰出候 斗代等之儀 任御朱印旨 何も所々いかにも入念可申付候、若そさうニ仕候ハ、各可為越度候事

一、山形出羽守并伊達妻子<sup>(政宗)</sup>早京都へ差上候 右兩人之外 國人妻子事 何も京都へ進上申族者 一廉尤可被思召候、無左ものハ會津へ可差越由、可申付事

一、被仰出候趣 國人并百姓共ニ合點行候様能々可申聞候 自然不相届覚悟之輩於在之者 城主にて候ハ、其もの城へ追入 各相談 一人も不残置 なてきりニ可申付候 百姓以下ニ至るまで不相届ニ付ては一郷も二郷も悉なてきり可仕候 六十餘州堅被仰付 出羽奥州迄そさうニハさせらる間敷候 たとへ亡所ニ成候ても不苦候間 可得其意候 山のおく 海ハるかいのつゝき候迄可入念事專一候 自然各於退屈者 關白殿自身被成御座候ても、可被仰付候、急与此返事可然候也

(天正十八年)

(秀吉朱印)

八月十二日

浅野弾正少弼とのへ

命に従わない城主は、「なでぎり」にせよ、たとえ、亡所（住人または耕作者もいなくなった荒地）になつても苦しくないから、山の奥、海のはてまでも入念に仕置きせよ、というのであるから、秀吉の決意の並々でないことが知られる。

しかし、奥州の豪族の中には、切取勝手の中世という時代は、まさに終りを告げんとしていることを感じ取れない者がいた。

それらの者のうち、葛西・大崎・和賀・稗貫の諸氏は、十月五日軍監浅野長政等が帰還の途につくや、その手薄に乗じて大一揆を起した。

その背後には、いたずら者の伊達政宗がいると伝えられた。そこでまず、会津の蒲生氏郷が大軍を率いて北進し、浅野長政もまた駿府から軍を還して大崎に來り、十一月これらの一揆の討伐に當つた信直と会した。

時まさに嚴寒の候に當り、永陣には難があつたので、長政は後事を信直に託して帰東し、信直もまた十一月末三戸に帰陣した。

この措置によつて、中央軍恐るるに足らずとみたのか、十二月から一揆はさらに拡大し、翌十九年（一五九二）正月には、ついに九戸政実一味が叛乱の旗色を明かにした。

### 第三節 九戸政実の反乱と七戸家国ならびに天間館源左衛門

天正十九年（一五九一）正月、信直は三戸城で新年祝賀会を催したが、左記の十人は遂に顔を見せなかった。

九戸将監政実 九戸彦九郎実親

櫛引河内守清長 櫛引右馬介清政

七戸彦三郎家国 久慈備前政則

久慈中務 久慈主水

大里修理 大湯四郎左衛門

これらの諸氏は南部家中では最も有力な勢力であり、すでに九戸政実の下に結集していたのである。

信直も、かねて予期していたこととはいえ、事の重大さに驚いたが、前田利家等と默契でもあったのか、軍を動かさそうとしなかった。

政実はそれに乗じてさらに同志の糾合を図り、応じない者に対しては武力を用いた。

即ち、天正十九年三月十三日、政実は一時に行動を起し、北主馬の守る一戸城を晴山治部少輔に、苦米地因幡のいる苦米地城を櫛引河内守清長および一戸図書に、津村伝右衛門の居城伝法寺城を七戸彦三郎家国に攻撃させたがいずれも失敗に終わった。

岩館武敏著『九戸戦史』は、この時の七戸家国の伝法寺城攻撃について次頁のように記している。

九戸党七戸彦三郎家國伝法寺城の夜襲

七戸彦三郎家國亦同夜五百人の一隊を率いて、伝法寺伝右衛門を伝法寺城に襲う。

城主伝右衛門之を偵知し、防備を設けて以て敵を待つ。

家國、城中かんとして声なきを窺い、喜て兵を揮き、炬火を照して以て城に迫る。

茲に於て城中矢丸雨発し、敵の死傷算なし、家國の兵乱る。

伝右衛門之を見、門を開きて突撃し、家國身を以て逃る。是に於て三方の夜襲皆利を失いて走り去る

この伝法寺城は、現在十和田市東南六・八kmの伝法寺部落の北端舌状台地上にあり、当時の堀跡等を今に止めている。

ところで、十和田市伝法寺字八幡前に今一つ、伝法寺羽立館と呼ばれている広大な館がつい昨年まで、ほとんど破壊されない美しい姿で残っていたが、十和田市の郷土史家によれば、これもまた津村伝右衛門の館であり、七戸家國勢は、伝法寺城攻撃に当り、先ずここを攻撃し、ようやくここを陥したのち、俗称「よつて沢」を通じて南西二・五kmの地点にある伝法寺城を攻め、敗退したという。〔十和田市史』上巻・『日本城郭大系』青森・岩手・

秋田編)

これらの失敗にもかかわらず、九戸政実党の勢力は増大する一方であり、七戸周辺の地士の多くは、九戸党の有力者七戸家國に一味した。(後述)

形勢すこぶる不利と見た信直は、第一回目の奥州仕置軍が残留させていた浅野重吉の献言をいれ、四月十七日、参謀北松斎、嫡子利直に浅野重吉を添えて、前田利家、浅野長吉（長政）を経て秀吉に援助を要請するとともに、五月二十八日、あとを追って自ら京都に上り、六月九日秀吉に状況を報告し、すぐとって帰って九戸討伐の準備にとりかゝっている。（『九戸地方史』・『津軽南部の抗争』）

当然この時奥州再仕置の確約を得たものであろう。

一方これより先、蒲生氏郷と伊達政宗とが、葛西・大崎の一揆の鎮圧を命ぜられ、六月、伊達政宗はこれを鎮圧することに成功した。

このような情勢の変化により、九戸党の中から信直方に傾くものもでてきた。

奥州仕置の軍監である浅野長吉（長政）は、天正十九年六月十五日、南部信直の重臣である東中務と八戸弾正とに書簡を送り、羽柴忠三（蒲生氏郷）は十四日に二本松についたこと、伊達政宗は葛西・大崎の一揆討伐に向ったこと、徳川中納言家康は七月上旬出馬すること、自分達もやがて出動するから、力をあわせて九戸党を成敗するよう命じた。

一方、伊達政宗に対して秀吉は六月二十日奥州仕置のため、徳川家康・豊臣秀次・上杉景勝・佐竹義重・宇津宮弥三郎・伊達政宗・蒲生氏郷の七人を任命したことを告げた。

そして、東中務に対しては、さらに七月十七日の書簡で、左のように早期決戦を指示している。

浅野長吉書状

態申入候、其表之儀南部大膳殿へ御勝手ニ被仰付由候、皆々無如在、被出精之段尤候、我等事此廿五日二本松罷在候間、頓て其表へ可令下着候、九戸、櫛引成敗急度可申付候、隨而上より之御人数葛西・大崎・和賀・稗貫迄可罷越候、其面江大軍入乱候は兵糧調各可為造作候、然間九戸・櫛引事、其以前ニ早速御成敗候様ニ南部殿へ可被申候、縦澄候共拙者儀は人数五千三千之躰にて三戸邊迄可罷越候、萬々大膳殿御為能様ニ申付可遣候間、皆々可心易候

自然此度之儀如在候義ハ可為越度候

猶同名勝左衛門可申候 恐々謹言

七月十七日 浅野 弾 正

長吉（花押）

東殿

御宿所

〔岩手県中世文書〕下卷

いよいよ、奥州再仕置の発令であった。これによると再仕置軍は、最初は出来るだけ信直の力で九戸党を討伐させ、兵糧等の関係から九戸方面に対する大軍の投入は避けたかったようである。

しかし、結局、信直だけの力では九戸党の叛乱を鎮めることは出来なかった。

これらの書簡通り、葛西・大崎一揆を鎮圧した征討軍はさらに和賀・稗貫を討ち、いよいよ九戸一党の討伐に進軍してきた。

八月、打手の大将である蒲生氏郷は、九戸軍討伐の編成を次のように定めた。（『南部根元記』その他）

総大将 三好中納言 秀次

打手大将 蒲生飛驒守 氏郷 二万五千人

武者大将 堀尾帯刀 吉晴 二万人

惣奉行 浅野弾正少弼長政（長吉改名）

横目 石田治部少輔三成

これらの指揮下、九戸城攻撃の編成は、一番から十三番の備に編成されたほか加勢として徳川家康の家臣井伊直政が参加し、また北奥近隣からは、最上豊前守二万人、秋田城之介、小野寺孫十郎、由利庄内が加わり、七番の備えをし、さらに、当の南部信直はもちろん、秀吉の命によって独立を果たしたばかりの津軽為信も加わり、討伐軍の総勢は十万、雑兵までいれると二十万と称された。

このとき、為信に対し、九戸討伐軍に参加するよう指令した秀吉の軍令状が残されているので、左に掲げよう。

豊臣秀吉朱印状（文部省史料館蔵）

奥州奥郡為御仕置、江戸大納言、尾張中納言、越後宰相其外被遣御人数候

然者、南部家中企逆意族可加成敗候旨被仰出候条、大谷刑部少輔申次第、其方事可相動候也

六月廿日 秀吉朱印

津輕右京亮とのへ

当の南部信直軍の構成は『聞老遺事』に詳しいが、ここでは、梁部善次郎著『九戸政実記』によって、信直方の主な部将と、これに対した九戸政実方の武將の氏名を掲げよう。

南部信直方

北左衛門佐信愛、同主馬、同内蔵、八戸弾正直栄、八戸薩摩、毛馬内靱負、同権之助、同三左衛門、東中務、同彦八郎、南少弼、同右馬之助、同吉兵衛、桜庭安房、檜山帯刀、同五左衛門、野田掃部、大光寺左衛門、同彦十郎、大湯五兵衛、石井伊賀守、同又五郎、葛巻覚右衛門、石亀七左衛門、下田治太夫、吉田兵部、福田掃部、奥瀬与七郎、戸来治郎、又重彌五郎、伝法寺伝左衛門、一方井孫次郎、苔米地因幡、切田小太郎、沢田助三郎、江刺家漱兵、田代清五郎、浅石清四郎、坂牛藏人、目時孫助、川守田久右衛門、石川越前、一条但馬、同惣助、一戸惣左衛門、夏井勘解由、金田一下総、同右馬之助、江刺小次郎、梅内左近、平岡玄蕃、岩間将監、目時左馬之助、川口与十郎、沼宮内治部、穴沢采女、三上一貞斎

## 九戸政実方

櫛引河内清長、同左馬之助清政、七戸彦三郎家國、久慈備前守政則、同弟中務、同主水、大里修理亮、大湯四郎左衛門、姉帯与次郎兼政

美濃玄蕃貞繼、坂本雅樂仲満、同新吉、畠山右衛門佐師泰、嶋森安芸、同主膳、中野造酒、花崎彌十郎、上野左衛門、工藤右馬之助、高家將監、晴山治部忠房、円子金五郎、同弟惣五郎、蛇口彌助、晴山玄蕃、長内伝左衛門、同正兵衛、堀野彦兵衛、江刺家一照斎、工藤新十郎、高坂肥前、鳴海刑部、妙見の寺沢別当、野田金五郎、坂本新吉、伊保内美濃、山根彦左衛門、宮野彌三郎、二戸一休斎、輕米兵右衛門、山崎作十郎、奥寺右馬丞、夏井久善、大野彌五郎、同彦太郎、三日市越中、三上斎太郎、車門小左衛門、小袖彌七郎、諏訪新左衛門、二子喜右衛門、大森右馬之助、長内庄兵衛、泉山兵部、鳥谷部孫助、小田子民部、南館玄蕃、横浜左衛門尉、野辺地久兵衛、天間館源左衛門、和田覚左衛門、大浦主殿助、新館兵部、花松左近、有戸喜右衛門、豊良監物、附田甚兵衛、槻箱右京、中里清左衛門、野田靱負、小鳥谷撰津、吉田新兵衛、高館播摩、坂本九右衛門、森田安芸、滝口彌助、名久井勘兵衛、葛西左中、戸来喜衛門、上斗米民部、福田権兵衛、橘伝内、小泉又四郎、岩泉又三郎、桐内山三郎、種市伝左衛門等その数五千余名。

今の上北郡地方に居住する土豪達も互に敵味方に分れて戦ったことがこれでわかるが、特に九戸党は、九戸を中心に、四戸・七戸・鹿角の土豪が結集したものであった。

七戸を中心とする地方は、何といつても七戸彦三郎家国の勢力が絶大であった。

従つて、その氏から、それと察せられる七戸周辺の土豪、鳥谷部・小田子・横浜・野辺地・天間館・和田・大浦・新館・花松・有戸・豊良・附田氏等は、家国と行をともしたのであった。

#### 第四節 九戸城をめぐる攻防と九戸・七戸氏等の滅亡

戦闘は征討軍の姉帯城卸撃から始まった。

姉帯城主等はよくこれを防ぎ、戦つたが寡勢のため陥落した。

政実第一線の防御陣地を末の松山付近に定め、久慈備前をはじめ、二千余騎にて堅めた。野辺地・和田・天間館・新館・花松・有戸・附田氏等もこの陣の中にいた。

この地は天険の地で防御にはもつてこいの土地であったが、この地の利も、この地勢を熟知している信直が敵方にいるとあつては生かすことができなかつた。

信直の進言により、征討軍は迂回作戦をとり、直接九戸本城を襲う策をとつた。

それを知つた政実軍は、直ちに引返し、九戸本城に入った。

籠城の九戸勢は五千、これを攻める秀吉軍は十万である。

勝敗は、はじめから明白のように思えるが、城兵はよく戦つた。

数千・万の鉄砲にも屈せず、数次にわたる攻撃を退け、征討軍に多くの損害を与えた。

中でも七戸家国の奮戦はめざましく、征討軍を一驚させた。

『九戸軍談記』には、七戸家国の勇武の模様が数カ所に出てくるが、その一節に

城中の兵者一人として愚か成はなし、殊に清正・家国とやらんが懸引を見るに、元弘・建武の兵乱に楠

正成軍術を学び、影尾・信玄・氏安が勢ひも欺く采の振様、人数の備へ一つとしてをろかなるはなし……

と、家国を激賞している。

冬將軍の到来、兵糧難、無駄な兵員の損耗を顧慮した征討軍は、軍議の結果、政実に降伏を勧告することとし、政実の菩提寺である長興寺の住僧を使者にたてた。

その勸降伏の趣旨は、速かに降参すれば、天下に対し逆心のない旨を京都に訴え、一門の命を助け、かつまた勇武の趣を上奏し、領知を安堵するよう取計つてやろう、というものであった。

政実の弟彦九郎実親は、その勸降伏の謀略であることを察知し、拒絶するよう主張したが、政実は和を選び、政実以下八人の部将が征討軍蒲生の陣中に降った。

しかし、一端開城したとなると、講和の条件は全く無視され、城中にあった者は、老若男女の区別なく、家族もろとも「なで斬り」にされてしまった。

『九戸戦史』は、この九戸落城の時の七戸彦三郎家国の行動について

清正（櫛引）・家國等其欺かれたるを知り、之を奪還せんと欲す。

而して及ばず。転じて蒲生氏郷を狙撃せんと欲して其麾下に突入す。氏郷の將長谷川・福原・寺西・前野・明石等遮り戦ひて之に死す。

吉晴銃を以て清正を射る。清正創を被り、家國と退き、城に入りて自刃す。

家國搦手門を出でて馬より下り、冑を解き、大に信直の營に呼んで曰く。

政実西軍の欺く所となり、遂に虜せらる。我將に是に死せんとす。城即ち陥るべし。請ふ。君早く兵を進めて之を取れ。他をして先ぜしむべからずと言ひ終り、退き還りて城に入り、衆を諭して搦手より出で走らしめ、其身城に止り、自刃して死す。中略

長政（浅野）捕虜を持ちて西還し、三迫に至りて捷を秀次に報ず。

秀次命じて政実以下七人を斬り、首を京師に伝へしむ。

と記し、『九戸軍談記』にも、家國は、女・子供・百姓等で城中にあるものを悉く逃したあと「家國心安しと、正実の奥方に自害をすゝめ、介錯し奉り、四十三才にて腹かき切て死したりけり」とある。

しかし、この軍記物の記事は、九戸政実方中最大の勇将であった七戸家國を降人としたくない判官びいきのなせる業であり、実際は、『南旧秘事記』・『奥南旧指録』に

長政（浅野）より、家士浅野六右衛門を長光寺（長興寺）に添、城に遣し、先づ礼儀なれば、大将分の

面々下城あり、諸軍勢は二の丸に移るべしと下知に付、惣人数皆二三の丸へ移し、九戸左近（政実）甲を脱ぎ、櫛引将監、七戸彦三郎（家国）、久慈備前、大湯四郎左衛門、大里修理を引具し、九月四日城を下り、長政の陣所に参す。

降人の作法とて各兵具を押られ、囚人の如く押籠、用人稠敷番士を附けられる。

後悔すれ共甲斐ぞなき。中略

九戸一族郎徒与力の者共悉二の丸へ追込、四方より火を懸る。剩へ秋風烈く、猛火焰を渦巻、八方へ散乱して焼上る。

火を遁んと出る者は切殺さる。刃を恐れ逃る者は煙にむせび焦れ死す。

老若男女の叫ぶ声九天に響くらんと目をあてられぬ次第なり。

数代繁栄の九戸城地忽ち一風の灰燼とぞ成にける。

あるように、七戸家国も政実と共に降人となったのである。

時に天正十九年九月四日のことである。

浅野長政は、これらの降人を京都へ送ろうとしたが、二本松において、総大将秀次の命令で全員を打首にしまつた。

処刑の場所については、栗原郡三迫厚地村といい、あるいは石越村ともいう。

なおこの時浅野長政が生捕った幹部の妻子は、ことごとく処刑されたが、七戸彦三郎家国の妻子だけは、家国の妻が、信直方として抜群の働きをした根城南部八戸政栄の娘であるため、特に助命されたという。（『津軽南部の抗争』）

天間館城主天間館源左衛門自身の、この戦闘における働きについては、特に記されたものはないが、七戸家國と行動を共にしたであろうことは確実であるから、勇将とたたえられた家國の働きの陰には、源左衛門の働きもあつたものと見てよかろう。

### 第五節 七戸城の落城

さて、この九戸の乱の当時、おそらく七戸城は、僅かの守備兵は残置したものの、ほとんど空城に等しかつたと思われる。

この間隙をついて、秀吉から九戸討伐の加勢を命ぜられた越後宰相上杉景勝が七戸城を急襲し、これを落城させている。

このことにつき、『聞老遺事』は

越後参議上杉景勝は羽州庄内の地土を先鋒として、秋田を歴て南部に赴き、七戸ニヶ所の敵城を攻陥す。  
と伝えている。

ここに七戸二ヶ城とは一体何処と何処か。

一つは今の七戸城址であることは確実であるが、今一つは何処か。

この問題は、当時七戸彦三郎家国の外に、後述するように、今一人の七戸城主である七戸伊勢慶道がおり、これもまた九戸政実方に加わって籠城し、病死したと伝えられているにもかゝらず、すでにみてきたように七戸伊勢慶道の名は、九戸政実方の武将の中に見当らない問題ともからみ、はっきりと何処、と指定することは難かしいが、伊勢慶道の在城したか否かは別として、あるいは七戸町への入口を扼する七戸町川向の坂本館がそれであつたのではないかと思われる。

## 第八章 中世末期の南部氏の家臣構成

### 第一節 家臣構成

南部信直は天正十年（一五八二）、南部の第二十六代となったが、信直が相続した時から数年後の、おそらくは天正十八年頃のものと思われる『往古御支配帳写』というのが『篤焉家訓』に載っている。

その筆頭には

三百石 田子館 信直公 御部屋住  
三百石 七戸御城 重信公 御部屋住

とあり、次に家臣の石高、城館名、氏名が、壱万三千石の八戸弥六郎からはじまって、三十石の者まで、信直、重信まで含めて二百十五人が連記されている。

この史料に、若干の疑問点があることは既に森嘉兵衛氏が『津軽南部の抗争』一一四頁で指摘している。それは、信直を部屋住と書いているが、それが正しいとすれば、これは信直襲封以前の事となるが、知行が石

高表示である点や、九戸一党も記入されているから、疑問は残るが一応天正十八年頃のものではないか、というのである。

私もその説に従いたい。ただ筆者所蔵の写本『篤焉家訓』には、前記のように、二番目に重信公の名が記されているが、重信はこの時まで生れてもいない。

森氏は、前掲書に、重信ではなく政信の名をかゝげ

三百石 七戸御城 政信 御部屋住

と記している。重信よりは政信の方がよいことは明らかである。しかし、これが政信だとすると、政信は津輕郡代として浪岡にあり、天正十六年（一五八八）死亡しているはずであるから、ここにも疑問が残るが、一応この二人を除外して、その家臣構成をみると、次表のようになる。

南部氏家臣構成表

人 名	石 高	人 名	石 高	
八戸弥六郎	13000	一方井孫八	800	
九戸政実	10000	柏山伊勢	800	
北 松斎	8000	七戸彦三郎	700	
八戸弾正	8000	大釜彦兵衛	700	
浄法寺修理	5000	乙部忠作	700	
南 右馬助	3000	大萱生玄蕃	600	
東 彦右衛門	3000	築田大学	600	
中野吉兵衛	3000	福田治部	500	
大光寺左衛門	3000	一本松善三郎	500	
桜庭安房	2000	北重左衛門	500	
石井伊賀守	2000	栗谷川兵部	500	
大湯五兵衛	2000	枋内彦次郎	500	
北 彦助	2500	小船渡小太郎	500	
毛馬内権之助	2000	毛馬内三左衛門	500	
櫛引河内	2000	月館隠岐助	500	
北 九兵衛	2000	米田左近	500	
江刺市左衛門	1500	計 23人	15000	
橋山五左衛門	1300	石 高	人 数	石 高
沢田助三郎	1300	450	2	900
野田掃部	1000	400	10	4000
葛巻覚右衛門	1000	300	20	6600
奥瀬内蔵助	1000	250	5	1250
内堀民部	1000	200	96	19200
計 23	78600	150	2	300
下田治太夫	800	100	25	2500
戸来治部	800	50	2	100
又重満五郎	800	30	5	150
月館佐兵衛	800	計	167	35000
岩清水右京	800	合 計	213	128000
大槌孫八	800			
槻館左兵衛	800			

註 「篤馬家訓」巻1

次、この表に掲げられている者ならびに、ここにその氏名を記さなかった四百五十石以下の者で南部に居館をもっていた者をあげてみよう。

氏名	石高(石)	城館名	紋
八戸 弥六郎	一三〇〇〇	根城館	靄丸・九曜
九戸 政実	一〇〇〇〇	宮野館	靄丸
北 松 斎	八〇〇〇	劔吉館	靄丸・割菱
南 右馬助	三〇〇〇	浅水館	割菱・二引竜
東 彦左衛門	三〇〇〇	名久井館	九曜
石井 伊賀守	二〇〇〇	野辺地館	藤丸
奥瀬内 蔵助	一〇〇〇	奥瀬館	三階菱
下田 治太夫	八〇〇	下田館	九曜・水車
戸来 治部	八〇〇	戸来館	二ツ巴
又重 満五郎	八〇〇	又重館	二ツ巴
沢田 助三郎	一三〇〇	沢田館	波二兎
川守田 久右衛門	四〇〇	川守田館	木香
津村 伝右衛門	四〇〇	伝法寺館	
櫛引 河内	二〇〇〇	櫛引館	
櫻庭 安房	二〇〇〇	赤石館	釘貫目二星
八戸 弾正	八〇〇〇	横田館	靄丸・九曜

氏名	石高(石)	城館名	紋
七戸 彦三郎	七〇〇	七戸館	四ツ目結
目時 筑前	三〇〇	目時館	両竜
苦米地 因幡	三〇〇	苦米地館	獅子ぼたん
新堀 作兵衛	三〇〇	新堀館	割菱
北重 左衛門	五〇〇	森ノ越	藤丸
石亀 七左衛門	四〇〇	石亀ノ館	割菱・花菱
女宅 右近	四五〇	田名部館	三ツ柏・月二星
切田 小太郎	四〇〇	切田館	水車
石沢善(長)三郎	二五〇	石沢館	四ツ目結
佐々木惣左衛門	二〇〇	田子館	四ツ目結
貝森 弥七郎	二〇〇	貝森館	左リ二ツ巴
木村 李	三〇〇	五戸館	四ツ目結
高橋 駿河	二〇〇		木香
沢里 十兵衛	二〇〇		四ツ目結
田代 清五郎	三〇〇	小沢館?	四ツ目結
小笠原 将監	二五〇	中市館?	三階菱

この時の南部家家臣の総石高は、前記家臣構成表にみるように、信直三百石、重信三百石を除いて十二万八千石であるが、そのうち千石以上が二十三人で石高七万八千六百石であるから、十%の家臣で六十一%の石高をしめ、五百石以上で計算すれば四十六人、石高九万三千六石であるから、二十一%の家臣で、七十三%の石高をしめている。きわめて頭でつかちの構成であったことがわかる。

なお、右の表でわかるように、この当時の南部家の重臣の多くは、本県の、いわゆる「南部」地方に住んでいるから、当時のこの地方が、南部家の中心地帯であったことがわかる。

## 第二節 天間館源左衛門の身分的性格

ところで、七戸地方の家臣としては、九戸政実党の雄であった七戸彦三郎家国が七百石の家臣として登場しているにすぎず、今一人の七戸伊勢慶道の名は見えず不審である。

また、七戸家国等とともに九戸党に属した、天間館源左衛門、花松左近、附田甚兵衛その他多くの者の氏名が全く登場してこないのはどういうわけであろうか。

これらの者は、その氏名が示すように、それぞれ天間館、花松、附田その他の地方に住んでいたことは、ほとんど確実であるのに、その名が家臣団の中に見えない、ということとは、これらの者は、七戸家国とは違い、南部家に対し臣下の礼をとっていないなかった、半独立の地土であることを示すものである。

天間館源左衛門は、おそらく、今もその館址の残っている天間館に居住していたであろうし、他の二氏もそれ

それ簡単な居館を構え、平時は農業を営むが、事ある時は武器をとって、有力な武士の味方をし、その勢力を拡張していったものであろう。

南部地方には、天正の末年頃、まだそのような地士が沢山いた。

それらの者は、近世の初まりを意味する七戸政実の乱に際し、あるいは近世南部藩の開祖となる南部信直方につき、あるいはその道を誤った九戸政実についたのであるが、上北地方の地士の多くは、この地方の有力者である七戸家国への顧慮もあって九戸方についたのであった。

九戸の乱の結果、九戸党はせん滅された。

その結果、地方農民として密着していた地士は一掃され、近世南部藩の行政組織の中に完全にくみこまれていったのである。

